

に至つて、奉公給仕晝夜休息する事なく、傍輩の勞を助け、賄賂を施て、方便を盡しける程に、今は此屋形に、此人なくては叶はじと、原田氏より俸祿厚くあて行ひ、桂の前の側近く、仕へけるぞうたてけれ、奸計ありとは知玉はねど、此女が行跡、佞人のしわざいとうるさしと、兼てより爪木が云へる事は、取上玉はざりし、桂子の思慮の程こそ凡ならね、其頃る同國城の山と云處に、朽木尙光人道心佛と云人ありける、此人も京都の武士たりしが、鎮西の監察となりて、久く此地に住せられ、武勇には加藤繁昌、文才は朽木尙光と、兩輪の如く國中にもてはやされしが、繁昌より三年以前に世を去て、今は其屋形も荒果、蓬生の露打はらひ、尋來る人もなく、過し年の秋、野分荒かりしに、門は倒れ柱ゆがみ、板ふきなりし下の屋も、月漏ぬれば下部ども、皆離散して、今は人道の息女、千里姫を守立たる、善内兵衛介保夫婦、自ら水を汲柴をかりて、姫君を類ける、かゝる幽なる住居に御座けれども、父の學の業をうけ繼て、唐大和の文に暗からず、和歌は伊勢小町が跡を慕ひ、容は衣通姫の古もかくやと、垣間見し人こそ慕すと云ものなく元來やつしきありさまにておわせば、國人武士かたらひよりて、種々に方便を廻し、迎取て妻とせんことを望めども、善内兵衛甚よるこびず、何條入道殿の姫君を、名もなき武士の妻とせんや、思もよらずと、うけがはず、姫も中々に此儘に朽ぬべくとも、心なき夷の妻と云はれん事は、誓てうけじと思ひ入て、年月を送る程に、今年己に十八歳にぞ成

玉ひける、然るに繁氏、いかなる折から、此わたりを過て見初られけん、わりなく云送りけるを、姫も此人こそ聞及たる文武の達人、和漢の才學、朝家の聞へ類稀なる由、かゝる人をこそ、淺香山、影さへ見ねど、淺くやは、思まゑらすべきと、文細密としたゝめて反されける、是より忍びしのびに打かたらひ、深きちざりとなりければ、繁氏ひそかに、荊萱の舊館に迎へ取て、善内兵衛介保に、恩祿厚行ひ、此屋形を守らせ、侍女餘多差添て、舊に歸りし千里姫の榮華の程こそいみじけれ。

爪木千里姫を殺さんと謀る

權藤太數高、如何して聞たりけん、繁氏こそ尙光入道が女に通じ、荊萱の館に入置寵愛し、玉を磨金をちりばめて、殿をしつらひたる由、是れ内亂の起べき萌芽、吾れ本望をとぐべき時に至れるなり、かゝる淫亂なる繁氏を、地蔵の再誕なんと云世俗の愚昧笑つべしと、獨りゑみして悦しは、怖しかりし心なり、實權藤太如きの者は、左も思ひつべき事なめり、菩薩の悲願深重にして、假に人界に生じ、欲の鉤を生死海中に垂玉ひ、縁種を業職田に施し玉ふを知らず、釋尊に羅喉羅あり、上宮太子に山背大兄王子あり、如何ぞ是を誘るべき、皆是權に方便を行じ玉へるなり、世間の教にも、小人の腹を以て、君子を課るを笑へり、況凡身より菩薩を計ら

んをや、數高密に此事を、女房爪木に告げれば、同じ心の爪木が黨類、内々にて示合、折を窺ひ時こそあれ、桂御前は只獨、燈前に書を披て打なめ、都府樓には纒に瓦の色を見る、觀音寺には只鐘の聲を聞とは、管神此の國に於ての御詠なり、吾いまだ都府樓の跡を見ず、觀音寺をも尋ず、近き内に思ひた、ばやと思ひて、誰かあると呼玉へば、爪木を始め彼に與する倭姦邪智の女、櫻木淺茅岩戸とて、四天王と云れし不道の女、一同に走出てかしてまる、桂の前の玉ひけるは、吾今文を見て此國の舊跡、都府樓觀音寺を始、濡衣の女が塚など、尋見んと思ふ、此の由を殿に申し、同道にて見めぐり、其の地其の處にて、哥を詠し詩を作らば、誠に與あるべし、皆々如何との玉へば、爪木櫻木言葉を揃て、君いまだ知しめさずや、殿には此春より、城の山の入道とやらんが女、千里とかや聞淫亂の女に迷玉ひ、晝夜彼の許に通玉ふ、望月殿家木殿は去歲高野に至て後長途の勞に病起て出勤せず堀内は四國に使用して飯らす、千脇殿は大老なれど、日夜酒に酩酊して、何事にもたづさはらず、殿には是を幸と思召れ、苜蓿の古御所に、彼女を迎へ取て、偏に御前の如く、宮仕の女數しれず、威勢日々に増りて傍に人なきやうに振舞、此方に仕ふ者共は、勢を失ひ見る影もなくさふらふ、去る頃佳吉へ御代參として、是なる岩戸淺茅參られしに苜蓿殿より參りし女、千里御前の祈願として、一通の類書を寶殿にこめ置かへりしは、疑ひもなき吾君調伏の願書なるべしと、彼社人に當座の引出物とらせて、件

の願書を取て參られ候と、差置ければ、岩戸淺茅言葉を揃へ、人々の申上る通り、かくては君を始め吾々は、有に甲斐なき世の中に、佳ばかりなる身の上やと、日夜に胸の炎の消る間なく、吾君の御行末の覺束なきに、神に祈り佛に願ひ奉るに、浦山しくも千里殿の御ん方は、日夜の酒宴亂舞に、秋の夜も短しと月にかこち、春の日猶暮なん事をおしんで、入る方を望で、扇を舉て招くとかや、此方には只千賀の浦の見るめ計りの御んちぎり、口おしとは思し召れずや、先づ其願書を御覽あるべしと曰ければ、桂御前色を正し、皆々吾許に仕ふる者とも覺へず、無下に思なる志哉、先其願書を開くに不及吾收置て早足に與へ、空義すべけれども、人を殘んが心うさに取上ず、はやく火中すべし、千里御前と繁氏君の御中の中は、吾とく知ると雖ども、胸中一點の嫉妬もなし、抑女の徳と云は、嫉妬せざるを以て、第一とす、嫉妬の心一度發らば身を亡し家を覆し、百千の災の根となるさればこそ源氏にも、嫉妬の事を先書し、大慈大悲の心を感じ、式部は菩薩の化現ぞと、今の代までも尊敬せり、嫉妬の病は大方の、男子の身にも多けれど、文字にも女に従ふ事、男より甚しく、嫉の意強き教、鳥の跡にもわらはして最耻き事なるぞや、元より殿に男子なし、寵愛の女餘多ありとて、何の憚あるべきや、殊更千里御前は種姓正く、尙光入道は、自らが和歌の師範なれば、息女には猶更教導玉ふ故、歌の道は人にすぐれて、奥儀を極め玉ひつらん、麗かりし水莖の、岡の湊の、なみくならぬ筆の跡、吾

能見知てある物を、殊に彼姫君は、儒佛の道に賢く、天道を恐れ、因果の道に味からずと聞く、罪もなき、人を咒咀は忘艸、をのが上にぞ生と云なる、と諷る歌、などか知らせ玉はざらん、歌に心を寄る身に、かやうの業をなすはなし、千里御前に對面せずと雖ども、容と云心と云、殿の愛させ玉ふこと、理なる御事なり、汝等必誘妬べからず、知らずや奥津白浪龍田山と、妬なかりし賢ためし、誰か是をまなばざらん、其上千里御前もた、ならぬ御身の由、おはれ男子誕生われかし、吾養ひて繁氏君の、御代繼と仰がせ、千里御前と諸ともに、老の樂を期せん、と、祈らぬ社もなきものを、吾心をもしらで、側より嫉妬を發しむ、是れ則吾を思ふに似て、かへつて我を邪道に誘引、向後かゝる淺間しき、所存を以て、我に仕へんと思ふべからずと、奥の一間に入玉へば、四人の女は滿面火の如く、立つもた、れぬありさまにて、漸局へ飯ける、爪木は局にいねもやらで、夜すがら思案し、密に寶藏の内へ忍入、兼て案内は能しりぬ、二重三重の宮をひらき、桂子の重寶原田氏代々女子に相傳る、故實ある、山鳩といへる寶刀を、難なく盜取て己が局に立飯、姫君の御めのと、中村勇太夫早足に、只今急なる御用あり、とく御用出あるべしと、云送りければ、何事やらんと早足は、取物も取わへず走來るを、爪木己が局に招入、あたりの人を拂ひ小聲になり、さても吾君一大事の御事あり、足下と自らならしめて、此事を頼べき人なし、若し此事を承引せず、吾願成就せずんは、忽死すべしと、思きつたる御

氣色故、こは勿體なき御事哉、中村殿と自と、男女の替りは侍ども、忠心はかはりなし、早足が心底承に不及、誰か御心を背べきとく承るべしと申ければ、然らば必ず違背せず、事成就せしめんや、誓をたてよと仰にまかせ、恐しき誓の數々を盡せし時、嬉や汝が得心の上は、願成就疑なしと、一々次第を命じ玉ふ、足下にも定て御違反はあるまじ、さりながら、自も誓を立し上は、主君の御爲なり、御誓言を承る上にて、明し侍らんと、余義なく申ければ、事あたらしき御事哉、姫君御出生の晨より、片時も離れず、御奉公せし此早足、そも何程の御大事なればとて、左程御心を置くべき子細なし、されどもとかくと言んも然るべからず、いかにも誓言仕るべし、當國の靈社香椎宮崎住吉安樂寺の聖廟を掛奉て、御望の事違背仕るまじと、言葉を入れて云ければ、忝き御志かな、抑君の御願と申は、繁氏君荳の古御所に、尙光入道の息女、千里御前とやらんを隠し置、御寵愛まします事を聞しめされ、御いきどほり淺からず、彼方には龍にはこり、北の方となりて、吾君を離縁あるべき由を、申勧る程に、色に溺れ酒に長じ、殿にも内々には其御心ある由、かくては此世に生る甲斐なし、其女を早足に命じ、人しれず殺て得させよ、此事他に漏聞へては、大事なり、汝と早足二人の外、更に他言あるべからず、吾先達て誓を乞しは、此言葉を聞と等く、早足も汝も古事を引、佛語を引て、思止れと諫言せしが、うたてければ、預め背じと誓を乞たり、早足にも必ず如是せよ、若吾

を諫んとて、直に吾前に來らば、汝必弊を上げて我に告よ、我忽白刃の上に伏て、彼に面を合せず死なんが、程に思たちたるものを、など諫ればとて止るべきか、死て惡靈となつて、仇なる人を恨つべしと、居長高になりての玉ふ、顔色常に變り、此世ながらの鬼とぞ見ゆれ、迎も諫は用ひ玉はず強て申さば御自害に及ばるべく見ゆ、進退此處に谷ぬと、辨舌を巧にし邪智に任て語りける、早足更に得心せず、嫉妬は女の習ながら、我主君桂御前は、吾れ朝夕に守生育奉り、御性質を能く知處、妬毒なんど露程も、ましますべき御方ならず、抑天魔の入替りしや、其千里御前とは對面こそし玉はね、平生詠歌の贈答などありて、たがひに親しき御中なりしに、さある事こそ心得ねと、更に疑はれざるを、爪木笑てさすがの早足殿とも思はれず、子を養事を學で後に、人に嫁する者あらずとこそ承る、増て格氣嫉妬と云もの夫の行跡正しければ、一生を終迄發るべき疾にあらず、時に臨で起なり、誰も嫉妬は惡事ぞと、知らぬ女はなけれども、異方に心移りて、吾身獨圍の中に、泣わかしたる時にのぞんで、則座に無間の底に入とも、誰かかへり見ん、姫君和漢の賢女を學び、妬の心ましますと、人の稱美し奉りは、畢竟相手の無き故なり、然れども直々に御尋あるべくは、御意に任玉へ、吾は仰が背かたし、此由を告奉らん、御いたはしや吾君は、御身を刃に貫き玉はん悲さよと、虛泣しければ、勇太夫心まどひ然らば御意に従ひ侍らん、去ながらたしかなる證據ばし侍るやと問、爪木打笑是

程の大事に、證據なくてやあるべき、是御覽せよ自らは存ねど、姫君の仰には、早足若吾命にあらじと疑はん時、これを出して與ふべしとありしが、そも此刀はいかなる子細あるらんと、知ぬ體にて問ければ、早足横手を打て、今迄はよも姫君の御意にはあらじと、心にくかりつるが、此寶刀を見て、疑氷忽にとけぬ、抑此寶刀は、姫君の御先祖、原田何某宮崎の八幡宮より、夢中に授玉入處の寶物、山鳩の寶劍なり、是は姫君此館に、御入與の時、某が持しのみ、其後は寶藏に堅く封し籠られし、桂子の御守刀なり、佗人の手をふるべき物にあらず、さては姫君の御嫉の心、生じたるに必定せり、淺間しや尋常の女なりとも、人を害する程の嫉妬は、ある事まれなり、さしも賢女の譽ありし姫君の、かゝる行跡あらんとは、住吉宮崎の神もしろし召れど、嫉妬の心程恐しき事はなし、諫んとすれば御命あやうし、主命に従はば、千里御前を害して、殿の御歎を生ず、是非もなき身の上かな、某元來強氣一片にして、才覺なければ、かゝ時進退宜道を知らずと、途方にくれしが、漸心を静め御前宜く計らひ玉へと、寶刀をたづさへて、立出れば、仕濟たりと咲を含獨悦び居たりける爪木が心を恐しけれ。

荊萱道心行狀卷一終

菀宣道心行狀記卷第二

早足漆河に乞丐を斬る

中村勇太夫早足は、原田氏譜代の功臣、勇氣絶倫なる男なれば、桂子の傅として、弱年より仕けるが、今度桂子より思よりざる密事を命せられ、心中には甚不審に思しが、寶刀を授られ、此刀を以て千里を討べし、是則自手にかけて、討に同じとの玉ふ由。爪木が申せし上は、疑べくもなし、去にても罪なき人を害せば、必桂子の御身に報はんといと心苦し、嫉妬に依て人を残たる人、其身に報はざるはなし、漢の呂后梁の郗后の類、計るにいとまなし、其上千里御前は繁氏のたねを胎中にやどし玉ふと聞、何とぞして助まいらせ、年月を過さば、嫉も止とあるべし、一旦かゝる企われども、佗日必後悔あるべきか、其時臍をかむとも甲斐あるまじ、一期の大事此時ぞと、思わづらひしが、心づきたる事ありて、菀宣の館へは行で、漆河へぞ急ける、此處は和哥にも詠する名所にて、拾遺雜の部に、名にはいへど、黒くもみへず漆河がさすがに渡る。水はぬるめり。とあるも此處なり。此邊に齡廿余の女の眉目容人に勝たるが

五歳なる童子とともに、普門品を讀誦して、往來の人の憐れを求る乞食あり。何さま其古は由ありげにて、斯淺ましき境界なれども、袖にすがり袂を取て、物を乞事などは、曾てせず、若き男どもは彼が艶なるにめで、彼これと云よれど、一向應對をもせず、顔打赤め、さし俯たるまま、いと愛敬ありて、人皆心を動しける、早足過し頃、所用ありて此あたりを通り、不便に思て用脚興へて過けるが、此事を思出し、是天の興へなるべし、抑此女吾手に掛ずとも、迎も飢寒にせまりて死なん命なれば、此者の首討て千里御前と偽とも、誰一人見知たる人もなければ、事調はんは治定なり、不便には思へども、姫君の御身代とし、跡ねんころに吊て得させんと思、側近く立より用意の料足取出して興へ、いかに女、汝は何處いかなる者ぞと問、女答て古より此地に住、乞食にて侍れば、其先何者の果には存せすと云、早足重ていやとよ女包となかれ、何と陳ずとも元來の非人にあらず見處あり、年は幾箇名は何と云ぞ。語るべしと問詰るも、後世吊ひて得させん爲に、ねんころに問、心の底を、神ならぬ身は露知らず、御尋黙止難く候へば、申上侍らんとすれば、先だつ物は懐舊の涙、唯一重の鶉衣の袖をしぼり侍るぞかし、自らかく落ふれては侍れども、古しへは名ある者の子にて、都に生長此國へは主君に従て來り侍る、然るに主君は任の内に病死し玉ひ、家を繼玉ふ男子なく、姫君一方ましませど、盛衰に順下々の習、日々に仕へ奉る者も離散し、御めのとの何某と自ばかり残り止

りしが、御暇たびければ、力及ばず立出しが、右も左もしらぬ火の、筑紫方に由縁はなし、其處よ此處よとする間に、玉田與藤次清忠と云嬌亂者、言葉を巧にして深くかたらふ、誘引水わらばと思ふ折からなり、打連て家に至て見れば、清忠には妻女あり、則此子が母にて侍る、かゝる子まである中を、情なく追出す、妻女は子に離てゆかし悲しさに、泪ながら夫の前に跪き、實も色に愛心迷玉も理なり、此姫御前吾とは、花の梢と深山の推柴、立双べき姿ならねば、恨むべきやうはなし、只此子が乳母と思召、此家に差置てたべ、此子だに身に添侍らば、あの姫御前の履を取り、水を擔柴を運てなりとも、奉公致し侍らんと、子故に迷山猿の、腸を斷悲に、自わるにもわられねば、思よらざる憂目を見る事よ、かゝる事とは夢にもしらす、清忠殿とはかたらひつれ。さりとは許てたべと彼女房に向てわび、清忠に手を摺りて、今迄の如く此子の母御と、睦しくおはしませと、涙を流て歎ければども、聞も不入泣々此子を置て、古里へ立歸れど、子を思ふ夜の鶴の、雨にも風にも行通、軒端にイて、人目を忍ぶ親心、自亦清忠が目を忍びて、此子を抱、扉の陰にて乳を與へさせ互に心の中を明、袖をしぼらぬ夜半もなし、然るに或夜雪いたく降たるに、例の如く來りて、扉の外にイたるとは吾も知て、さぞ寒からん痛はしさよと、心は外に運べども、清忠いねもやらで居たれば、せんかたなくさましくなぐさめ、折を待つ心の苦さ、語るも胸の碎る如し、されども清忠いねんず氣色はなく、

雪は彌増に降積り、竹の折る音窓にひびき、風の音扉にあたりて、夜已にふけぬ、歸りしやいかいと、覺束なさ氣づかはしさ、云べきかたもなかりしが、漸清忠いねてげり、嬉やと扉を開けば、南無三寶此子が母は、吹雪に肌凍、立すくみになりて息絶たり、自ら余りの悲さに、覺へすわつとさけびしに、清忠驚走出此ありさまを見て、後難をや恐れけん、亦是菩提心や發けん、其夜の内に行方しれず、身を空蟬の虚衣服果たるありさまにて、朝夕の煙もたてかねたり、其上彼女房に、老たる母一人あれども、朝三暮四の養も誰ありてかなすべき、飢つかれ侍らんか痛はしく、此子が爲には現在の祖母なり、亡人にかはりて、何とぞ養とくべしと、吾身の衣服調度を、悉く沽却し、千辛萬苦して、口を送りしが、次第に糧盡家破て、今は寒を防衣もなく暑を凌麻衣もなし、里人に膝を屈手を摺て、憐を求といへども晨に一飯を得れば夕には一飲をも得ず、吾身は飢渴するも前世の業よと思あきらむべきか、老て子に離たると、幼なくして親を失ひたるは、多の人の中にも、四窮とかや名付て、憐むは世の習なれば、増てや一度夫と約せし人の子なり、亡人の母なり余の齡なき老の身なり今吾養育せずんば誰か願へり見る人あらん、何とぞ此兒を養とげて出家となし、此世なから紅蓮の氷に閉られたる亡母の菩提を祈せんと、普門品を授け教れば能記て御覽の如く讀誦、仕候、由なき長物語に、御足を止奉、し恐多さよと、拜伏せし領首の、清く白かりければ、早足斯はいと能斯得べか

りしか最前よりの物語に女が志の殊勝さ、類まれなる賢女哉と感じ入て涙を止かねければ、日頃の強みも出ばこそ、討べきやうもなかりしが斯ては中々本意とげがたかるべし、さりとして此女ならで、年齢と云容儀と云、御身代にせん者あるべからずさりながら是程の女を、だまし討にせんも無下なり、心底を明し覺悟させて、殺ばやと思ひさてく哀なる物語、感涙を催せり、適賢女なる哉、其容儀にて人の妻妾とならば、子も老たる母も、安く養ふべきを、斯乞巧となる事は、捨られたる夫なれど、兩夫にまみへぬ心底ならん、中々の事御推量の通、放埒不義の夫なれど、夫は夫吾は吾、何ぞや二夫にまみゆべき、ひしる此儘に飢死すとも、女の道に背べきやと答ければ、早足點頭、汝に於て誰か能志を奪はん、さて今も其老たる母と兒を安樂に養ば、汝吾望に任てんや、仰迄もなし、それ故にこそ遠近人に面をさらせ、今にてもわれ此子を生育て出家となし、老母を養て、最後を見届てだに玉はらば、譬は吾身を以て、新刃の刀を試されんとも、露塵程も命をおします、唯妻妾と呼ぶ事は、財寶に飽満ともうけがはざるのみと云へは、早足悦ひ然らば吾心底を明すべし、吾れは是當國博多の守護、加藤左金吾繁氏の北の方、桂御前に仕へて中村勇太夫早足と云者なるが、吾主君身には綾錦をまとひ、食膳方丈八珍の美に飽き玉ふと雖ども、汝が粟豆の餉百綴の衣に、をとりたる御身の上、語るも面目なけれども、嫉妬の心盛にして、繁氏の愛し玉ふ千里と云人を、某に命して討し

ひと、聞もあへず何と仰候や、其千里と申は、若城の山の住人尙光入道の、息女にてはましまさずや、中々の事入道殿の息女、千里御前と云に驚、はつと計暫く物もいはざりしが、せきくる涙を押止て、御姿を見奉れば、勇猛に見へさせ玉ふ、譬千里御前の御方に百千の従者ありて防戦とも叶まじ、況彼の御方の味方と云は介保殿とて老人一人、いかでか君に敵對せん、姫君の御命今風前の燈の如し、君能御思慮をめぐらされ、何とぞ千里姫を害し玉はずして、桂御前の御いさとをりの止べきやうはなく候やと云を、早足不審に思ひ其方千里御前にいかなる所縁ありてさは云にや、さん候わらは、幼少より彼方に仕て御慈愛他に異にて、朝夕御側を離れず、召つかはれ侍しか、御家衰へ、下々皆離散せし時も、残り止り侍しを、汝は容も人並なれば、かゝる處にて吾と共に朽果んは不便なれば、何方へも行て宮仕せよと御暇玉はりぬ、是非にをよばす清忠に嫁し侍りしは最前申上たる如し、斯淺間しき身とは成果さふらへとも心は朽ぬ武士の種なり、あはれ御身に代て死せは、生前の本望たるべきが、一旦乞巧となりたる身なれば、よも御承引ましますと、扱君の御望とは、如何なる事にてましますやらんと問、早足が心中渡に舟を得し心地にて、最初より汝を以て、身代とすべき心にて、用意して來りつれど、見るにつけ聞に從、上古にも例まれなる女なれば、だまし討にせんが本意なさに、さてこそ様子を明せし處に、元來彼方に仕へしとあれば、主君のために命を捨るは、人たる者の望

處、吾其方が首を討て、千里御前の御しるしと云とも、御對面なき桂の前、御疑ひはよもあら
 じと思は如何に、吾望と云は此事ぞと云、女聞てさては斯淺ましき身にても、御身代になして
 玉はるべきか、云にや及ぶ其方が覺悟だに極りなば、人の見答ざる内にと、鍾本くつるげ身か
 まへすれば、嬉しや此儘にて、飢につかれて死せん吾命を、主君の御爲に死なん事、生前の悦
 なり、去ながら痛ましきは老母の身の上、今朝住家を出る時、今日は何とぞ此處を離玉ふな、
 此曉の夢の思はしき、此身になりて物忌などは、似氣なき事なれど、所は水城の堤の邊にて
 其方の死たまひしを、清若と吾一人にて、野邊の送せしと見て、夢なりけりと覺ての嬉しさ、
 思ひ出して語るさへ、思はしや穢はしやと、綴の袖に取付て止め、今日は必ず出玉ふな、一日
 食事を忍べばとて、忍ばれぬ事やある、平にひらにとありしを、振放て自なぐさめ、御心やす
 かるべし、金銀衣服を貰し夢も、幾度か見侍れども、袋に満し事もなし、夢は逆まなる物と聞
 今日仕合よからんと、さもしき言葉も世につれて、心祝の門出が正夢となる冥途の門出、
 去にてもわらはが死後に、頼奉るは老母と此子が身の上、是だに願の儘ならば、死しても草
 葉の影にて、手を合奉ると涙を流せば恐や一命を乞受る程の大事、互の心の信と實、盡すし
 てなるべきか、老母は向後吾母とし、此小兒は一子と思ひ、養育して出家相續せしむべし、弓
 矢神宮崎の宮も照覽われ一言の虚偽あらば、侍の冥加に盡さんと云ければ、こは忝なし此上は、

此世に思置く事なし、然らば此子をすかして、住家へ歸し侍んと、清若が手を取て、汝此年月
 吾にはなど父はなきぞと尋しが、今日こそ父は來り玉へり、今日より朝夕御側を離す、何事も
 仰を背事なかれ、早家路に歸て、老母に告て悦ばせまいらせよ、吾も父御と打連て、跡より行
 べし、早々急げとすかしければ、早足も清若が髮搔なで、久しや清若今までは淋き思しつらめ、
 明旦よりは吾家に連行、美しき小袖を着せ、恐心に任てん、とく行て待べし、とくくとい
 さめられ、さも嬉しげに打咲て、己が住家へ走り行を、女は後姿の隠る迄見送り、是が此世
 の見納と、わつとさけば早足も、道理哉、理哉と、共に涙にむせびける、女漸落涙を押して、
 最後延ては心や亂ん、早々討て玉はるべし、此一通は自が、實の父母の由緒ぞと、養母の末期
 に玉はりてより、肌を離ぬ親の本名、生てだにましますば、一度はめぐり會べしと、樂思侍
 りしも、今は徒事となりぬ、清若成長の後、吾が生育の恩を思は、尋させて玉はるべし、
 若此世になき人ならば、追善回向してまいらせよと、仰ふくめられ、別しては清若が母、雪中
 に凍死で、此世より八寒の苦痛を受つれば、未來も定て虎を婆とやらん云る、地獄にあるらん、
 態々吊て出家堅固にとげよと、教訓頼奉る、時刻移ればとくくと、西に向て合掌し最後を
 待けなげさに、あつと感じて早足は、用意の平包より、白綾の小袖一重取出し、吾れ豫て其方
 を討て、此小袖に包て、桂の前の見參に入んと思しが、思の外の覺悟の上、是を着して最後の

念佛あるべしと、女に渡せばは有難し、末期に非人の綴を脱て綾の衣を身にまとへば、此世ながらに解脱の思ひ、未來成佛疑なしと、綴を脱捨白綾の小袖衣紋けたかく着したる姿、いかなる籠中北の方と仰とも、耻かしからぬ天性の美質、容と云心と云、かゝる女もあるものか、かほどの賢女を只一刀に空くなさんか是非もなし、清若が尋求ん哀み、老女が愁歎一と方ならぬ泪の雨、吾身一つに降かゝり、御笠山の笠にても、笠島の笠にても、防方なき袖時雨、早足が鬼髭に、酒泪は深き夜に、窻うつ雨の音もせで、軒の垣衣につたふが如し、女は一向見ひきもせず、端座合掌して、南無西方極樂世界阿彌陀佛、たすけ玉へと高聲に唱へければ、早足泪を押ながら、後へまはり太刀振上、南無阿彌陀佛の聲と、もに首討落し、死骸を木陰に隠置、上の衣に首引包小脇に掻込、一さんに千里御前のまします、刈萱の關にぞ急ぎける。

千里姫九州 逃る

誰知一片笙歌裏、已漁陽、鼓聲わらんとは、千里姫斯とも知玉はず、筑紫琴播ならし、爪音けたかく、七尺の屏風も踊はなどか越ざらんと、一曲いまだ終らざるに、桂の前の御傳中村勇太夫早足介保と打連、密に來て言葉を揃、事急に候へば詳に申上ず、一刻も早く此御所を御立

退、當國山かく御崎より、商人船に召て、播磨國明石の浦へ到らせ玉へ、彼處には介保が妻の兄、井口の嘉平太と甲者の候へば、彼を御頼みありて、暫御忍ましますべし、則ち御供には介保が女房、雲井を召連させ玉ふべし。かれは男にも勝たる者にて、甲斐々々しく侍れば、御心やすく思召れよ、船中にては、西國順禮の者と仰られ、御身を全し、御産目出度をはしませ、繁氏公と再び御對面ある迄は、必御身をつゝしみ御待あるべし、事の子細は跡にて相知れ侍らん、斯申間も心許なし、雲井は早用意して、御庭に待候と、兩人言上しければ、千里姫は唯夢の心地して、先子細を聞てこそ、ともに斯にもなりなん、如何なる事ぞと尋玉へば、早足氣をいらちて、千言萬語只是にありと、白綾の小袖に包し首取出し、刈萱殿の北の方、柱御前の命に依て、討ち奉りし千里御前の御首御覽せよ、跡は介保と某が計略にて、何事なく取はからひ、御身の上御安全に仕れば、御氣づかひ有べからず、速に御立退あるべし、忠義の女に犬死させ玉ふな、とくゝと勸れば扱は自を助んとて、何人を殺せしやと、近く寄て能々見玉ひはつと驚、こはそも淺ましや、是は自幼少より側近く仕し彌生と云し女ならずや、介保よく見よと仰ければ、善内兵衛涙をはらゝと流し、あなむぎんや彌生にて侍る、適男子に勝れる忠死、耻入たるは此老人と指俯く、千里姫彌生が首に向て生たる人に物云如く不便や汝は恩もなき主の爲に、一命を捨たるよな、自父入道殿にをくれまひらせし後家、衰人皆逃亡に

し時も、只一人残り止て、馴ぬ手業に身をやつし、辛勞せし志言葉にも述べたし、薪を樵水
 を汲、形かじけ身つかれて、昔にかはる面かけながら、さすがに人に勝れし容を、此儘ならば
 徒に吾にもに朽果んが、余りに便なくをばへければ、何方へも行って人に嫁すとも、奉公給
 仕すべくも、心に任せよと云しを、再三辭退せしがば、生命を背く不忠の女と、心にあらぬ言
 葉を荒げ、彼に心を残させじと、情なき吾一言、心に恨て音づれもせざりしが、何處の浦に住
 居やすると、朝夕思出せども、行衛しれず、自再び世に出て、此殿に住ながら、汝を尋出
 し、せめて一日榮花を見せざりしは、皆自が誤なり、ざりとてはゆるしてよ、果報つたなき者
 も世に多かれど、汝が如き者はなし、昌し時は行衛知れず、今亦吾死する時、早足に出合て、
 命を捨し悲しさよと、彌生が首に抱付、前後を忘れ玉ひけるを、介保早足一同に、せんなき御
 歎に時移りては、彌生も犬死、唯速に御立退るべしと諫ければ、千里姫彌生が首を取て三
 度戴き、吾繁氏公の御たねを、胎内にやどせし上は、出産の期迄は大切の身命なるを、吾に代
 て死たるは、繁氏公へ第一の忠臣、をもんせすんばあるべからず、是は吾父入道殿の取持にて、
 自身ら離ざる本尊如意輪の像、扉に父の手跡にて、いつまでと、思心も初瀬山尾の上の鐘の、
 わはれ世の中、と詠歌を書置玉ひしを、殿にも見せ奉り物なり、是を殘て證據とせば、よも
 疑あるべからず、介保さらばと立出玉へば、介保が女房雲井とて、男まさりの剛強の女、力士

の如きが、庭上に旅よそほひして待受、甲斐々々しく、御供にわらは参り侍れば、路次の程少
 も御氣づかひあるべからずと、頼母しく申せしかば、せめても少し便を得て、住馴玉ひし筑紫
 を出て、名にのみ聞し播磨がた、明石の浦へぞ落玉ひける。

介保自殺して主君を救ふ

善内介保早足に向て、御邊の御厚志ならずんば、吾主人何を以て一命を保玉はん、此上の計略
 には、何とぞ彌生が死骸を、主人の閨中に入置、何者の仕業とも知れざる躰にはからはん、屍
 を取來ん、所は何れの地ぞと問ふ、早足點頭して、吾も其謀事にて、彼死骸を埋す、足弱御邊
 なれば、往復にひま取べし、いで取來らん此使門を開て待玉へと、行かと思へば須臾にして歸
 り、彌生が屍を介保に渡し、件の本尊に、彌生が首を取添て、博多の館に走り行、勇太夫が
 働、誠に名は實の寶と云るが、彼が如き莊なる兵、亦世に比類あるべからず、善内兵衛介保は、
 彌生が屍に姫君の衣引かつけ、硯引よせ一通の書を殘し、腹十文字に搔切て臥ぬ、斯て屋形の
 上下、此山を見て物も云わへず、唯周章まよふ許にて、何の辨もなかりし中に、一通の書置わ
 り、坡見れば其文に曰く、
 臣介保申置く一通の志趣は、某弱冠の昔より古入道殿の恩澤を蒙る事、山岳猶ひさく、

蒼海還てあざし、中年にして家事を執て威權大に振ひしかと、賢良の臣を君に薦る事なかりしかば、徒に祿を費す謗りをまぬかれず、然ありて後、幻き姫君を傳奉て、夙に夜はに、志をはげむと雖ども、一事の功とすべきものなし、入道卒去のみぎり、孤を臣に託し玉へり、此に於て益心力を盡すと雖ども、從者悉離散し、奴婢皆逃奔る、而して後廢館に止て、わづかに薪水の勞ありと雖ども、是唯婦人の態なり、何ぞ丈夫の忠としもいはん、こゝに不計して繁氏君の寵幸を得て、吾主此亭に移る、此一事に於ても、愚臣萬端の思慮をめぐらし、繁氏君の性氏と、人才とを以て許諾す、然れども臣が本意とせず、傍人の誹脱れ難し、況や今般の事義、言誠の及ぶ處にあらす、主君を賊の爲に害せられ、熟睡して不知と云事、婦人小兒と云ども耻とせざらんや、吾耻千歳に残て万人の笑を助けん、千悔百罪とも盡期あるべからず、願くは吾君に志あらん人、敵の行衛を尋探て討て靈前に手向忠義を全し玉へ、恐惶謹言し

愚臣介保とぞ書たりける。時に年六十五歳なり。

先此由を博多へ申送るべし、但し此方の御事は、未北の方へも老臣千脇殿にも深く御包まします由なれば、出頭堀内九郎殿迄密に申送り、ともかくも繁氏の、御下知に任せんとひしめけども、元より此屋形には、男子は奴計にて、皆なまめける女郎花、亂わひたる計にて、泣より

外の事はなし。

苺萱道心行狀記卷第二終

荊萱道心行狀記卷第三

桂子花茵に舊跡圖を觀る

夫君子の心、本然の樂を失ふ事なし、凡天地の間に滿る物、心目の觸る處、皆以て其樂を發するに足り、況花木芳艸の、時を得て盛なるをや、然れども、物の寓べくして、物に溺べからざるは、君子の心なり、物に寓るは天理の、以て樂む處、物に溺るは人欲の以て苦む處なり、寓ると溺との間察せずんばあるべからず、されば花園に艸木の花を愛玩は、古今人情の同く然る處、君子と小人とを隔す、然れども、君子の花を愛するや、何ぞたい艶色に耽らんや、天地生物の氣象、物に顯るを觀んとするのみ、小人の艶色を愛し、物を玩で、志を喪ふの比にわらず、繁氏元より、君子の風ありて、物を愛して溺る事なく、四季折々の花木を集て、後園に植て樂とし玉へども、彼の小人の心を園圃に役し、花の色を競争輩とは、其愛する所天地を隔たり、頃は仁平二年壬申彌生中旬の虛も長閑に梢には黃鳥の、己が春よと思わかれる風情して、聲滑に轉、燕は池邊の土を含で、翩々として舞ひ、蝶は紛々として、花間の香

を尋ぬ、繁氏は内室桂子と望春亭に遊宴して、詩歌の詠吟、糸竹の調、酒宴已に闌にして、繁氏の曰く、過し頃當國の歌枕、見まほしと望王ふ由、やさしき所望にて侍れば速に同道して見せまいらすべき事ながら、政事繁多にして、今に於て其義に不及、何の日か暇を得て、國中を見せまゐらせんか。其期計がたし、爰に先考當國下向の昔、閩境の地理を辨知らんため、干脇源太左衛門只一人供とし、潜に當國を巡りて、悉く記し、橋本嘉心とて書を能せし者ありて、京師より従ひ來りしを、側近く召仕はれ、彼れに命じて具に圖をわらはし、寶藏に深く納て、狼に見る事を許さずと雖も、今日此亭に於て見せまゐらすべし是れ居ながらにして、國中の舊跡を知る、希代の重寶、凡此繪圖一度披き見て、胸中に記憶すれば、當國の地理、山川林澤、丘陵田野、獵人が、鹿を求る深山の徑迄、掌を見るが如し、此の故に家臣の中にも、此圖を知る者千脇望月二人のみなり、然れども、今日は幸侍女ばかりなれば、苦しからずと自ら宮を披て、錦囊より、一軸の畫圖を取出し押披き玉ふを桂子を始、侍女各立寄て熟見るに、丹青の妙神に入て、目を驚す、繁氏桂子に舊跡を指示して一々に物語し玉ひける。

繁氏國中の舊跡を語る 附濡衣の女の事

繁氏桂子の間に従ひ、國中の舊跡を、指しめし、先當國の中央に名山あり。則御笠郡寶滿山

と號し、常國の鎮守玉依姬の御社なり、竈門山とも名付、御笠山とも申なり、吾幼年の昔、此處にて、學問せしときは、殊更案内は能く知ぬ、風景勝し佳境なり、古へ大江匡房此山を讀玉へる歌に、

竈山、たい夜をこめて、降つもる、峯の白雪あけてこそ見め。

とあり、此方にあるは、太宰府なり、都督府とも云、亦西の都とも云、彼處は則安樂寺、天満宮の御社なりされば古へ或る者此の御社の紅梅を、神の愛させおはします、飛梅ともしらすやわりけん、一枝折て立去りしに、其夜の夢に、

情なく、折人つらし、吾宿の主わすれぬ梅のたち枝を、

とわらたなる夢想の神詠、聖廟の神徳は、語るに不及、誰か仰ぎ奉らざらんや、此に見ゆるは幸の橋として、詠歌も余多ある、名高き橋なり、向に見ゆるは榎木寺、是も聖廟の御舊跡なり、此の處に鶴の群居て遊ぶ處を、うるはしく書たるは、湯の原とて、萬葉集にも、此所を讀る歌あり、太宰の帥、大伴の卿の詠に、

湯の原に啼き田鶴は吾ごとく妹にこふれや時わかず啼

是此處を詠せし歌なり、其方に螢の集りし、夏川の景、面白くゑがきし處は、伊勢の御の歌に、たへず流る水の泡の、うたかた人に、おはできへめや、と讀し思川にて侍るなり、同じ水ゆく

川なれど、川上にては、名も異に、石階川と名付たり、伊勢物語に、業平の、色になるてふ、ことのなからんと、詠じたる、染川は、此國にて愛染川とよぶ、則天満宮の御社の南に流る小川なり、萬葉集に大伴の百代の歌とて、

思はぬを、思といはば大野なる御笠の森の、神し知らめ、

とあるは四王寺山の西の麓、大城の山、水城の關、住吉袋島袖の淡、千代の松原、袋生の浦、浪かけの岸、鶉濱、荒船の御社は、高大明神と申て、奥の島に御鎮座なり、其外和歌に詠せし舊跡、此圖を以て見る時は、掌を見るが如く、國中の地理、海陸の遠近、往來順路、閑道に至る迄、丹青を以てわかち、示之虚なりと、一々教玉ひければ、桂子大に感じ妓ひ、誠に此圖を、一度披き見る時は、國中の地理、城郭の要害、胸中に朗なり、佗見を許させ玉はざるは、理にて侍る、座中には、男子一人も侍ねばこそわれ、はや御收あるべしと、さすが勇士の女とて、心ある一言、繁氏も悦喜ありて、桂子は和歌の浦に心をよせ、鋪島の道に思を運び玉へば、俚諺に云歌人は居ながらに知る、名所舊跡、問玉はずとも知玉ふべけれども、汝等は知べからず、語て聞せんするぞ、此あたり近き、聖福寺の西門の邊に、古墳一堆あり、われこそ濡衣の女が塚なり、されば濡衣の女と云は、往古聖武天皇の御宇、佐野の近世と云し人、筑前守となりて、常國に下向せしが、京より具して來りし妻、此國にて程なく死しければ、其後

當國の女をかたらひて、後の妻としけるに、此女かたちは、いとうるはしかりしが、心飽までよからぬ者にて、先の妻の生し娘、一人ありしを、甚悪み、いかにもして、此娘を失ばやと、朝夕心を苦めて謀をめぐらしけるが、志賀の浦に釣する蛇を、ひそかに招きて曰、汝此處へ来て云べきやうは、京の姫君こそ、夜なく、吾許へ通ひ來り玉ひつるが、衣を盗てをはしつる、歸してたべと高らかに呼べしと、能々云ふくめて、色々の引出物をとらせて、歸しける、斯て次の日の曉、守の屋形へ、件の海人來て、兼て頼し如く、聲高く呼ばりければ、父の守此由を聞いて、大に怒り、娘が臥たる一間に行て見れば、濡たる衣を引かづきて、いとよくね入たり、是は繼母が、娘ね入たるを伺て、打殺たるなり、父は計どとも知らで、怒り増々つゝのりて、忽娘を殺ける、繼母は仕濟たりと、大に悦ぬ、其年も暮て、次の年、父の近世が夢に、娘來て父の前に居て、二首の歌を詠じ、さめくと泣て、かきけして尖にけり、父夢さめて、其詠歌を吟じ、味ひ見るに、まさしく繼母の、しはぎに疑ひなしとて、志賀の海人を捕て拷問せしかば、ありの儘に白狀しける程に、繼母を追出し、其身は娘が菩提のために、出家して、松浦山に住て、一生を送ける、世に松浦上人とぞ云ける、是よりして虚名を負たるを、濡衣さるとは云傳へ侍る其夢中の二首の詠は、

ぬぎさする、其夕ばかりの濡衣は、ながき虚名の、ためしなりける、

濡衣の、袖よりつたふ泪こそ、なき名を流すためしなるらん、此二首の歌を語り傳へ、世の人あはれみて、彼女の塚に種々の手向して、なき跡を吊ひしが、今代遠く舊たれば、其故をだに知る者なく、年々春の艸生ぬるのみ、古墓すかれて、田となると云へば、末の世には彼の塚も、知らず、田園とやららん、彼の塚のみにあらず、某今先考の業を繼て、威勢九國に冠たりと雖とも、亦是夢中の榮花にして、槐安國に樂を極し、唐人の一睡の如し、今にも無常の刹鬼來れば桂子を始、汝等が如き侍女、千協望明以下の譜代相傳の臣も従ふ事あはらず前路茫茫として識心業に隨て走り、只吾獨行後世の旅、年月を経て物變星移ば、繁氏と云者ありしと、知る人さへも稀なるべし、遍照の家集に、夕暮に蜘蛛の最はかなげに、巢かけ侍るを見て、常よりも哀にて、

さゝがにの、空に巢かくも同じこと、またき宿にも、幾世をかへん、と詠せし如く、金殿寶閣に居し、子孫萬世の計を營むとも、何ぞ欲する處の如くならん、白樂天が詩に所經多舊館、大半主人非なりと云し、げにさる事ぞかし、汝等かまへて、常住の思をなし、歡樂にはこり、貪着の心あるべからず、との玉ひければ、桂子は感じ入玉ひ、誠に仰の通にて侍り、かゝる定なき世にありながら、女はわけて無常の迅速なる事を知る者なく、粉黛を施ては美色をかざり、絃歌の淫聲に、男子の心を蕩す、罪深き身にて社さむらふ、其上に

猶人の愛を奪ひ、妬毒心をたくましふす、併世の中の仇なるを知る故に、只いつ迄も存へて
 あるとこそ、思ひ侍るらん、後の世の苦しさをわきまへざる愚さ、いたくなげかはしき、世の
 人心やと、の玉へば、満座ひそまりて物音もせず、岩瀬の局す、み出て、御二方の仰、吾々ど
 ととき心なき耳にさへ、感じ奉り候、さりながら何とやらん、説經者の法談を承り候やう
 にて、頻に無常を觀し、御酒宴の席、打しめりて、忌はしげに相見へ候、殿には此程相續て、
 御政務の御勞、今日偶の御遊なれば、かく物がたきありさま、然るべからず、いで自ら酒わ
 かやがせまゐらせんと、花園の中に殊更すぐれし名木、李夫人と名付し、櫻の今を盛と見えし、
 木の下に席を移し、望春亭より、繁氏夫婦を始、侍女悉く花の陰に誘引し、齡は老ぬしかは
 われど、花をし見れば物思もなしと詠しは、誠にて候ひけるぞや、局が如き頭に雪をいたしき、
 額に波をたゝみても、花の下に歸るべを忘るは、美景に依てなり、翁さび、人な咎そがり衣、
 今日ばかりは人々、樽の前に酔を勸る、岩瀬がひとさし舞かなでんと、上の小袖をつぼ折て、
 扇をさつと押開き、人更に少時なし、須惜べし、年常に春ならず、酒を空うすべからずと
 聲をもしろくかなでければ、満座興に入り、亦酌かはす盃の、數重なれば、各醒して歌舞
 詠曲、さまざまに樂らさばむ、桂子盃を繁氏の前に置て、誠に局の計ひにあらずんば、今日
 の宴は何とやらん打しめりて、心よからず、興なき風情なりしに、よくも取はからひつれ、君

にも今一献きこしめされ候へかしと、自ら酌執てす、め玉へば、繁氏悦喜あさからず、酒を十
 分に請て、誠なる哉韓退之が言に、盃行て君に到らば、手を停る事なかれ、萬事を被除する
 は、酒に過たるはなし、思へばよしなき物語に、座中の興をさまし、打しはれたりしを、局が
 働にて、斯にぎはしく春日の興を催せり、殊更某秘藏の李夫人の花の陰、一入面白き酒宴
 の席、岩瀬が才覺、感じ入たり、歌一首詠じて、局にあたへ玉へと、自ら筆を染て待玉へば、
 桂子とりあへず、

かすならぬ、身をも忘れて木の下、花に馴ぬる、春の夕暮、
 と詠じ玉へば、繁氏感稱し玉ひ、再三吟じ玉ひ、道秀歌にてこそ侍れとて短尺に書て、岩瀬の
 局にたひければ時の面目世の聞へ、浦山さる人なからんや、有がたしと押いたしければ、繁氏い
 で吾も一首詠じて、局にあたへん、此度は桂子筆を染玉へとて、
 山櫻、また一花もちらぬまは、心の餘所に、聞あらしかな、
 と詠じ玉ひ、いざ書て局にあたへ玉へとありければ、桂子筆を染て、再三吟じ玉ひ、打しはれ
 たる風情にて、書もやらすさし俯き玉へば満座の人々、こは如何なる御歌なれば、斯は渡らせ
 玉ふらんと、互に目を見合たる計にて、物をも云はず、辭りかへつて居たる折から、花さそふ
 嵐も吹かず、梢いとしづかなるに、此櫻動揺して、苔める花ふさ、繁氏のひかへ玉ひし、盃の

中へ旋々とめぐりて落入たり、繁氏盃中をきつと見て、盃を置いて、長歎一聲、泪淋然として曰、君見すや、此花いまだ開かずして、先落散、是を人間世に譬へば、廿歳の前後にして、壯年に至らず、然れども無常變易の世の習にて、老たるに先たつが如し、おしまる、時散てこそ、世の中の花も花なれ、人も人なれ、秋後の衰葉のみ、嵐のさそふものと知て、年齢の若きにはこのは知者のわざにあらず、此花の蒼ながら如是落たるは、繁氏が年の若きをたのみ、且家の繁榮にはこり、世の中の常なきを忘れ、色を好み酒に溺れ後の世の事を思はざる淺間しさを、さすかに佛神の見はなち玉はで告示し玉ひぬと覺へたり、あなとふと、かゝる教をうけながら世俗の塵に汚て、浮世にながく心をとめ、誠の道に歩を運ばでやあるべき、今日の宴會も是迄ぞと席を立て、直ちに學問所の方へ入玉へば、桂子も興さめて奥をさして入玉ひぬ、局を始め上下の侍女、今日の御酒宴に度々無興ありて、打しめりぬる事、いかさまにもたゞならず、わはれいかなる珍事か出来たらんと、さゝやき合て胸をいため、肝をひやさすと云者なし。

繁氏官羈を脱して叡岳に登る

斯て繁氏は酒宴の席より直に學問所に入て心を静め、熟世の中の、わたなる事を觀じ、誠に此身の爲に、日々に營む處の業、何か流轉の種ならずと云ん、六趣に經歷せん事、車の庭に旋が

如く、五欲に沈着する事、膠の草に着たるに似たり、悲哉名利の毒酒に酪醒し、恩愛戀慕の繫縛を解ことあたはず、聊も回光遍照の念なく、此生を徒に送らば、悔ともおよばじ、今日の酒宴にや、もすれば、無常を觀する心發て、和歌にも不覺詠じ、言にも發しつるは、當に我本心の顯ぬべき秋至ぬと覺たり、殊更先に答める花の盃中に入しは、佛の我に示諭し玉ふなるべし、何ぞ營々として名利の塵中に、此生を過さんや、速に遷世せばやと思きはめ、硯引よせ書置の一紙を認んとし玉ふ處に、爪木は今日の酒宴の席へも、取勞のよしにて出ざりしが、ひそかに此一間に忍來て、繁氏の前に踞、大息ついて申けるは、自ら今日の御酒宴に御供いたさず候ひしは、ゆゑしき大事出來して、何とぞ君に告奉たく、心を碎て此處彼處に、隙を窺ひ侍りし故にて候、さても吾君桂御前にはいかなる天魔の入かはり候やらん、荊資の關にまします、姫君の御事を聞召つるより、朝夕御憤甚しかりしが、昨夜御めのと勇太夫に命じ、御いたはしや彼姫君を、あへなく討玉ひ、何者の所爲とも、知れざるやうに計らはせ玉ひ、今日の御酒宴にもさりげなき風情にて、御遊の席にましませし御心の程、我君ながら恐しき御事御油斷あるべからず、斯嫉妬深く渡らせ玉へば、御憤の余には、君をも恨させをはしまさるんも計がたしと、誠に恐入たるにて申ければ、繁氏大に驚き、こはそも夢かと計にて、暫時は物もの玉はざりしが、漸驚き定て心を推靜思がけなき珍事、今更いかんとも前後をわ

さまへがたし、さりながら桂子に於て、かゝる殘忍の行跡あるべしとは思はれず、疑はしき事とも哉と、の玉ひければ、爪木懐中より、千里の前の守本尊を出して、君御疑ましまさば、此厨子を開きて、御観あるべし、北の方早足を討手に命じ玉ひし折から、我いまだ千里に對面せざれば、其面を知らず、彼が首を討來るともたゞしき證據を持來れと、裏をかへせし御詞に、早足黙止がたく御首と共に取來りし肌守の本尊、桂の前手に取て見玉ひ、げに此扉の歌は、吾詠哥の指南ありし、古入道の手跡なり、今は疑なし、首とともに何地へも埋よとて、自に玉はりしを、御首は早足にあたへ後日の證據と密にたづさへ、御覽に入候と、申ければ、繁氏取上扉を開き見玉ふに、

いつ迄と、思ふ心も初瀬山、尾の上の鐘の、あはれ世の中、と疑もなき、入道殿の形見の詠哥、扉に残せし鳥の跡、肌身をはなさやりし、千里の守本尊、歎所なし、いかに主命なればとて、情なくも討たるよな、先早足めをや切て捨ん、善内はなと、やみく／＼と討せつる刈萱の關に走向、さやつ原一々に討てやすつべきと、太刀を取て立玉ふが、亦默然と座して暫く目を閉、やゝありていかに爪木、此事はしし人に沙汰すべからず、我思ふ子細あり、人目もつゝまげ、はや立かへれと、の玉ひければ、仕濟たりと悦て、爪木は一間を立出ける、繁氏長歎して、あゝ誤たる哉、我かゝる事なくとも、世塵を避心發し、既

に一紙の書置を認めんと欲せしに、由なき今の怒なりけり、夫怒は俱胝切の善根を焼と聞ものを、元來かゝる亂を牽出せし源は、吾一念の迷に路を踏違て、女色に溺れ、邪姪を犯せし罪惡より始り、人命を斷、瞋恚を起さしむる事、皆以て我なす處なり、誰をか恨誰をかとがめん古人の云君に勸恨を結事なかれ、恨深ければ解がたし、一日の恨千日に解とも徹せずと、亦哥にも、人しれず、苦き物は忍山、下はふ葛の恨なりけり、と讀り、我今桂子が殘忍なるを、深く恨しは、誠に心の闇に迷しなり、斯愛事をするべとして、片時もはやく世をのがれば、誠は煩惱則菩提、只何事も一睡の夢、漕行舟の跡の白浪、南無阿彌陀佛と元どりふつとさりすて、所詮書置も無益のわざなりと思て、手馴し扇に筆を殊し、一首の歌に、

ましらなく、深山の奥に住果て、馴行聲や、友ときかまし、
と書てなげ捨、便門より忍び出、叡山へこゝろざし、夜半に紛て、立出玉ひける、

繁氏異人に逢い誨を受く

陌上花開蝴蝶飛、江山猶是昔人非、と東坡が詠せし詩も、今身の上と思知る、繁氏法師の心の中、いとわはれなりける、さしも昨日迄は、肥馬に珊瑚の策をあて、前騎後乘威風あたりを拂て、なびかぬ艸もなかりし身の、今日は人目を忍びぬれば笠傾て、牛牽童、鉤する海人にも

路をゆづり、漸として京師へ往通商船に、便もとめて、打乗玉ひぬ、過し頃京都へ趣玉ひし折からは、水主當人舟歌を唱つれ、色々の舟印旗指物、海の面に満て、花紅葉の散しけるが如く、見る人目を驚かせしに、今はわやしき商人の、積重たる難具の陰に、身をひそめて、夜はいとねられぬ儘に、思出まじと、心にいましむれど、さすがに懐舊の泪も、催されけるにぞ、斯ては誠の道にも入がたく、若や悪縁にふれば、再三途に沉やしつべきと、思かへし念佛して、しばしまとろまんとすれば、舟子どもの荒々しき聲にて、浦かなしくも遠く來にけりと唱ふをききて、

來し方も、行衛もしらぬ沖に出て、あはれいづこに、身をばおかなん、

と口號とかくしてひびきの灘もなだらかに過ぬ、佛の御はからひにや、風さへすゝみて、あやうき迄に、走りのぼりて、いつしか、攝津國河尻とかや云處に着ぬ、舍求んと此處彼處さまよふ處に、年齢拔群にたかく見ゆる翁の、鳩の杖にすかりつゝ、繁氏法師をまねきて、

人生易老學難成 時去時來苦我情

九十風炎春若夢 莫下奔塵世惹虛名

光陰惜ひべし、時人をまたす、今幸ひに俗塵を出たり、何ぞ速に叡岳に登らざるや、抑彼山は學匠三千に余り、八宗の英傑、星の如く集り、何れの人に學とも、佛敎の奥議を、極めさら

んや、中にも黒谷には、現に大勢至菩薩まします、權に沙門の身と現し、暫く顯密の敎を、學侶とにもに學玉ひ、時の至るを待玉ふ、然れとも肉眼を以ては、何れか勢至の應現ぞと、知る人さらに有べからず、吾汝をわはれむが故に敎示す、彼上人の本意は、衆生成佛の徑路、一向專修の念佛にあり、後年必上人の化導、大に振ひ、四海悉く其徳を仰きて、人々悉く唱名の一行を修せん、理哉淨敎は、釋尊出世の本懐時機相應の法にして、萬行の宗致衆徳の根元なり、汝必彼上人に從て、唯佛願を憑み自行化他ともに唱名を以て第一とすへし、現に西方補處の薩埵に值偶し奉る事、をぼろけならぬ事そかし早く彼地に至るへし、暫も足をとゝむる事なかれ、吾は是汝が生國宮崎の神なりとて、忽一條の白雲と化して、西の空に神去玉ふ、法師感涙を押へて、御跡を伏拜、吾豫てより叡山に登らんと、志つれども、何れの人に依て、學べしともいまた思わかたさりに、斯神勅を蒙る上は、心を決して其上人に從ひ、專持名號の外更に余の禮誦を修せず、偏へに淨業を勤むへし、まのあたり、勢至菩薩に親近し奉り、慈誨を蒙らんこと、是併八幡大菩薩の神恩なりと再拜し、心大に歡喜して、叡峯黒谷をこゝろざし、足にまかせて急ぎ玉ひける。

千里姫播州に至て危難を脱る

湖聲偏懼初來客、海味惟甘久住人とは、かゝる處をや云べき、いと物すそき浪の音を、所に住
 馴し人は、何とか聞なして、夜をやすく眠らん、來し方の山は、誠に三千里の外の心ちして、
 霞遙にへだてたり、さても千里御前は、勇太夫か働にて、危難は脱玉へと、雲井一人を
 便として、遙なる舟路を凌、幸じて播州に至り、井口の嘉平太と云者は、雲井が兄なれば、始
 終具に語て、再繁氏より迎の興來る迄、此の處に影を隠してたべと、ひたすら頼て、明し暮さ
 へ玉へとも、彼紫の上の、浦人の、しほくむ袖にくらへ見よ、波路へたつる夜の衣を、と詔
 玉ひしも、吾身の上かと、獨かこち玉ひける、百夜ふけ人辭りて後、千里の前の住玉ふ、一間
 に忍やかに物語する聲きこへければ、次に臥たる雲井、あら心得す、今宵は宿のあるじ父子と
 もに用ありとて出ぬ、誰あつて姫君と物語すべきや、いふかしさよと起出て、耳を傾け能々聞
 は、いと老たる聲にて、時々打しはぶきたり、物の隙より窺へは、八旬にたけ玉ふらんとをば
 へて、眉最白く秀たるか、墨染の衣に、香染の袈裟をかけたる、僧にてぞ御座、こは不思議
 や何處より入玉ひけん、更に不審はれがたけれとも、左もあれ何事をか語玉ふらんと、心を
 静めて聞居たる、老僧の玉ひけるは、いふかしと思玉ふは、いかにも理にて侍れとも、疑心な
 く聞召せ、先づ疑を晴し玉はん爲、往事の御身の上を申侍らん、抑も此明石の浦大山西寺の側へ
 來て忍ひ居玉ふは、情ある武士の爲に命を助け、あれなる雲井が夫、善内兵衛介保が、下知に

て候はずやと、聞へければ、雲井はいと、いふかしさに、胸とゝろき足ふるひて、身の毛もよ
 だつ計なるに、さすがに武士の名を得たる、古入道殿の息女とて、色をも變せず對座して、さ
 ては疑處も侍らす、さりながら、いかなる御方なれば、左程迄吾々を、御いたはり候やらん
 との玉へば、老僧打えみて、吾は當所より六七里へだてたる、法花寺に年久しく住る者なれど
 も、御身の父入道殿と、深き因ありて、浦山國をへだてつれども、心はつくしの果にも通て、
 影身に添て御身を守りし、此老法師、心へだてす聞玉へ、今宵ゆゑしき大事あれば、其難を除
 まいらせんと、斯推參せしめ候なり、其子細は、事長けれと畧語て聞せ侍らん、先御身を害
 せんとせしは、全く桂子の命にあらず、爪木といへる、大悪人が謀りし事なり、然れとも彌生
 か忠死に依て、御身も命を全し、早足も忠義の志をとげて、其後は踪をくらまし、山林に
 引籠、彌生が約束を違す、彼老たる母と、幼子を養育す、善内介保は、彌生か忠死、早足か志
 を、徒にせじと、身代の計畧を全せし自害、爪木夫婦が方寸より出て、多の人を若しめける、
 繁氏は御身討れ玉ひぬと聞て、世をわじきなく思て、遁世せらる、去なからは則菩提の因と
 なり、永く生死を離て、本朝無双の大道心と、末代に名を残すべし、繁氏遁世の旨、朝廷に
 奏聞せしかば、繁昌繁氏二代の功勞少からず、繁氏か縁家なれば、博多の守護は原田に命せら
 る、繁氏か臣等、一人も離散せずして、幼女を守たて、名跡を繼しひへしと、忝き勅を受、

一門他人悦を同しふす、然るに數高訴論を企繁氏謀反の由を奏す、千脇望月主君いさゝか不義の企なき由を申開くの間に、數高誅せらるべきを、逐電して今此國の邊土に隱故、爪木を捕て夫の所在を尋問、きびしく推問せしかば、思もよらず、御身を害せし次第桂子の命なりと偽し様子詳に白狀に及び、桂子の悲歎言舌の及處にあらす、御身かくて御座と知り玉は、いしばかり悦ひ玉ひつへし、爪木は牢獄に繫れ、夫數高と同く誅せられんと原田氏きびしくいましめ置る、斯て事治ぬ、繁氏の行衛を尋ねんと、舊臣等諸國を徘徊し、東西に奔走す、此程原田氏の家人に日野の藤次丸岡源六と云者當國高砂に來住て、所の名主庄官を招き、九州の苜萱殿、故ありて本國を出奔し玉ふ、是に依て吾々が類、普諸國を尋探、自然此あたり、苜萱殿の所縁ありて、隠住玉ふ事もやと、遙此處に來る間、其旨在々に觸知しめよ、其人をだに尋得ば褒美は心に任てんと、ねんごろに頼しを片土の民の癡に、聞誤て心得たかひ、九州の探題苜萱殿こそ朝敵と成て身の置處なく、諸國を流浪し經歷玉ふと聞、自然當國にも所縁ありて、來り住んも計かたしと、高砂の浦に來て、詮議し玉ふ武士あり、苜萱とやらんに少の所縁ある輩なりとも、擲取て出さば、御褒美定て重かるべしと、家より家に語傳ふ、浮説虚誕は民間の習、吾も我もと打集ておはれ彼余類なりとも、擲取て財實心にまかせばやと、のしるを、此家の亭主嘉平太が甥に、馬路の兵藤次とて山守なるが、忿心盛なる者にて、我叔父

の方にこそ、九州より若き女の、凡人ならず見ゆるを叔母なる女の連來しが、若やと心に、叔父に此由を告、元來大惡無道の嘉平太父子、さればこそ九州より懐胎の身として、女一人を供とし、遙なる此國まで逃來りつれ、恪氣嫉妬なんと云、輕々しき事にてはあらざりける、かゝる人を隠し置て、他人に財を儲させんのみか、雲井と正しき兄弟なれば、吾々も必定罪に行はれん、いしくも告し兵藤次哉、一刻も早く擲捕て身の科をのがれ褒美に預るべし、但し汝も知る如く、雲井は吾々とは似ずして、祖父が勇を受繼て、大力にてあれば、普通の男は、たやすく敵しがたし、便なき事ながら、弓よくひける者を頼み、射殺して後、繁氏の妻女を擲て出すべしと、一子と、もに、近き邊の淫者の、弓ひく者をかたらはん爲、さてこそ雲より立出たり、御身は近々に胎中の子を産し、しかも男子たるべければ、ゆゑしき大切なる身にてをわせば、早く雲井とともに立退玉へ、路の程は御心安かれ、此の法師見へ隠に御供して、便なき方迄送届まいらすべし、長物語に時こそ移れ、吾は當國法花寺に、開基の昔より年經て、住る狐なるが、本尊觀世音の佛勅に依て、御身の父入道殿没後より以來、影身に添て危難を守る、猶行ささにて形を現し對面すべし、早く此家を出させ玉へと、忽白狐の姿となり、かき消如く失にけり、雲井は始終を見聞に付、夫の別の悲さも主君の家の騷動も、大方ならぬ悲なれど先づ目前の主君の大事歎てかへらぬ過來し方を、無益の悲歎に時をうつさば、後悔すとも甲斐

あるまじと、思定て一間に走入り、一々次第はおれにてとくと承りぬ、片時も早く立出玉
 へと、調度取したため、宿直袋に納て打負、姫君を肩にかけ、其處とも知れず立出れば、以前
 の法師が聲にて、此方へ來り玉ふべしと、幽に聞へて行前に、最青き火の光、路を照せば、雲
 井はいと必強く、狐火に従ひて、足に任せし閑夜の旅、佛力加祐の不思議の案内に、をぐら
 の山も、たどるまじを、頼ありける是偏に古入道殿信心厚き故なりけり。

苺萱道心行狀記卷第三終

苺萱道心行狀記卷第四

千里姫男子を産む附野孤喜平太を眩す

斯て千里姫は、喜平太が家を脱出て、狐火をしるべとして、其處ともしらず迷行、いまだ幾許
 も行王はざるに、後をかへり見れば、人澤かまびすしく、松明多燈つれ、火の光次第に近づき
 ぬ、必定喜平太父子が追來るなるべし、こはいかゞせんと、さしも心剛なる雲井だも、途方に
 くれたる氣色なれば、まして千里御前は肝魂も身に添で、消も入べき風情にて、せん方もなき
 折らか、最前の老僧忽然と現じ、御心を勞し玉ふ事なかれ、吾身斯つき添まいらす程は、御
 身の上いさゝか御氣づかひ有べならず、此處は大山寺とて藤原の宇合の御祈願に依て、開基し
 玉ふ御寺にて、靈驗いちじるしき薬師如來の道場なり、幸御身胎内の男子、程なく誕生し玉ふ
 べければ、此本尊に行末の事どもをも祈玉へ、當寺の號を大山寺と申は泰産兒の文字にさへ叶
 て、かたぐ頼みある舍ぞかし、院内の坊舎十三軒あつて、即薬師佛の十二大願、十二神將に
 かたどり、各名匠碩學の居住し玉へば、餘所に見玉はん様こそなけれ、早御入あるべし、此

方へと導て、御堂の内に入、便よき處へ置まいらせ玉へ、誰咎人もあるべからず、追手の奴原は、吾よろしく計べしとて、門外に立出ける、嘉平太父子は近邊の悪黨、粟賀の黒木左平次、松井權八郎信連とて、強盜の張本なる者をかたらひ、手にでに松明ともしつれ、弓に矢をはけ其處よ此處よと呻罵來て、まさしく此路より外へは行まし、此法師の深更に只一人、行居たるいふかしさ、若かくまひやしつらんと、御坊只今此處へ女二人來りしが、見失つるは、和僧のかくまひ玉ふと覺えたり、彼は朝敵の妻妾、逆徒の餘類なれば、せんなき者に方人して、御坊まで愛目を見玉はんが笑止なり、早く出して吾々に渡されよと、罵はづかしむ、老僧笑て曰くいかにも推量の通、吾かくまひ置ぬ、されば窮鳥懐に入る時は、ますら男のやたけ心も引かへて、是ら憐は人情の常なり、況釋氏の身として何ぞ救助ざらん、たとへいかなる罪ありとも、愚僧にめんじ玉ひて、各飯去玉へと云ければ、いやとよ其女はらは假染ならぬ罪人なれば、かくまひだてして、ともけ首を失はんより、早く出して、其身の難を脱るべし、さもなくては、法師とは云せじ、搦とりて拷問すべしと、取まさたり、老僧點頭して、是非に不及、然らば渡さん受取玉へと、傍より女性二人を出して、一度は沙門の役なれば、かこひまいらせつれども吾も共に愛目におはんが迷惑なれば、出しまいらするぞ、何事も宿世の事と思玉へと、推出せば、嘉平太父子走寄て、千里姫を搔抱て、いかに雲井、よくも汝は朝家の御惡ある、刈萱が妻

女を連來て、吾をも罪にをとさんとせしぞと、中に取込少も働だてせば、千里姫を害すべし、尋常に繩をかゝるへしとて、松井權八、黒木左平次、かけ奇て搦たり、此上は法師に用なし、打捨置べしとて、悦いさみ、女の足にて路、はかどらじ、かはるく負行べしと脊中に負て急ぎしが、折から雨降出て、松明一度にはつと消、行前更に見へわかず、目ざすもしらぬ暗夜なれば、前に立たる者の聲をしるべにたどるけるに、口頃有ともをばへざる、山に登り谷に下り、ゆけども往とも己が家路に至る事を得ず、其間此處彼處の木に根に躓き、岩角にあたり亦は谷に轉墜て、身體に數け所の疵を蒙らざる者なし、こは口おしや、まさしく狐狸に化されたりと覺たり、吾々山野を家として、道を行事數十里は、物の數とも思はざるに、此のごとく勞果たるいふかしさ、其上わすかの路にて、山坂などは少もなきに、谷峯を越へたる不思議さよと、暫く息をつき居たる程に、夜すでにわけはなれぬ、さればこそ勞するも理なれ、此處はまさしく、法花寺の麓にてこそあり、行程はわづかに六七里にすぎされとも、路もなき處を迷來つる故、かくは勞たるらん、生捕を負たる黒木松井は、いかせしやと云處に、松井は年舊たる卒都婆の、所々朽て、文字さへさだかならぬを、負き出來たる、黒木は苦むしたる、石佛の欠損したるを負て、此女は嘉平太とは似ずした、かに肥ふとりたれば、其重さ鐵石の如しかゝる女もある者か、殊に肌冷さ氷の如しと、獨つふやき、汗を流て出来る、是を見て嘉平

太父子大に驚き、さては件の法師めは、古狐にてありけるよ。せんなき奴に出合て、夜すがら勞せしのみか、思がけなき法花寺詣てに千里姫を取にがしつる腹立さよと、齒咬して後悔すれども、今更すべき様もなし、黒木松井も、初て夢の覺たる如く、面目なき次第哉、かゝる有さまを人の見たらんには、さぞ笑そしりなん、是より亦追かけたりとも、一夜をへだてつる上は、近邊にはあるべからず、思きつて住所に歸り玉へ、由なき人にかたらはれて、一期の耻をかきつるよと、嘉平太父子を打捨て己が様々にけ歸ぬ、嘉平太もせん方なく、すごとくと家にかきつるよと、往還十餘里の行程を、見苦しき姿にて、勞たる足をひいて、漸にたどりつきぬ、其夜甥の馬路の兵藤次も、千里姫の跡を追て、大山寺へ走向徒黨の者を尋ぬる處に、一味の者とて一人の男出合て、此方へ來り玉へと招き、路もなき處を夜すがらたどりて、身體にあき間もなく疵を蒙り、辛じて此處に來り、始終を語れば、嘉平太漸心づきて、さては吾々利に走り、非義の行跡をせし故、鬼神の惡を受し故なるべし、恐しや今より後、かゝる慾心は起さじと、思かへして其後は、千里の行衛も尋ざりけり、斯て千里姫は、老僧の案内にまかせ、本堂に至て其夜は本尊の前に通夜して、曉近くなる處に、承仕法師とをぼじさか、關伽汲て來り、人々を見て、宵の程は、御堂に通夜せし人もなかりつるが、其後は門戸かたく戸ざしつ、何方より入てやあるら、あなん不思議や、とかくに人にてはあらざりけりと、眞言を誦、印つくりて心見

るに、誠に非常の者にてはなかりける、定て狐狸の類に、あざむかれて來りし者なるべしとて院に歸て、住僧に此田を告げれば、住寺開玉ひて、いかにも汝が云る如く、鬼か神か、狐こたまやうの者の、仕業にてあらんず、いと不便なり、吾行て尋ぬべしと、同宿引ぐし本堂へ入玉ひ、女性は何れの處より來るやと問玉へば、千里御前事の様を、詳に物語し玉ひ、法の師なり、何事も包侍じとて、古郷の事とも迄わかし玉へば、住僧大に驚玉ひ、さては入道殿の御息女にておわしけるかや、野僧は京師の者にて、入道殿とは師檀のよしみあるのみか、和歌の奥義を習受て、ちぎり深かりしが、九州下向の後、久しく音信も絶ぬ、吾も此國に移て住職年を重たり、不思議の對面、ひとへに古入道殿にわひ奉る思なり、併法花寺の觀音、常寺の隣王善逝の、靈驗なり、去にても九州にての事は、海山をへだてぬ、わづかに、十餘町が程にましませしを、しらで憂住居させまいらせし事の悔しさよ、此處はさすがに寺院なれば、門前に御住居あるべしとて、沙汰人に命し、在家のいとうるはしく、いさきよき家を取つくるひて下部一兩人附置、萬にたらざる事あらば、心へだてず仰あるべしと、様々にいたはり玉へば、九州を出て後、初て安堵の思をなし玉ふ、斯てわづかに五七日を過てやすらかに男子を産玉ふ千里の前兼てより、繁氏の物語を聞玉ひしに、筑紫の國博多の東、石堂口の川の邊にて、石佛の地藤の御手より、一拳石を得て、廿四日の曉に誕生まし、其石を得玉ひし處の名に依て

石堂丸と名乗玉ひし由、誠に希代の因縁なり、此兒亦廿四日を以て誕生する事、偏に地藏菩薩に宿縁ありと覺たりとて、則父の幼名を以て、石堂丸と呼玉ふ、此兒の容、尋常の童子にあらす成長の後、必名譽を顯すべしと、大山寺の住寺、大に其相を奇なりとして、愛しいつくしみ玉ひける。

荻萱黒谷に到りて叡空室に入る

鳥の將に息はんとする時、必其林を擇ぶ、人の道を求めるにあつて、必其師を撰べし、師は人の摸範なり、吾を生ずる者は父母なり、吾を成者は師友なり、されば荻萱法師は神勅にまかせ、黒谷に到らんと欲し、登山して先山の形を見るに、嶺には舍那の棺を双べ、麓に止觀の海を湛へ、東塔西塔横川を三塔と號て、戒定慧の三學に表し、日本無双の靈地なり、熟開基の昔を尋るに、延暦十一年十一月十一日王城を、今の平安城に定玉へる時、先其地を占玉ふに、四神相應の勝地万代不易の都なれども、長位にあたる日枝山に佛法を弘玉はずば、障あるべしと奏せし折から、傳教大師常山に顯密の二門を弘鎮護國家の道場となさばやと思玉ひて、其由を奏し玉へば、天皇の叡慮大師の御心と符合せしに依て、日枝山の名を改比叡山と號し、法の燈、皇の御代と、もに、万世に傳て絶ざらしむ、三千の坊舎軒を並、久修練行の學匠、積功

累徳の高僧、星の如く集り、佛日高く千仞の峯を照す、誠に九州にて、聞しは物の數ならずと目を驚す計なり、根本中堂に詣で心靜に拜し奉り、それより黒谷に到りて其地を見るに、四隣寂然として清淨なる事譬を取に物なし、勢至菩薩の應現は、去にても何れにやましますらんと、思わづらひイたる處に、山鳩飛來て荻萱法師の前に下り、人の物云如く、法師の面をつくくくと詠て、忽ち飛上り慈眼坊叡空の住玉ふ室に入り、其後は行方しれず失にけり、扱は此坊にこそあるらん、まさしく八幡宮の御示しと覺たり、暫も猶豫すべからずと、門内につと入て、是は九川より世を遼て、佛の道に入べしと、一筋に思立て、禮義作法をもわきまへざる、ふつゝか者の田舎法師が、まかり上りたるにて侍る、あはれ推參の罪をなだめられ、御坊中に召仕はれば、薪を樵、水を汲の勞は更に身をおします、勤侍んと、高聲に云入ければ、おこの者こそ來れと、僧衆あやしむ事限なし、叡空はるかに此聲を聞玉ひ、自立て妻戸を押開、吾過し夜の夢に、九州宮崎の社より、宮人來て、吾太神のめぐみいつくしみ玉ふ人を御坊に暫預置玉ふ、穴賢めぐみいたはり玉ふべしと、あらたなる靈夢ありしは、此僧の事にてあんなれとくこれへ來玉へと請じ入て、和僧は如何なる所存ありて、愚僧が庵室へは尋來しぞとのたまひければ、某が望は、學問をはげんで、出世の僧とならん事を欲せず、隱遁の思のみにて侍れば、此御坊中にて、御教化を蒙り、年來の本意をとげばやと、さてこそ推參仕て候へと、答られけれ

ば、空師心中に此遁世者は、尋常の者にてはあらざりけり、宮崎の神慮に叶つるも、げに理よ
 と思玉へど、表には唯さりげなくもてなして發心の因縁を尋玉へば、始終具に物語し玉ふ、空
 師の曰、善哉汝愛欲を斷じ、諸有を空とす、此關を越來れり、何れの道をか難とせん、然れと
 も道高き事一尺なれば、魔の高き事一丈とは、古哲の戒なり、努怠事なかれ、佗日若古郷の
 妻子親族尋來るとも、必相見となかれ、則汝か志を奪魔障なり、堅く防て近づくべから
 ずと、策進の詞親く教諭し玉ひければ、荆叢も大に悦、信仰の心あさからざりけり、空師則ち
 寂照坊等阿と名づけ玉ひける、時これ仁平二年壬申夏四月廿四日、生年廿一歳にて、寂空の第
 子とそなり玉ひける。

等阿大師之示誨を蒙る

斯て後荆叢法師は、寂空師の室に止りて、出離生死の要路、自行化佗の捷徑には、何れの教か
 勝たると、普く同庵の沙門に問ふと雖ども、いまだ會て、稱名念佛の一行を以て、最勝なりと
 示す人更になかりけり、寂照坊(是より以上荆叢を以て皆等阿と記す)心中には念佛の行を以て
 最上の法とする事、決定すと雖ども、兼て神勅を蒙りつれば、勢至菩薩の應現を拜し奉らん
 ため、人毎に尋こゝろみけれども、其人を得ず、心うかりし中に、不思議なる人こそをはしけ

れ、年の齡は等阿法師に少こと一歳、今年漸廿歳になり玉ふが、去る久安六年九月十二日十八
 歳にて此處へ隱遁の志ありて、來住玉へる、生國は美作國久米の南條、稻岡の庄、朽社と云
 處とぞ、其出自いやしからず、其容凡人ならず、然れとも年齢のわかきを以て、いまだ此人の
 み、何事をもとはで過しか、今は此人の外に心にきき人もなし、年の少きを以て道を問ざりし
 は、吾あやまちなりけりと思て、一夜鋪房の扉をたき、密に對面して、日ごろ問處の義を以
 て、尋こゝろみ玉ふ、大師(是より以下に只大師とのみ記すは皆圓光大師なり)答て曰此ごろ
 諸賢に對して尋問玉ふ處、衆僧の答らるゝ趣を、側にありて聞に、いまた會て貴客の心に、叶
 べからずと思侍る、弱輩の吾みだりに舌を動すべきにあらねども、足下の問せ玉ふに答奉ら
 ざらんもいかいなれば、某か所存を申べし、抑一代諸教の中に、顯密大小權教實教、部は八宗
 にわかれ、義は萬差につらなり、或は萬法皆空の宗を説、或は諸法實相の心を明し、五性各別
 の義をたて、悉有佛性の理を談ず、皆これ經論の實語なり、如來の金言なり、教の如く修行せ
 ば、誰か生死を出ざらん、然れども險夷曲直、難易攸を分て無量なり、或は崎嶇として行ひがた
 き道あり、紆廻にして至がたきあり、念佛の一行は、夷坦にして至やすく、或業を斷せずして
 輪廻を出つ、六方の諸佛、等稱讚し玉ふ處和漢の先達同く勸玉ふ要法なり、造惡不善の輩、
 破戒淺智のやから、此門によらずんば、いかでか出離の期あるべき、かほどの事しらしめさで

やあるべき、なれども某が所存を顯し侍れと、仰にまかせて申めりと、仰られければ、等阿法師頂を地に付て、日ごろの所願今日こそ成就しつれ、南無西方極樂世界、大勢至菩薩摩訶陀と感涙を流して禮拜し玉へは、大師急座を立て押し玉ひ、饒舌する事なかれとて、推出し自寢房の扉を押たて玉へは、せんかたなく戶外にて三拜して退き、其後は更に色にも出さず、まして他人には語る事なしと雖も、心中には宮崎の御恵に依て、西方補處の薩埵に、まのわたり值偶し奉る事の有がたさよとて、九州の方を拜して、神徳を仰き、大師の御座方をは、假初にもあとなす事なかりける、外人の目を忍び、時々大師の御教誨を蒙り、信心日々に増長して行住座臥、唱名念佛の外、餘修更になかりしかば、一室の内にも、偏執の輩は、打よりて誘ねたむ人も多かりしが、叡空師は九州の遁世者こそ誠にいみしき道心にてをばせとて、恒に等阿とは呼玉はて、道心と召れければ、他も亦いつとなく道心坊と呼ならはせり、されば大師は御歳四十三にして、善導の疏に依て一向專修の一門を弘めさせ玉ふ、此時いまだ念佛の一行を以て、等阿に答させ玉はじと、不審に思ふ人もやあるべき、然れとも正しく是大師は、勢至菩薩の應現にてましますれば、何ぞ弱年の時なればとて念佛の行を勧め玉はざるべき、四十三の歳初て念佛の徳を知玉ふと見るは、實に大師の本地、大勢至なる事をあつく信せざるによるか吾大師法主上行年四十三より念佛門を弘めさせ玉ふは、時すでに至るに依て、普く四衆を勸

め玉ふ、是より以前なればとて、縁にふれ人により、何ぞ示し玉はざるべき、抑亦本地を顯し玉ふ事も、難ずる人なくんはあらじ、然れとも是亦いわれある事なり、凡そ三世の應現密因を泄さずとて、本地をは深く隱密する事、よのつねの事なれども、時に臨で利益あるには、顯現し玉ふも、亦菩薩の善巧にして、古より其ためしすくなからず、散善義に、上來所有の靈相者本心爲物不爲己身、既蒙此相、不敢隱藏、とあるも此類なり、疑を起す事なかれ、大師自本地大勢至と名のらせ玉ふ事證據あきらかなり、御傳第三十五の卷に委し、其略に云く、讚岐國小松庄におちつき玉ひにけり、當庄の生福寺といふ寺に住して、無常の理を説、念佛の行を勸玉ひければ、當國近國の男女貴賤、化導に従者市の如し、或は邪見放逸の事業を改め、或は自力難行の執情を捨て、念佛に皈し往生をどぐる者多かりけり、彼寺の本尊、もとは阿彌陀の一尊にてぞをばしましけるを、在國の間脇士を造くはへられける、うち勢至をは、上人みづから造玉ひて、法然本地身大勢至菩薩爲度衆生故顯置此道場我毎日影向擁護歸依衆必引導極樂若我此願念不令成就者永不取正覺とぞ書をかれける、勢至の化身として、みづから其跡を顯し、名のり申されける、誠にいみしくたうとき事にてぞ侍ける、(已上御傳取意)此本尊は、弘法大師の御作なりしを、脇立ましますれば、吾大師觀音をは佛工に命し勢至を自彫刻し玉ひ、件の如く書置玉ふ、其文の意は、一切衆生を利益せんが爲に、我本地の質をわらはして、此寺に

造り置なり、我本地の神力を以、毎月此に来て、飯依のともがらを守り、後の世には必極樂に
みちびくへし、これ則吾願なり、若此願ひなしくは、我永く成佛せじとなり、抑此文を自
書置玉ふ影像を、置文の御影と號して、泉州境の長泉寺に、今現にまします、これを以て、大
師の本地を顯し玉ふを、疑事なかれ。

等阿法師高野山に登る

斯て後は、等阿法師日夜に大師を以て、師と仰ぎ寢房に至て、法談刻を移しける程に、同列の
僧徒、甚嫉笑謗、ことかまびすしく、已より若法師に、物學筑紫聖か、拙さよと嘲ければ、
等阿此由を聞て、七歳の小兒なりとも、我に勝は師とすへし、百歳の老人なりとも、道心な
らんをば、吾なんぞ師とすべき道のためにこそ學侍、徒に年序に従ふべきやと、冷笑て居玉へ
は、道理に伏して、其後は詞には出さされとも、心中には彌刀を磨て甚妬謗けるが、中に
も泰雄坊了空、筑後の注記快辨など云、破戒放逸の惡僧等、叡空師の物もしらぬ田舎法師を後
世者よ道心者よと、稱美し玉へる愚さよ、彼等愚昧にして事相に着し愚夫愚婦の所爲を學、所
詮かゝる輩を、其まゝにさし置ては一山の魔障なり、密に打殺して捨よとて、計畧を廻ける、
大師此事を知しめされ等阿法師か住る一間の扉を忍やかにおとづれ玉へば、等阿立出て請入

奉り、深更にをよびての來臨、何事にやと問奉れば、空腹高心にして、如來の了義をしらさ
る狂者、足下の淨業を修するを笑鄙、あまつさへ害をくはへんとす、彼等念佛の行者を、愚夫愚
婦といやしめ、馬鳴龍樹を嘲り、文殊普賢を謗に等き事を了らす、おはれひへし、然れども彼
徒惡心盛にして、足下の命且暮にせまれり、早此處を遁て南紀高野山に隠れ、惠命を全し玉へ
暫も止べからずと仰られければ、尊命に任せ侍らんとて、密に用意し、假初の佛詣の如く、
叡空師に暇をも告す叡山を立出、南山へぞ急玉ひける。

苺蒼道心行狀記卷第四終

菀萱道心行狀記卷第五

早足入道數高を救ふ

世人眼光短して、善惡を見て報を得るに急なり、若一時未驗あらざれば、則云因果徴なしと
 不知報の遅速或は數十年を出ざる事を、此數十年劫波の中に於て、僅に一瞬の如し、されば繁
 氏九州を出玉ひて、既に十年を経たれとも、猶其行衛を尋奉れと、原田氏の家臣、若松惣太
 夫と云者、繁氏の臣と共に、諸國を尋求る處に、思がけなく但州の片土にて、數高に行あひ、
 則擲取て本國に引かへし、千脇望月これを糺明決斷して、爪木とともに刑せらるへしとて、
 原田氏の下知をうけ、堀内九郎近江の彌太八檢使として、河原をもてに引出ければ、九郎情ふ
 かき者にて、兩人に向て汝に出で汝にかへる、身より出たる罪ながら、道を守て私なく、聖
 の教佛の道にも、心をよせ玉は、誰かあがめ敬ざらん、正しき親族にてをわせとも、心邪
 にして多の人を損苦め利に奔、義にそむき玉ふ故、斯あさましき死をとげ玉ふ、せめては唯
 今心をひるがへし、念佛を唱て、未來をたすかり玉へかし、最後の一念に依て、若樂はるかに

へたつと聞、はやく念佛し玉へと勸けれとも、肝を消顔色土の如く一言の應對もなく、さしう
 つむきて居たりしかば、時刻移りぬ、今こそ最後と太刀とち後へ廻る處に、法師一人はせ來り
 しばしと叫て、一通の書を檢使に渡せば、何事やらんと披見るに、桂の前の御自筆にて、
 刑罰しばらく相待べし、具に跡よりと計にて、疑なき御手跡なり、扱もあやうき次第かな、今
 一足をそくんは、後悔すとも甲斐なかるべし去にても和僧はたそと問處に、身の長拔群に高き
 法師の、年老たりとは見ゆれども、嬰鑠たるが、韋駄天の如く走り來て、珍しやかた見忘
 たるかと云を見れば、勇太夫早足が剃髮染衣の姿なれば、見る者驚かずと云ことなし、堀内近
 江詞をそろへ、久々の對面不思議の參會、言にも盡しがたし、先此處へ來り玉へる、子細はい
 かにと問ければ、様子を具に語るべけれど、折からと云、事長ければ申まじ、所詮は愚僧が
 壽命をなげうち、桂御前へ訴訟して兩人が死を救ひ侍る、此御書を拜見あるべしと、檢使へ與
 へければ、堀内いそぎ披き見るに、其文に曰く、
 罪科人、數高夫婦が死刑を宥て、兩僧が乞處に任訖ぬ、宜く白心明源が欲する處に可從者
 也仍如件
 應保元年巳十月日
 とぞ書れたり、兩使急ぎ夫婦が繩を解ければ、夢の覺たる如くにて、物をも云得ざりける、白

心法師泪を流して、往事を語れば、先だつは泪なるぞや、いかに爪木見忘れ玉ふか、早足が世を捨し姿なるぞ、や、久しく對面せざれば理なり、誰か知らん平生劔を取し手に、今百八の念珠をつまぐらんとは、今某は白心と號し、念佛三昧の身となりぬ、されば是なる僧は、明源法師とて、吾と同居人なり、此法師の身の上を語るに付ても、懐舊の泪にひせび侍る、抑明源幼稚にて父母に離れ、五歳まで養母に育れて有しに、某御身の偽とはしらず、千里御前の討手に向折から、うるし川の邊にて、此法師が養母彌生と云女を、千里の御身にせんと思ひ吾心底を明しつれば、彼女は千里御前に仕へし者にて、忠に捨るは本與なりと、悦いさんで吾手にかゝりし、最後の詞に、自は産屋の内より親に捨られ、養母の介抱に依て、生長たるに、不幸にして養母亦世を早せし、最後に及て、汝が實の父母の名なれば、成人の後必ず尋よと、授置し此一通袖乞の身の今日迄も、一度めぐりわはんと樂しが、唯今主君の御ために死すれば願くは吾志を繼て、此兒生長の後、此書を與へて、父母未存生にてわらば、自か志を傳へさせて玉はるべしと、吾に渡していさぎよく、首さしのべたる覺悟の顔ばせ、今日前にあるが如し、其一通を披見れば、父は藤原の數高母は爪木とあるに驚き、天晴恐しき者の子に、かゝ賢女もあるものかはと、其後彌生が願の如く、此兒を斯出家させ、吾も衣を墨に染、片山里に隠れ住て、時節を待折から、御身が隠謀露顯して、獄屋の住居と聞に付ても、因果歴然の理に

て正しき娘が死たる事、身の毛もよだつ報の程、語もいとをそろし、御身獄中の巢守となり、年月を經れども、數高逐電して、罪狀未決せず、年月を重たれども、一度刑罰の期なからんやと、此國を離れ忍居て、すわ今日ぞと聞と等く、桂子の御方へ推參し主従懐舊の泪の中に、彌生が忠節を申たて、兩人の死を救しも、彌生が實の父母なる故、亡人の志を感じ、明源生育の恩を報せんがためなりと語る中より、爪木夫婦は身をもたへ、襟を上て血泪を流して歎けるが、元より爪木は牢獄に年を重て、偏に頭は蓬を束たる如く、身は皮骨連立して、更に人の姿とも見へざりしが、面を振仰て、耻しや早足殿、語るをもてふせなれども、其時吾言葉を巧にして、千里の前を失ひ、繁氏君に告て、桂子をうとませ、離別の上には、原田氏とよしみを失ひ、獨立して頼なからん時、數高叔父なれば、立歸て後見し、ひまを窺ひ家を奪ん謀に、心を盡せし天罰にて、吾子の首を、千里の前よと欲し其夜の嬉さ、虎狼にもとりし身の上其彌生と云女こそ、自數高と忍てちざりし頃、儲たる子なれば、産室の内より佐人に與へつるが、せめては親子の形見にと、父母の名をしるせし一筆、年久しくなりぬれども、實の親の形見ぞと、娘に與へし養母の心底、恩もなき此親を、親としらせし志、賢女とは其養母、さればこそ彌生も、忠義に身を捨つれ、鶯の卵の中の郭公、誠の父にも母にも似ず、養親の心に似て君の爲に命を捨しは、吾子ながらも果報者なり、けなげに能社宛たるよな、腹を借たる此母も

今の悦身に餘れり、そののみならず早足殿の忠義、介保の生害、聞て驚入たる忠臣、何れも人の人たる中に、唯淺問しきは吾々計、あらぬたくみに苦しめ、天地の神のにくみを受けて、かゝる愛目にあふぞかし、不便や娘が最後まで、實の父母に廻あはでと、さこそ心にかゝりつらん、なつかしやゆかしやと、戀したふ其親は、吾身の敵とつゆしらで、命を捨しが、吾亦泉下にあふ由あらば、何と答ん面目なや、一生の罪惡、今悉く懺悔しをはんぬ、願くは阿彌陀佛必ず引接し玉へと、高聲に唱へて、舌ふつと喰切て、忽空しくなりてけり、檢使を始め白心明源、これはく介抱すれども、早事されてせん方なし、數高も同道にと歎しを、様々に教訓しければ、髮押切て、明源法師白心沙門に從て、回國行脚し妻女が菩提を願ひ祈て、自の罪業をも懺悔し、誠の道に入べしと、二人の僧と打連て身を雲水にまかせたる法の門出ぞ殊勝なる。

石堂丸父を尋て南山に登る

光陰少時も留ず、隙驪の影の如し、播州大山寺にをはします、石堂丸今歳永万元年丁酉十四歳になり玉ふ。日頃何とぞ父繁氏の行術を尋んと、朝夕思わする、事なし。千々に心を碎玉へと、いまだ幼稚にてましませし程は、萬心に任さりしが、今歳十四歳になり玉ひぬ、いつ迄かく

て有べきや。唐へはよも行玉はし、日本の地にたにあらば、虎臥野邊もいとほじものをと。思たちて一日此事を母公に申玉へば、千里御前大に悦び玉ひ、いしくも思たち玉ふ物哉、自も年月唯此事のみなりしに、此程繁氏の公の御住處、思がけなく聞得たり、初は比叡山黒谷とかやに御座しが、其後紀伊國高野山に登り玉ふと、委き物語せし人あり、是も偏に佛菩薩の御告とこそ思へ、去ながら此事を、大山寺の阿闍梨に申とも、よも得心し玉はしとて、事の様を尋認め一間の壁に殘て。雲井一人をくして、密に忍出玉ひぬ、筑紫を出て後、此處に十四年住駒玉ひし程に。立去り玉ふも亦心うかりける、渺々たる天涯君が去る時、浮雲流水自相從、人生一世長に斯の如、何必是今朝別離ならん、いつくか族の舎ならざると、亦思めぐらして、心をなぐさめ、浪路はるかに漕出づる、舟の住居、浦より遠に浦つたひして、過行程に、攝津國に至りぬ、是より歩行地にてたどりつ、住居の御社に詣旅行末の事ともを祈て、母公法樂の和歌を奉り玉ふ。

月はまた。いさよふ程の山の端に、聲すみのぼる、松の夕風と書て、社頭にさげ再拜して退、是より和泉國を経て南紀高野山の魔、學文路の宿につき玉ひ、舎を求て暫勞を息玉ふ。此屋の主は、玉屋の與次とて、常に山上の僧坊へも往來して、まめやかに諸用を辨しければ、案内に頼て。登山せはやと思玉ひ、來方の物語し玉ふに、亭主

驚き、扱は苜堂の關に御座繁氏公は、遁世し玉ひ、山上にましますにや、此少人は繁氏の御賢息にて、渡らせ玉ふか、某も古は筑前に住し者にて、苜堂殿の御威勢、いみしふ盛にましますし事を、まのあたり見聞仕て候に、北の方若君などの、かゝる御有様にて、某などか住家に入らせ玉ふへしとは、鬼神も知り得へからず、誠に定なき世の中にてこそ侍れとて、様々にいたはりまいらせ日々に山上に至て、此處彼處尋問とも、元來等阿法師、名を隠し徳を包で、唯道心坊とのみ稱して、更に其生國をもわかし玉はねは、知人曾てなかりけり、主も心をいため、様々に思慮をめぐらしけれとも、繁氏の御顔を、見知らはこそあらめ、若君を俱なひて登山し侍るとも、未御對面なき父上なれば、如何に思召とも甲斐なかるへしと、あぐみ果たり、千里御前涙にくれて、遙尋來つる甲斐もなく、自も雲井も。女人堂迄こそ登れ、山上へ至らされは、尋遇事叶ひかたし、かくては如何すへきと思わひ、日々に心を苦しめ玉ひしか、次第に心神つかれ果て、終に病の床に臥し玉ひけるを、せん方なき。

千里姫旅亭に卒す

妾願は墳上の土に生ずる事を得て、日々舞袖を翻して君王に向はんとは、虞美人艸を詠せし。蕭德藻が詩、今身の上に思やられし、石堂丸の母公千里御前、針藥術盡て、今を限と見へさせ

玉へは、石堂丸の心の中譬へき物もなき悲さ、雲井は云に及はず、主の與次も心迷わはて騷て、こはいかいせん、悲ありさま、目もあてられぬ折から、昨日の暮方より、與次が隣家の旅舎に行脚の僧の、年の頃は廿ばかりなるか、一宿して今日も勞を休、滯留せしか、此由を見て、最わはれに思ければ、與次が家に來て、出家の役なり、最後の教化してまいらすべしと、千里御前の枕に近づき、靜に念誦して、いかに女性某が申ことを、能々聞召るへし凡人初より、未嘗て死あらず、死と云は唯此身體の上より、名つけしのみ、神來て此身に託す、是を生と云神此身を捨て去、これを死と云、神と云は我なり、吾に去來あり、形は吾舎なり、主なれば舍壞、此身は唯これ此旅舎の如し、世人其神を識す、徒に其形を愛し、生を悦ひ死を惡は、愚昧と云つへし、神の來ること何よりか來ると思へる、悉業縁に從て來る、神の去るや業縁に從て去る、業とは何をか云、人々常に作處のわざなり、人間の業をなせば、神則隨て人間に生る、阿修羅の業をなせば、神則隨て阿修羅に生る、何ぞ淨業を修し、淨土を願ふの神、極樂界中に生れざらん、此不淨の女身を離て、清淨佛身を得るを悦さらんや、万事を放下して吾に隨て、念佛し玉へ、少人も老女も、嗟嘆懊惱の聲を止て、ともに唱名し玉ふへし、涙を垂哭泣して、正念を失しひる事なかれと、主も俱に聲添て南無阿彌陀佛と唱ふる外に、世間一切の言語を堅く制して、説しめず、千里御前人々に向て、吾いかなる善縁のつてか、

臨終此大善智識を得たる今此勸に依て、万事をなげうち、偏に安養に生れん事を願、念佛する處に、苦痛頓に止て、身も心も安らかなりぬ、定て知來迎近つきぬらん、猶唱名念佛して怠されと、自勇猛にして、高聲念佛し玉ひけるか、汝等阿彌陀佛を瞻奉るや、青蓮の鮮にして、慈悲の相を現し、丹花の唇美く、愛敬の相を含玉ふ、寔に世の人の畫處は、此妙相の万分の一にもあらず、皆々拜し奉るやと、歎喜の色、而に溢れ、遂に其夜の五更に、睡が如く息絶玉ふ、顔色さながら笑ふが如し、爰に於て、若君聲を擧、涙袂をしぼり玉ふ、斯てもあるべき事ならねは、亭主の與次甲斐々しく取計らひ、葬送の事を營て、古墳一堆の主となし、健泰妙尊大姉と號す、時に永万元年酉三月廿四日なり、今現に高野の麓、學文路の宿に、舊跡のこれり。

玉屋與次往事を語る

斯て後、石堂丸行脚の僧に禮謝し、偏に貴僧の御教化に依て、悲母成佛得脱せしむ、於戲いかなる勝縁の牽處、宿福の熟する處にて侍るらん、某は播州にて成長致せしが、父母は筑前苅菫の關の者、父の名は繁氏と、仰もいまだをばらざるに、此僧飛退て扱は繁氏君の御賢息にて渡らせ玉ふか、然らば御母公は、千里御前にて御座せしか、中々の事千里と云しは、亡母妙尊大

姉の俗名なるが、足下には誰にてをばすらんと、石堂も不審に思玉ひければ、法師の云知しめ、さいるも理にて侍る、愚僧も生所は筑前の者にて幼ふして父にすてられ、母は最あさましき死をとげ侍る、中にも五歳まで、養育に預たる、厚恩の養母は、御母堂千里の前の、御命にかはりて死せし、彌生と申せし女にて侍る、亦某を斯生育わけて、出家をとけさせしは、中村勇太夫早足、今入道して白心法師と號し、數高と云し者の發心せしを俱して、四年已前吾と別れて、船にて北國へ往侍る、是等は繁氏の御内にて名ある勇士にて候ける故、常々御母堂の御ことをも申出し奉り、あはれ生前に廻り遇奉らばやと其頃は御懐胎なりしが、御男子にもせよ女子にもあれ、指を屈すれば、今年は何歳になり玉ふべしと、恒に申侍しが、君の御事にて候けるぞやと、懐舊の涙を、墨染の袖にかけて語るにぞ、石堂丸も、不思議の對面しつる事よいかなる宿世のちきりありて、最後迄亡母は恩を受させ玉ひけん、吾今斯て身命あるも、勇太夫が忠節、彌生が厚恩ぞかすと、昔今の物語に、雲井もかれこれ思續て、共に涙にむせびける、亭主の與次は最初より、次の一間に、耳をすまして、始終を聞居たるが、走出て何と御僧の父の名は覺玉ふや、中々幼稚にて捨られたれとも、養母彌生の申置れしとて、白心法師の申聞されて候しは、愚僧が父は、玉田與藤次清忠とこそ、承侍ると云へる、言葉の下より、與次聲を上て大に哭し、法師にすがりつきて、吾こそ其與藤次清忠なるは、斯云と

も誠とは思はじ、御ことが左の肩に黒痣七つ、七曜破軍の形容の如くあるべし、是吾元祖代々嫡子に傳る印の黒痣、はや肩ぬぎて見せてたべと、涙を押へて云ければ、明源則祖て見するに、與次か詞に露たがはず、北斗の形に列黒痣、人々あつと感歎してかゝる不思議の親子の對面、皆是佗生の因縁ならずやと、或悦或歎き、與次は古放埒不義にて、妻を雪中に凍死させ、彌生に孤子を預て逐電し、國々所々をうかれさまよひ、東西に漂泊し、南北に流浪して、此所に來りしが、深き因縁こそありけん、住馴て十余年を送り、熱往時を思へば、未來の程恐しく、時々大師の御廟前に詣で、懺悔し先亡の得脱を祈は、定て大師(弘法)の御ちからに依て、成佛疑なかるべしと、其夜は互に往事を語りあかしつ、斯て後は石堂丸も、明源法師を俱して、日々に登山して、谷溪の坊舎殘なく、尋巡り玉へとも、其人と、をばしき僧にもあひ玉はず、爰に於て猶志をはげまし、少もたゆまで、朝に與次か家を出ては、夕べに星をいたゞく迄、山上を徘徊して、心を盡し月日を重玉入程に、高野山の事は隠取川聖道に至る迄、悉知て、花坂三間茶屋の亭主も、今は能見覺、筑紫の少人と呼て、いたはりもてなしける、かゝりし程に、其年も暮ぬ、翌年仁安丙戌の秋に至て、既に許多の月日を送れども、猶日毎に登山する事、疾風甚雨と雖ども、未曾て一日も休息し玉はず、學文路の宿より三里の行程を、歩行し玉へとも、更に辛勞ともしたまはざりし、孝心天に通じてや、往生院谷の邊にて、等阿

法師に端なく行あひ玉ひける、骨肉の親は天性自然の感通ある故にや、互に面は見知玉はざれども、等阿法師しきりに、古郷の事を思出玉ひ、おはれ九州にて、若恙なく吾子出生したらんには、此兒程にやあらんすらん、千里はいかになりつらんと、ふと心に浮玉へば、熟少人の面を見るに、男子は多母に似ると云、諺の如くんば、此兒必ず千里の生る處ならんか、是程迄容貌の似たる上はと、暫立とゞまり玉へば、石堂丸は、若此僧にてやおはすべきか、年齢と云、眉清く秀て、臥蚕の如く、眼光人を射異相ありて、凡人ならず見へ玉ふ、必此人にてましまさんと思て、いかに御僧、筑紫より來て住める遁世者は、御存しられずやと問玉へば、等阿法師、はつと思玉ひけるが、さあらぬ体にて、愚なる問事哉此一山に住處の四星の如く、眞砂に似たり、筑紫と云も九ヶ國あり、九州は何れの國、何の郡俗名は何某と問でばえこそ知れ侍らしと、わざとひかへし衣の袖を、振きつて立去玉ふを、石堂丸猶も衣にすがりて、某が尋るは、九州筑前の國博多の守護、荆菴殿と申せし人の、御行衛を、承たく、去歲春より此麓、加交路の宿に滞留して、今日迄日毎の登山に、風雨を犯し、雪霜を凌ぎ、常山の隈ぐま迄至らずと云ことなく、尋さまよふ志を、不便と思玉は、教させ玉はれと、双眼に泪を浮べ玉へば、等阿法師は、さればこそ初より、千里の面影に、能も似たると思しが、吾子にて有けるぞや、なつかしや古郷にては、いかになりつらん、名をあらはして此兒の心をも、なぐさめばやと、

飛立如くに思玉ふ、心をきつと取なをして、いや／＼無益の事なり、棄恩入無爲、眞實報恩者と聞て、一度眞の道に入たる身の、淺間しくも心ひるみて、恩愛を斷こと不能亦三界に流轉して、永く成佛すべからずと、こぼるゝ涙を押へながら、いたはしき御事哉、其苴萱と云し人は、御身の爲には父にてやをはず、仰の如く父なれども、未生以前に本國を出で、某は播州にて生れ、父此山にましますと聞て、母もろとも尋來しが、母は去年三月廿四日、三十二歳の春の夜の夢幼か、跡かたもなく消失て、孤となり侍れば、彌父の戀しさに、斯は尋さまよひ侍れど、聞に從、おはれさいやまし、腸もたつ計に、悲き今の物語、等阿法師は碎く如く裂がごとく、苦しき胸を押へ、一歳黒谷に於て、寂空師戒て曰やう、汝たま／＼道心を得たれとも、恐は障あるべし、道高事一尺なれば、魔の高事一丈なり、必古郷の妻子に愛染を生し、魔境に沈事なかれとの、金言耳の底に徹す、何ぞ堪忍ばざるべきと、せきくる涙を押へて、いかに少人御身も既に十四五歳と見ゆれば、物の道理も聞わけ玉はん、先此法師を、父苴萱殿とて、能々聞召さるべし、凡世間の人、妻子合宅に繋れ、名利にはだされ、一生を徒に送は、佛縁の薄が故なり、吾いやしくも弓馬の家に生れ、鎮西の守護として、其威勢九州を蓋、富萬鍾を有らしも、今にては一場の春夢に同じ、何ぞ世間の俗塵をうけて、名利の奴となるべきや、汝此の年月千辛萬苦して、父にめぐりおはんとす、其孝心天神地祇も感し玉はてやあるべき、

いかに況や父繁氏入道か心の中、言語の及處にあらす、吾こそ父よと名乗てたにあらは、御ことの悦さぞあるべし、然れとも父入道堅く先師の戒を守て、世縁をいとひ俗塵を遠さく妻孥尋來らば、則これ大六天の魔王、吾道心をさまたげんため、化して此處に至るなるべし、吾卒に煩惱の髪を斷じて永く靈山の法臣となれり、いづくんを魔軍に降て二度黒業を作らんやと、其志確乎として拔べからずと、愚僧は推量しはんべる、誠に父の苴萱法師に尋わひ玉ふとも、斯答へ玉はざらんや若亦愚僧が推量に違て、なつかしの吾子や、吾こそ御身か父入道よと、悲歎の泪を流し、癡愛の言を發し、世縁に沈染せば、是はこれ眞實の沙門にあらす、何の頼わつてか、慕ひて親み玉べき、たとへ親子と名乗すとも、釋氏は皆是世尊の愛子安養淨土は吾古郷誰か父子ならざる、何れか兄弟ならずといはん虚空法界は慈母の胎藏なり、世典にも四海皆兄弟といはずや、惟此僧を父入道と思て、御身も出世間の人となり煩惱を斷じて、唱名念佛怠なくんば、必ず安養に於て、父子相迎の期あるべし、それこそ實の父子の對面なれ、それ迄は、愚僧を以て苴萱殿と思玉へ、かへす／＼世の中の恩愛をば、ふつと思忘玉ひて、父に仕へて孝行をなさんと思は、能々佛祖の教に従ひ、佛の道を修し玉ふべしと、念頭に示し玉へば、石堂宿習開發の時至りけん、教を聞て大に心服し、有難き御教化かな、吾若父に對面せば、定て來し方の、物憂かりし有さまを語て、互に悲泣せしめん、是誠に夢中の事を語るに同じ、憂

喜苦樂すべて、かへり見れば、一場の夢なり、今尊宿の教諭に従ひ、速に出塵の徒となり、朝夕に奉仕せば、師長孝順の道にかなひ、不斷念佛の行をはげまば、生死を離る便を得べし、念佛は諸法の要、孝養は百行の先たり、今吾此二つを行す、頼ありける身の行末にて候、速かに御庵室に御供して、得度仕度こそ候へと、さもをとなしき言葉を開て、等阿法師大に悦玉ひ、いみじき今の一言父入道聞玉ひなばいかばかり悦をばし召るべし、愚僧だに感じ入て候、いざ、らば庵室にともなふべしとて、艸庵にいざなひ、剃髮受戒し、上乘坊信生と名付玉ふ、時に仁安元年戊七月十五日なり、是より後終に山下に歸らず、只毎月二十四日、かぶるの宿に至り、亡母の廟前に詣で、念佛し玉ふのみなり、與次亦其志を感じ、時々柴の戸を推て入來り、薪水の勞にかはり、結縁供養して、亡妻が追福にそなへける。

荻萱父子大師徳を慕ふ 附飛鉦鼓

永世氣を謝して、幽邃に入、從來忘す、榮辱の事、半夜燈前三十春、父子等禮拜誦經し、行道念佛して、思を西方に運、これ併、黒谷上人の教導により、上人は正く大勢至菩薩にてましませば、海山幾重にへたつとも、何ぞ思忘れ奉るべきやと、與次か堅固にてありし程は、消息を頼み、上人に捧て、念佛の安心を問奉しが、與次もいつしか故人となり、明源法師は

鎮西に赴き、其外庵に至る者なければ、近き頃は上人より玉はりたる、鉦鼓を御形見と思て、朝暮の勤行に、打鳴て念佛せらる、されば中心經に、師の恩を知る者は、師を見る則は、承事恭敬し、師を見ざる時は、誨を受し事を思惟す、孝子の親を思ひ、飢人の食を念ふが如くすとあるも、今此道心父子の身の上に、思ひ合せられて、いと殊勝なる志なりける、然るに此事を、當山の僧徒の中に、淺學偏執の人、大行坊頼雲、傳達坊願深、最深坊榮林など云者ども、密に議して曰、吾山に於て鉦鼓を打ならし、念佛修行を勤とする者、高祖大師御在世より以來いまだ其例ある事を聞ず、いで彼法師か庵を破却し、鉦鼓をも打ひしぎて捨よとて、一同にとつと押入父子をした、かに打て、本尊持經をなけちらし、此鉦鼓かまびすしく、觀念の障となれりと、はるかに谷底になげ入、思の儘に狼籍して、打連かへる路の邊に、大なる杉一本ありしが、梢に光明暉わたり、まばゆき程に照したるは、なげ捨つる件の鉦にてぞありける、惡僧ども大に恐れわな、さればこそ吾は同心せましかりしを、頼雲か無体の催促に、是非なく組しつるが、當山の天狗に今や抓取れんと、慄ひふるひ逃歸て其後は荻萱父子に、指人もなかりけり、件の鉦鼓今も高野山に現存せり、世人飛鉦鼓と號す、されば頼雲が徒、淺智薄才にして、偏執の意をたくましふして念佛の行を誘る、これ併大師(弘法)の御意に背けり既に高祖大師も此山に餘宗を建立すべからず、但念佛は制外也との玉ひける、さればこそ末代まで、

眞言一宗の外更に余宗なしと雖も、獨念佛の一行のみ、山内に繁昌せり。如來堂、來迎院、引接院、丈六堂、無量光院など、何れも本尊阿彌陀佛にてまします中にも櫻池院は、常恒念佛の道場、蓮花定院は念佛三昧の淨刹にして、一名を念佛院と號す、是則彼山に、念佛の一行を貴玉ふ支證なり、又御庵室蓮花三昧院の本尊は、行導の阿彌陀と號す、そのかみ明通僧都聖道の解行を捨て、永く本願の鴻慈に飯し、常恒百萬の行者となり、空阿彌陀佛と號し、一向專修の念佛者と、四衆皆其徳を仰ぎ奉りける頃、門人敬佛、願性、昇蓮、淨念等を上衆として、念佛行道し玉ふ時、同列の數一人多し、僧都を始て同行の僧、不審に思てこれを見れば、本尊の阿彌陀如來、衆僧と共に、行道し玉ふにてぞありける、此後僧都の御夢に大師(弘法)告て曰く汝今心朗に境閑にして淨業を專修す、敢て退緩することなかれ、斯福田衣是常來値遇の標也と、僧都夢覺て見玉へは、枕上に藕糸の袈裟あり、是皆高野山現存の什物、傳記明白なり、是等の事を以て、念佛の一行を以て、念佛法を忌嫌玉はざる事を知るべし、賴雲願海が徒、淺智を以て宗我を抱き、念佛の行を謗る事、全く無學の致す處なり、古今の賢才佛乘を信じ、念佛の行を勧めざるはなし、此行を破する人は、博覽強記と云ども、其人必ず仁者にあらじ、近世石平道人の弟子、惠中和尙の撰置玉ひし、禪祖念佛集として二卷あり、博覽にして念佛を信せざる人は、披閱て古徳の念佛を、勸たまへる事を知るべし、あざけるとなかれ。

荊萱信州善光寺に到る

荊萱法師父子ともに、苦修鍊行する事、既に卅四年正治元年己未の八月十五夜の月いと清く、二千里の外まで、思やらるゝ氣色なりしかば、高野山、松の嵐に雲晴て、千里くもらぬ月を見る哉と詠じ玉へば、道念法師もとりあへず、

照月に心の闇も晴ぬべし、高野の山の秋の夜のそら

と詠じて、父子ともに暫く、まどろみ玉ふ處に、等阿法師の夢に汝往生の期遠かるまじ、生前に信州善光寺に詣で生身如來を拜すべしと、あらたなる告を蒙玉ひ、驚き覺て、道念法師に斯と語玉へば、道念も從ひ奉らんと玉ふを、等阿承引まします吾既に年老たれども、身軀甚だ堅固にして壯年の時にたがはず、長途の勞を思ふ事なけれ、吾れ彼地に至て、其境若心にかなはず、則彼處に住すべし、汝は暫く此庵に止るべし、此草庵に住して三十四年、杜朽軒敗て、風雨を蔽がたしと雖ども、必修造する事なけれ、古人樹下石上の居を思ふべし、今汝吾に從つて、萬縁を放下し、山林に靜を習ふ、身上に病なく、心に憂なし、石に依て眠り、泉に臨んで飲、志を勵して西歸の計ことを專にすべし、其余亦何事をかいはんと、速かに山

を出て信州へぞ急がれける、道念法師も其命に背す、念佛修行怠ることなく、若し偶人至て法を問事あれば、吾愚昧にして、何れの道も知らず、但し西方に至るの要路に於ては、兼て明に教をうけて。吾よく知る、吾命に従はば、必彼國に至る事を得ん、其術他なし、唯唱名念佛するのみ、此外予が知る處なしと、恒に答られける、刈萱法師は信州に至て、生身の如來前に參詣し、晝夜念佛禮誦する事三七日、わづかに飲食便利を除くのみ、斯て後は此堂の近き邊に、庵を結て住し、日々參詣怠らず、或とき高野山より消息來りける、反詞の奥に、夏衣、うらなく彌陀の、戀しさに、かりにも御名を、呼ぬ日ぞなき。と書て、無智の等阿彌陀佛、建暦元年三月とぞ書送り玉ひける、同き建暦第二の春、高野山の庵室へ、圓光大師の御消息到來し、弘法大師所持し玉ふ處の、十念名號を御形見として送り玉はる、其文に曰く。

弘法大師、一生一幅之御本尊十遍名號、愚僧臨終正念の爲に、安置すと雖とも、貴僧其山にて、念佛弘通の趣き、殊勝存候問讓渡候、末代に至り、成佛院常住物たるべき者也、一筆如レ件

建暦二年正月十五日

道念拜見して、隨喜の涙を流し、則反簡を御使に渡し、山下迄送りて拜謝して歸けるが、其後

源空

十余日をへて、大師去る廿五日、御往生の由を告來ければ、父母を失ひたるか如く慟哭して、今よりは何をか師として、安心決定の法談をも申承はるべきと、衣の袖も朽ぬへき程に見えにける、斯て此由を信州へ告玉ふ處に、刈萱法師の使として、明源か鎮西より飯て居たるに、書狀を認與へて高野山に至らしめ玉ふが、路にて行合、事の様を語り、打つれて道念法師の庵に飯りぬ、明源申て曰、御存の如く愚僧筑紫より上り、當山に飯りし處、貴僧の御頼に任せ、且念佛弘通のため、信州に尋いたり。老僧等阿彌陀佛に仕へて近邊の田夫老婆を勸て、念佛せしむるを朝夕の勤とす。爰に去る正月廿四日の夜に至て、庵室の側なる。松の梢に紫雲たなびき光明か、やき、暫くありて西方に去ぬ、見る者あやしむ處に。老僧の玉はく、是必ず吾師上人御往生なるべし。吾昨夜勢至菩薩の紫雲に乗し。西方に去玉ふを、夢みつる程に、汝先直に高野山に至り。道念に告て後上人の御住處へ趣き。御弟子の中へ申入へしと、仰合られける、路次にて御使に參りあひて、事の様を承驚き入て候とぞ申ける。かくて後は明源法師聖光師に従ひ、倍淨土の法門を尋あきらめ、信州に往て老僧を省、南紀に至て道念を問なぐさめ、南北に往來して兩僧に仕へける程に、先亡の得脱も疑あらしと頼しかりし、既に其年も暮て、あくれば建保元年癸酉正月なりしかば、元祖上人御一周忌になれば、報恩のため、一七日別時念佛を修し、刈萱みつから、地藏菩薩の像を、一刀三禮に彫刻して、廿四日開眼供養し、大師

の御影前に安置し、道俗四衆の結縁のため、恒にはかたく肩たる、柴戸推開て拜せしめ、亦村老野翁の爲に一紙の法語を書て與らる、是を苜萱一枚法語と名付て。後の世迄に傳たり、其文に曰く。

一枚法語

晝あれば必、夜ありと知るが故に、燈燭の備をなす、暑あれば必ず寒ありと知るが故に、秋の礎の音たへず、老の眠を驚かせども生あれば必死ありと云事は。知るやしらすや、一向何の用意もなし。こはいかなる心の怠にや。無常迅速なり。唯今もしれず。死期の到来せし時いかんかせんや、若し吾言を用て。死の備をせんと欲せば。何時にもわれ。唯今命終と思て萬事を放下し、已か耳にさこふる程に、高からずひくからず、南無阿彌陀佛と十念すべし、時と所と不淨をゑらはす、唯わすれざるを第一とす、努をこたへたるべからず。

建保元年正月廿四日

等阿彌陀佛

斯の如く書て與へ玉へは、知もしらぬも感信して、其頃は山野の士民も、此法語を口すさみ、十息百遍の念佛を行せざるはなかりき。

苜萱往生

建保二年戊辰四月廿四日の晨、明源法師に命じ玉ひ、本師源空上人の御影前に莊嚴かたの如くして、禮拜恭敬し玉ふ事、恒にまさりて覺けるにぞ、大師の御告にても蒙り玉ひて。かくやあるらんと思所に西方に向て

空裡千花羅網、夢中七寶蓮池

踏得西歸路穩、更一點無狐疑

南無西方極樂世界、大慈大悲阿彌陀佛と。高聲に唱へて忽然として化し玉ふ、時に年八十三歳道貌生るか如し緇素奔來て、慟哭の聲原野に滿つ、明源葬送の事を計營み茶毘するに、周身に舍弗鱗の如し、塔を建てこれを收め、暫く此地に止りて。念佛の行意らざりける。

道念法師往生並苜萱堂緣起

道念法師は、南山の月に心をすまし。念佛の聲聞人皆感信せすと云ことなく。自行のみにあらず、化佗の徳を積玉へば。閻山の僧侶悉く是を稱美す、爰に一日東北にあたりて。紫雲たなびきたるを見て、是必ず等阿法師の往生の期近づきぬと覺たりと、急用意して信州に至玉へは、

案にたがはず、等阿法師往生より、二七日あたる忌日にて、法事を營、道俗群集して、異口同音の念佛のなかばなりける。道念悲歎の泪を押へて。人々に向て語られけるは。吾高野山にて尋ね奉りしより以來、凡四十九年が間、最後の今まで吾こそ汝が父繁氏入道よとの玉はざりし事、俗情を以てこれをいはれ余りにつれなき御心ばへなれども思愛を断て、先師の戒を守り、道を重しと思召れし故なり、かゝる志古にも希なる道心者にておはしけりとして。亦よよと泣玉ひぬ、斯て後は高野山にも飯で。此庵に住し、毎日に善光寺に詣て、如來前にて念佛し玉ふ事一日も怠り玉はざりける、等阿法師第三の遠志にあたる、四月廿四日自彫刻し玉ふ。地藏尊成就して、開眼供養し玉ふ。前に對置のきざみ置給ひし、尊像とともに安置し給へば、時の人父子地藏と號して、尊敬しける、一時道念佗力往生の心を。

よしさらば、吾とはさし海人小舟、みちびく汐の、浪に任せてと詠し玉ひける、同じ年の秋七月廿四日、西に向て端座合掌し玉ひ。高聲に念佛して。俄然として寂し玉ふ、時に年六十五、建保第四丙子年なり、此の日庵室の上に、紫雲たなびき、松の梢にかゝりて、光明かゝりやきわたる、見る者あやしみ群來禮拜結縁する者、ひきもさらず、明源いまだ堅固なりしか計音を聞て和務よりはせ來て、塔を建遺骨を納て、供佛施僧の營最信實に取計ける、當時此庵の跡を、西光寺と號し、則對置父子の影像を安置せり、亦善光寺より

少へだて、石堂と云處にも舊跡あり、高野山の住所の跡は、往生院谷にありて、資堂と號す高野參詣の徒、必ず詣て結縁し玉ふべし、件の紫雲覆たる松は、來迎松と名付て、彼の地に現存せり此傳見聞の人、資堂の道徳を感じ因果應報の理を信じ、善には進惡には退唱名の行怠る事なかれ、南無阿彌陀佛。

附錄 童子問

童子問て云く資堂之事跡、吾恒に傀儡戲場に遊て、能是を知る、今此の編に述る處と大に異なり。何れか是なる識者になづぬ、其の人の曰く拙哉此の書籍中説處、全く傀儡場中の戲なり、正史實録に載不のみか、野史稗説にも不説處なり杜撰なり事辨せずして明なりと師何を是を書林に興たるや、答て曰く此の書は社友春帳現存の日、心偏に佛乘に飯し、利濟の志切なるが故に田舎の翁婆に與へんと欲し、傀儡場中の戲に最佛教による物を撰ひ潤色して一部の書とし、之を説法談義に換て、道に入梁とし、耕夫蠶婦の間に倦ことなく、是より佛の教をも信じて、善に進媒ともならんかと香餌魚兒を釣の方便誰か善巧とせざらん、予其志を好し没後の反故堆中を探て、此艸葉を得たり。分て五卷として東門子に與ふ唯勸善の意を好すべし、是を識者に訂し、實録に考へ強て辨を好ことなかれ、且汝此書をの

み傀儡の戯とす、癡なる哉、虚空世界は一大戲場一切衆生都て傀儡暫く賢愚貧富を別ち、盛衰を現すと雖とも、終に散場の時ありて萬事休す何れの所か戲場ならざる、何物か傀儡ならざる、獨此篇を笑ふことなかれ此篇に説處苺萱一家の盛衰、因果報應の理、其傀儡は善其傀儡は悪、其報は吉、其報は凶と、場中明に因果を示す十が中に一人もありて捨邪皈正の媒とせば小き補なしといはんや、此心を察せずして、唯其虚實を論せば、如來の方便南華の寓言ともに、虚妄として、其教の本意を知る事あたはじ、仁者は必ず其意を知らん、童子黙して退く、童子は夫命を行ふ者耶、抑座隅に在て燭を取る者か、曰く否傀儡場中に髓を食ふ童子なり。

苺萱行狀記卷第五終

智證大師一代略記

大師諱は圓珍、俗姓は和氣公、讃岐國那賀郡金倉郷の人なり、父は宅成と云ひ、資産豊かにして兼て才藝ありて、郷人皆な心服尊敬せり、母は佐伯氏にして、即ち弘法大師の姪女なり、嘗て大舸に乗り大海に浮び、仰て旭日を見る、日輪飛で口中に入ると夢みて、大師を生む、大師天資岐嶷として、幼より老成人の風あり、重瞳にして頂骨隆起すること杯の如し、年市めて八歳、其父に問うて曰く、内典の中に必ず因果經あるべし、請ふ兒をして習誦せしめられよと、父其言に驚き且つこれを異として、其求めに應ず、大師これを得て朝夕讀誦を廢し給はず、十歳の頃には毛詩論語等を讀み給ひ、十四歳に及び、家を辭して入京あり、叔父なる僧仁徳に隨ひ、始めて叡山に上りて、義真座主に從ひ給ふ、義真和尚其才量を愛し、循々として之を誘なひ、法華金光明等の大乘經を授く、大師十九歳にて年分試を受け、受戒して僧となり、式によりて叡山し給ふ、時に天長十年四月十五日なり、其後一紀を経歴して、艱難に堪忍し給ひ或は旬日を度りて飢に耐へ、或は嚴冬に寒を凌ぎて、全く戒律を護り、精しく修學を練り、名譽遂に天下に填つるに至り、深草天皇屢綸旨を降して、慰問を加へ、又資料を賜ひ寵遇甚だ

隆か、承和十一年紀を満たして山を出で給ふ、同年七月二十七日、満山大衆議して、圓珍大徳年尙は若しと雖も、顯密を習學して、他宗を博覽し、才操倫を超え智略尤も深きを以て、自宗學頭に任し、長幼を陶練し上下を進退せしめむと、嘉祥元年定心院十禪師となり給ふ、同年春入唐求法の表を上つり、勅許を蒙り給ふ、同時内供十禪師に、勅補ありぬ、仁壽元年四月十五日京を辭し、太宰府に至り、便船を待ち、空しく二年を経て、同三年七月漸く唐商の船に便乗し給ひしが、中途激浪風多し、爲めに琉球に漂着あり、後唐土福州連江縣に安着し給ふ、州吏款待具さし、則ち同州開元寺に入り給ひ、天竺摩揭陀國大那蘭陀寺の般若恒羅三藏に遇ひ、梵字悉曇章を學び、又當開元寺の存式大徳に、諸部經疏等三百餘卷を授かり給ふ是れ唐土大中七年なり、其十二月臺州開元寺に至り、知建大徳に逢ひ、維摩因明二部の疏義を得給ふ、又國清寺に至り、道遂の弟子物外和尚に值うて、止觀の講義を聞き、天台の教釋三百餘卷を寫し、禪林寺に智者大師の尊墳を拜し給ひ、去りて越州開元寺良瑋和尚に就き宗旨を受學せらる、大中九年此處を辭し、洛陽より長安に入り、假りて春明門外に住して、善無畏三藏五代傳法の弟子法全阿闍梨に講して、瑜珈の密旨を稟け、又日本國巡禮僧田口圓覺に逢ひ給ふ後ち龍興寺に移り、僧圓載と共に大悲胎藏壇に入り、大法灌頂を授かり、蘇悉地の大法を受け、兩部の大教阿闍梨位灌頂を傳受せらる、又大興寺に至り、智惠輪三藏に見え、兩部の秘法

を學び、大中十年五月越州開元寺に歸り、良瑋和尚に講し、法文凡そ七十餘卷を得て、又天台山に向ひ給ふ、始め傳敎大師入唐せらるゝや、一字を禪林寺中に造り、後來學法僧徒の用に備へ給ひしが、會昌の難後隨て廢滅に歸しぬ、此に於て大師即ち國清寺止觀院に、止觀堂を建立し、且つ一房を造りて、先大師の願を全うし給ふ、これを天台山國清寺日本國大徳僧院と云ふ僧清觀を請じて住せしむ、大師住台殆んど一年、大中十二年六月二十二日なりき、乃ち奏狀を奉り、旬餘を経て太宰府に安着し給ふ、是れ本邦天安二年六月二十二日なりき、乃ち奏狀を奉り仕唐の行事を復命し給ふ、其將來の書は悉く太政官に收めらる、大師在唐實に六年に涉れり、其後勅により山王院に住し給ひ、同六年秋に至り、勅命を奉じ入京あり、仁壽殿に於て大悲胎藏の灌頂壇を結びて、天皇入壇し給ひ、尊位を寶幢如來と號し奉る、公卿以下入壇の者三十餘人あり、其後重ねて勅ありて、大師をして毘盧遮那經一部を講せしめ給ひ、天皇親聽あり、同八年春勅によりて冷泉院に住して、持念の壇を建立し、専ら寶祚無窮を祈ることを爲さしめ給ふ、同十年六月三日勅して座主に任せらる、御年五十七歳なり、同十四年暇を請ふて歸山し給ふ、而後朝家の召命にあらざれば、嘗て山扉を出で給はず、同十五年官符に依り、三部の大法を以て、僧正遍照阿闍梨に傳へ給ふ、乃ち延曆寺總持院の灌頂道場に於て、三部の大灌頂及び悉曇等を傳へらる、同十七年公家に言上ある其畧に、維摩會は的しく是れ競學の場なり、

然るに斯宗の勲衆は一人に限れり、均請の勅に違ふに似たり、望むらくは今後宮中の金光明會に準じて、二人を差されんことを、是れ先聖の詔旨に允ひ、今上の高願に愜はんと、同十八年九月二十三日更に一人を加ふべきの宣旨下る、貞觀元年園城寺長吏に補せらる、同八年奏請して是を別院となし、同十年勅許を蒙りて、三井寺を傳法灌頂の道場とせらる、此の年六月天台座主に任せらる、元慶元年、天皇豐祚の始め、式に依りて百座の仁王般若經を講せらる、別に勅命ありて大師を以て、御前講師とせらる、同五年唐武州の人李達大師の囑に應じて、經典一切の闕本一百二十餘卷を送る、同六年中堂を改築せらる、七年勅して法眼和尚位に叙せられ、座主僧綱に補せらる、仁和元年、天皇踐祚により、式に依りて仁王經を講じ、仁壽殿講師たり、同二年秋、天皇不豫なり、大師を召して入侍せしめらる、御膳即ち慈ゆ天皇寂感淺からず、即ち年分度者二人を賜ふ、同四年大師興福寺維摩會の講師に請せられ、懇請再三なりしもこれを辭し給ふ寛和二年冬山僧衆の上表により少僧都に補せらる、大師衆僧に語けて曰く、今日之推獎は吾の素懐にあらざる、上は聖主の恩賜に違ふを懼れ、下は大衆の篤志に背くを憚かる故に暫く此號を叨りにせん、大衆早く賀表を奉るべし、吾其後に於て辭退の表を上らんと、是に於て沙門寂操等の大衆賀表を上る、其秋大師上表辭職あらんとして、坐禪暇なく法務多端にして、未だ宿志を遂げ給はず、是より先き春二月、大師衆弟子に誠しめて曰く、今年吾臨終せ

ん、其葬送の法は、木を以て棚を架し、棺をば其上に置き、薪を棚下に積みて火を點せよ、地上にて焼く、ことなかれ吾身濁穢なりと雖ども、常に諸尊を觀じて心殿に藏む、何ぞ自から輕すべけんや、汝等これを忘るゝなかれと、又曰く、吾傳ふる所の三部の大法は、宜しく其人を求めて、之を傳ふべしと、其五月奏聞を経て官牒を蒙り、三部の大法を、猷憲康濟二法師に傳へて、二部の兩開梨と爲し給ふ、又大師は唐本涅槃疏十五卷を寫さしめ、手づから校正し給ふ此年十月二十九日臨終の朝、尚此疏を執持して、弟子に示して曰く、如來は惠を以て命とし、比丘は法を以て身とす、汝等宜しく之を思ふべしと、其日の食時齋供常の如くなりしが、日没の後手に定印を結び、眼を閉ぢて安坐し給ひ、五更に至り匣を開かしめ、三衣を捧げて頂戴あり、病苦なく寂然して、入滅し給ふ、後二日茶毘して、寂南の峯に葬る、春秋七十有八歳なり是れ寛平三年なり、延長五年十二月二十七日、勅して智證大師の論號を賜ふ。

智證大師一代略傳終

慈覺大師一代略記

大師諱は圓仁と云ひ、俗姓は壬生氏、下野國都賀郡の人なり、其祖先是、崇神天皇第一の皇子豐城入彦命に出づ、延暦十三年大師誕生せり、時に同郡大慈寺に智廣と云ふ大徳あり、是れ唐僧鑑真和尚第三代の弟子にて、德行該博戒定具足し、己を虚しくして専ら他を利益す、國人皆な菩薩と尊稱す、智廣偶ま經行の次でに、遙かに紫雲を見て、大にこれを訝しみ、雲氣の起る所を尋ぬるに、是檀越の壬生氏の家なれば、これを訪ふに、恰かも家婦男兒を産むの時なり、智廣中心に獨悦び、其祥瑞を告げずして、但父母を誠しめて曰く、此兒儻し生長せば手に與へよと、其後屢々其家を訪うて、教誨を加へ、苦ろに養育の事を授く、大師幼にして、父を喪ひ給ひ、九歳の頃より其兄に従ひ經を學び給ひしが、母人前約を履みて智廣に付屬せり、大師天性聰敏にして、しかも風貌温雅に、身長五尺七寸あり、深く心に佛法を慕ひ、寤寐にも忘るゝことなかりしが、或時經藏に入りて、種々書籍を涉獵し給ふに、觀音經あり、これを得て大に悦び、遂に外典を抛ち専ら内典を學び、葦屣を絶ち齋戒して諸部に涉り、數年にて徧ねく大旨を悟り給ふ、一夜夢に一沙門を見る、威徳高くして風采儼然たり、大師禮拜瞻仰し給ふ、

又傍らに一人あり、大師に告げて曰く、是れ當今の大師たる寂山大師なりと、夢覺めて頻りにこれを景慕し給ふ、智廣其意を知り、是に於て大師を挈へ寂山に登り、これを傳敎大師に付屬す、時に年十三、大同三年なり、爾時大師は師の大師を仰ぎ給ふに、曾て夢に値遇せし所に異なるなし、大師隨喜ありて倍す學に志ざし給ふ、傳敎大師敎るに止觀を以てし、常に敎誡し給ふに曰く、予常に二諦不生滅の旨を弘傳す、然るに世人眞諦不生滅の理を信じて、世諦不生滅の理を解せず、汝克く此義を世に傳へて、有情を利益せよと、弘仁五年官試に及第あり、此時二十一歳なり、明年正月、金光明會に沙彌戒を受け、同七年東大寺に於て具足戒を受け、其夏中遂に詣じて大小二部の戒本を講じ、兼て威儀法則を習學し給ふ、先大師常に諸弟子に告げて曰く、我朝にては久く小戒を執り、未だ大戒に入らず、汝等宜しく小を捨て大に赴くべしと、寂山止觀院に於て、圓澄法師を上首となし、一百餘人に圓頓菩薩の大戒を授けらる、是れ天台師資相傳の大戒を授くるの始めなり、先大師大乘戒壇を建て、菩薩の大戒を弘傳せんことを、上表奏聞ありしが、先大師示寂の後、弘仁十三年六月十一日、乃ち先大師初七日を以て、戒壇允許の旨、大政官牒を賜ふ、諸弟子等先大師の本志の成就したるを喜び、同十四年四月十四日、根本中堂に於て、始めて大乘戒を受く、乃ち義眞を以て傳戒師となし、大師を以て敎授師となす、其後大師は先大師の本願に因りて、山門に閑居して、限る十二年を以てし、晝は天台

の法門を弘傳し、夜は一行三昧を練修あり、已に六年を経るに及び、衆徒皆勸めて曰く、大師法を山中に弘め給ふも、未だ外化あらず、願はくは四方に向うて、廣く有情を利益し給へと、大師固く辭し給ふと雖ども、衆これを請ふて停まず、是に於て強て山門を出で給ふ、是れ天長五年なり、其夏法隆寺に於て法華經を講じ給ふ、同六年天王寺に住して、一夏の中法華及び仁王經を講じ給ひ、後ち寂山に歸りて講筵を張り給ふ、承和二年勅して入唐請益天台還學生を命ぜらる、同三年四月首楞嚴院に於て九條の式を制せらる、又六波羅密三徳の九峯、及び兜率等の四院、安祥房舎を置て、各檢校等を定めて住持せしむ、其後難波の離宮より、大使藤原常朝と相俱に乗船して太宰府に至る、順風を得ず空しく二年を送り、同五年六月十三日、第一船に搭じ、其二十二日、纜を解かる、海上幾多の風浪を凌ぎ、其年七月二日唐土揚州海陵縣に安着ありぬ、是れ唐の文宗皇帝開成三年なりき、大師は大使と共に揚州都督府に至る、乃ち大使は平橋館に、大師は開元寺に住せしめらる、同十月大使洛陽に入る、大師は請うて揚州に留まり給ふ、是れ天台及五臺山を巡拜せんが爲めなり、揚州節度使李德裕は大師の爲めに、特に朝廷に請ふ所ありしも、終に勅許を得ず、大師慨歎して宿志の達せざるを悲しみ給ひしが、時に一僧あり、洛陽より來る、其名を宗叡と云ひ、悉曇を善くし、又梵語に通せり、大師これに従ひて梵書を學び給ふ、又一人の碩徳あり、金雅と名づく、大師請うて阿闍梨となし、灌頂を

受け給ふ、是に於て金雅は、金剛頂の大教を授け、所持の金剛界大曼陀羅を付屬す、又授くるに師資相傳の法を以てす、大師得給ふ所、實に念誦の教法經論疏等一百九十八卷、并に胎金兩部の曼陀羅等二十一種なりき、開成四年大使に從ひ、歸朝に際し、逆風大に起り、船は海州の岸に漂着す、大師慨然として曰く、吾遠く滄溟を凌ぎ異域に至るは、博く教法を學び、且つ天台山等の聖迹を巡拜せんが爲めのみ、然るに空しく故國に歸るは、益する所なし、と懇ろに大使に請うて、弟子惟曉等三人と俱に海州に止まり給ふ、大使の船已に去り、日已に黃昏なり忽ち海賊の來るに會ふ、大師等身上衣服に至るまで、悉くこれを賊に賜ふ、賊反て感じて曰く和尚今何をか欲する所ぞと、大師答へて、予等は是より村里ある所に至らんと欲するなりと告げ給ふ、賊等これを聞き、村里ある所に送る、海州刺史厚く大師を遇し、本朝第二の船に送る舟纜を解き五六日の後、逆風再び起りて、船また登州の堺に着く大師奮然として弟子等に告げて曰く、予本願を遂げずんば、死すとも本國に歸らじ、汝等の去留は意に任せんと、弟子等聲に應じて曰く、生死師と俱にせんのみと、大師大に悦び給ひ、上陸して登州赤山法華寺に至り、此に冬月を過し給ふ、時に登州將軍新羅使張詠偶ま山院を訪へ、大師に面して曰く、吾昔時貴國に到りて、大に國恩を辱うす、今や奇遇す、故に慰問の爲に來る、師若し欲する所ならんには、希はくは心肝を盡さんと、大師宣はく、予他願なし、洽ねく聖迹を巡拜せんと欲す

るなりと、詠曰く必ずこれを憂ふるなかれ、吾誓うてこれを遂げしめんと、其後張詠より牒を得給ひ、此に宿志を達するの時來り、先づ五臺山に聖迹を巡拜せんとして、大華嚴寺に駐まりて一夏を過し給ひ、次に西臺に向ひ、また中臺に向ひ、更らに北臺に向ひ給ふ、臺山由來多く天台の教法を傳ふ、志遠和尚玄鑒和尚等年皆八旬、碩學の開えあり、大師夏中遠和尚に從うて、止觀を受學し、天台の教法三十七卷を書寫し給ふ、秋七月南臺を巡拜あり、其八月長安に至り、資制寺に住し、大興善寺の翻經院に到り、元政開梨に講し、請うて師となし灌頂道場に入り、金剛界の大教を受け、更に五瓶灌頂を受け、金剛界の大曼陀羅を圖寫し給ふ明年青龍寺に到り、義真阿闍梨に從ひ、胎藏灌頂の道場に入り、毘盧遮那經の中真言印契等を學び蘇悉地の大法を受け、胎藏の大曼陀羅を圖寫し、又九佛頂の像を圖寫し、次に玄法寺法全阿闍梨に從ひ、胎藏の儀軌を學び給ふ、斯くて長安に在住し給ふこと凡そ六年なり、其間得給ふ所の經論疏章等五百五十九卷、兩部及び諸尊の曼陀羅、壇樣等二十一種なり、其後南天竺國の寶月三藏に値遇して、悉曇を學び、又天台第八の弟子なる、禮泉寺の僧宗穎に從ひ、止觀の微旨を研究し給ふ、大中元年春商估の船に同乗して、九月太宰府に安着し給ふ、實に承和十四年なり、嘉祥元年春勅を奉じて入京し、又本山に登りて師迹を禮し給ひ、更らに上表して鎮護國家の爲めに、灌頂の法を修せんことを奏請し給ふ、六月十日大政官の牒を得て此法を修せられ、

同月二十七日傳燈大法師の位記を賜はる、同七月詔ありて、内供奉に列せらる、同二年四月、聖朝の御爲めに、宮中に於て灌頂の法を修せられんとを、奏聞あり、詔ありて修法せしめらる、三摩耶を受くる者一千餘人に及べり、同三年三月、天皇崩御し給ひ、其十七日、皇太子即位し給ふにより、轉禍爲福實祚無窮を祈り給はんが爲めに大師に諮問あり、大師答奏し給ふ、其畧に曰く、災を除き福を致すは、熾盛光佛頂これを最勝となす、故に唐朝には、道場の中恆に此法を修して、國基を鎮護し、街西街東の諸内供奉等互番して、寶祚を祈り奉り、又青龍寺には皇帝本命の道場を建立して、眞言の祕法を修せり、今や、陛下の御爲に特念の道場護摩壇を建立して、此法を修せん、其建立の地の如きは、先師昔日これを點定せしなりと、詔命あり、其畧に曰く、朕特に心願を發す、總持院を建立して佛法を興隆せんと、九月また詔命ありて總持院に十四口の僧を置かる、此年奏聞ありて、金剛頂蘇悉地兩業の特度者を置く、仁壽元年五臺山念佛三昧の法を移して、弟子等に授け、常行三昧を修せしめらる、此年宮中に於て、仁王會を修し給ひ、大師御前講師を勤め給ひ、金剛頂の疏一部七卷を作り給ふ、同四年四月延曆寺座主となり給ふ、同十一月奏請して、安慧慧亮の二法師を以て、三部の阿闍梨となさんと、仍て二人をして三部の灌頂を修せしむ、官府を以て三部大阿闍梨位を授けらる、ことは、是より始まれり、貞觀二年慈叔承雲性海南忠の四人また命を受く、これに長意常濟元譽の三人を加

へて、大師面授灌頂の九人と稱す、此外遍脇安然相應等はまた、大師會下の上首たり、此年天台大師祭文等を作り給ふ、齋衡二年蘇悉地疏を作らる、同三年三月二十一日、天皇大師を請じて、西部の灌頂を受け給ひ、王子以下郡臣等同じくこれを受く、同七月十六日、淨土院廟供事を行はる、同九月東宮大師を請じて灌頂を受け給ふ、天安二年三月、天皇また受戒灌頂し給ふ、貞觀元年仁王會に當り、大師また御前講師となり給ふ、同二年安樂行品を以て、法華堂に傳へらる、其四月供佛舍利會を行はる、同六月顯揚大戒論一部八卷を作らる、此の年文珠樓を作るべき狀を、奏し給ひ、特に詔命ありて造料を賜ふ、三年臺山の石を以て、其五方に埋む、其八月、淳和太后菩薩の大戒を受け給ふ、これに預るもの一百七十餘人に及び、五條の大皇太后もまた、菩薩戒を受け給ふ、これに預る者また百餘人なりき、五年十月右近衛權中將藤原朝臣常行の請に應じて、灌頂を修せらる、其三摩耶入壇灌頂者は、公卿以下百四十餘人、尙侍典侍侍女六十餘人なり、此月十八日大師熱病に罹り給へり、同六年正月諸弟子を召して、懇ろに遺誡し給ふ、其十三日黄昏流星あり、文珠樓の傍らに墮ち、須臾にして散亂消滅す、衆徒皆な不祥に驚く、同十四日戌の時、大師は頭を淨め潔衣を着け給ひ、合掌焼香あり、諸弟子をして佛名を唱へしめ、其子の刻に至り、御手には契印を結び、口には眞言を唱へ、端坐泰然として永く樂邦に去り給ふ、春秋七十一歳なり、其十六日比叡山天梯の尾の中岳に葬る。

慈覺大師一代略記終

興教大師實傳

寛治皇帝嘉保二年乙亥

密嚴尊者名は覺、正覺房と號す、肥前州藤津の人なり、俗姓は平氏、桓武皇帝五世の孫平の將門の裔なり、父名は伊佐平次兼元、武畧を以て天下に名あり、母は橘氏淑徳あり、尊者生れて穎敏、神志高邁なり、恃怙鍾愛尤も甚だし、毎に歎じて曰く、我れ聞く頻伽は潑に在つて、聲衆鳥を壓す、梅檀は地を出で、香群芳に超ふと、此兒幼なりと雖ども、而も梁棟の氣ありと、尊者兄弟四人あり（長兄少名は千歳、次兄少名は二千歳、尊者は其三に居り、小名は彌千代、弟は鬼四郎）後に俱に僧と爲りて、皆名ありと云ふ。

永長元年丙子

承徳元年丁丑

二年戊寅

康和元年己卯

二年庚辰

三年辛巳
四年壬午

尊者八歳、平公大名を負へるを以て、郷閭皆敬畏す、尊者幼にして以爲、我父は天下の豪貴なりと、一日催租の吏あり、家に到て喧呼す、平公屏處に居りて出でず、尊者怪んで兄に問うて曰く、彼れ何人ぞや敢て我父を輕んずる、曰く此地は乃ち仁和寺封内成就院大僧正の領なり、故に父領主の令に忤はず、又問ふ、世に領主に踰へたるの貴者有りや、曰く天子有り、四海の至尊なり、又問ふ、至尊の天子に過ぎたる者ありや、曰く神道あり、天界あり、天子は猶ほ制を受くるなり、又問ふ、神天に越へたる者ありや、曰く佛あり、三界の慈父なり、又問ふ、佛に勝れたる者ありや、曰く無し、故に無上世尊と云ふ、曰く得て聞く可けんや、曰く佛に三身あり、法報應なり、其訓に二あり、顯教密乘なり、三身の中には法身を最と爲し二訓の内には、密乘を奥と爲すなり、三身二訓は稚子の知る處に非るなり、又問ふ世人佛位に登る者ありや、曰く、方に今剃染の士にして勤脩精進の者は、必ず其位に登る又問ふ、其人いづこに在る、我就て、求めん、曰く、紀州高野山に弘法大師定隱の地あり、密乘修學の場なり、彼ところに定尊阿闍梨と云ふ者あり、即ち其人なり、尊者是より企慕の志あり。

五年癸未

尊者九歳、葷腥を茹はず、香を焚き佛を禮す、或は殺を絶て日を累ね、或は睡らずして明に達し、備さに艱辛を嘗む、顔容憔悴して、疾に嬰る者の如し、平公甚だ憫れむ、一日其長子を怒て曰く、爾が黄口の兒をして無益の事を聞かしめ、羸瘦此に至る、將に奇兒を喪はんとす、先づ爾が不幸なるを弑すべし、即ち刀を執て之に擬す、尊者趨り抱て泣て曰く、父何ぞ是の言を作すや兄弟を教へて佛位に昇らしむ、佛と云はざる可けんや、父を推して大聖の父となす、豈大孝に非ずや、平公其言を聞き其れを痛傷せしむるに忍びず、迺ち怒りを飲めて莞爾として曰く、自今係に聽るす、違く作佛すべし。

長治元年甲申

尊者十歳、是年父を失ふ、入道の志益々固し。

喜承元年丙戌
二年丁亥

尊者十三歳、成就院の寛助僧正、其徒慶照法師に命じて、度く童眞の法器たるに堪へたる者を搜索せしむ、照向きより莊の山寺に寓す、尊者の道骨あるを聞き、誘て仁和寺に歸へる外二童あり、同舟にして相伴ふ、夏五月初めて助公に講す、三童竝んで侍坐せり、公人をし

て三童の把る所の扇を取り函に盛て公の前に置かしめ、南に向つて遙かに弘法大師を念じて曰く、個の中若し興法の偉器あらば、其扇を探著せしめ給へと、默禱する良久しくし目を瞑し臂を伸べて一柄を得たり、啓て之を見るに、其面に題して云く、佛は大日、法は眞言、處は高野、高野には定尊、筆勢壯建なり、公掌を撫して驚異す、問ふ是れ誰が扇ぞや、尊者て答く曰く某と、公大に喜て曰く、我今祈る所、蛋やく悉地を獲たり、乃ち圓林法師に囑して、世諦の智識と爲し、定尊律師を以て出世の指南と爲す、其器重すること斯の如し、(定尊は仁和寺の僧なり、所謂高野の定尊にはあらず)

天仁皇帝元年戊子

尊者十四歳、圓林竊に思はく、弘法大師の達誠に曰く、金剛乘の者は性相兩宗を兼學して、法の性相を知るべしと、即ち是を以て助公に啓す、公之を可とす、乃ち尊者を將ひて、南宮に赴き、興福寺の慧曉僧都に就て唯識俱舍等を習はしむ、又東大寺覺樹院の右大臣僧都に隨つて、華嚴の教旨を學び、東南の院室に入て、三論の宗教を受く、慧解日に進む。

二年己丑

尊者十五歳、東大興福の間に遊んで、耽研味著して本寺に歸らん事を樂まず、圓林一夕夢らく、弘法大師赫斯の相を示して曰く、何ぞ我家の棟梁の材を將ひて、久しく佗山に委置す、

や、圓林懾伏して汗を流し、醒て後大師を拜念して、悔過して恕を乞ふ、尊者も亦夢らく、貴婦人有り、抱て膝上に居へ、摩頂して泣て曰く、汝大法器なりと雖も、惜いかな我寺の寶に非ず、汝佗山に於て必ず密教を隆興せん、我宗を凌蔑すること莫れ、我必ず汝が法を護ん、尊者の曰く郷は何人ぞや、曰く我は春日第四殿なり、覺て後袖に涙痕あり、後に傳法院を創じて、三部の神祠を營建し、一千餘社を請するの多に別に春日の寶祠を立つる事は、職として此の由なり

天永元年庚寅

尊者十六歳、圓林夢の事を念うて、尊者を勸めて仁和寺に歸る。冬十月成就院の寛助僧正に隨て鬚染し、沙彌の十戒を受く、此より漸次に十八契印、兩部の大法、護摩の秘軌及び諸尊の三昧を稟け、修習精勤するもの數年、其間多く祥瑞あり、時々夢らく、八幡大菩薩、春日大明神、並に加衛の意を告ぐ、又夢らく、熊野權現曰く、何ぞ我山を躡むことの晩きや。

二年辛卯

三年壬辰

永久元年登己

尊者十九歲、重ねて錫を南京に荷て、益々性相權實の幽蹟を探る。

二年甲午、尊者二十歲、具足戒を東大寺の戒壇に受く、受具の後、夢に高野明神及び弘法大師、來臨慰諭して曰く、我山に來ること何ぞ遅きや、冬十二月、裳を裂て足を裏み大和路を経て高野山に登る、除夕に初めて大塔の下に至る、阿波の上人青蓮と云ふ者七齡にして發心し出離の道を求む、年々熊野峯に詣で、志願を懇祈す、權現感應して神用不測なり、故に郷里之を敬ふこと神の如し、呼で小權現と爲す、豫め尊者の山に至ることを知て、塔前に出邀へて曰く、師の光儀を待つと久しと、慰勞懇懃なること宛も舊知の如し、適ち引て往生院の山房に入り、水を汲み茶を點じ、老を忘れて給侍すること鳩摩羅伽の臨波陀耶に事ふるが如し、尊者非常の才を懷て、興隆の任に堪へたるを貴ぶべし。

三年乙未、尊者二十一歲、幼聞耳に在り、明師を山中に尋ね、最禪院の明寂閑梨と云ふあり、密學に粹なり、尊者就て而して叩く、閑梨も亦尊者の氣宇を重んじ、師位に居らず、年を忘れて相友とし善し、切磋琢磨す、尊者多く秘印密言を受く、閑梨も亦緘旨妙解を承け、相得て歡ふ、迺ち尊者を延ひて最禪の別房に寓せしむ、未だ幾ならずして最禪回祿の變に遭ふ、餘焰延て

尊者の寓居に逮ふ、乃ち西谷の長智(大蓮房と號す)之本坊に移る、今の月上院、是れ其陳迹なり。

四年丙申、尊者二十二歲、求聞持の法を修すること三たび、誠を竭さずと云ふことなし。

五年丁酉、尊者二十四歲、丙申より是年八月に至るまで、求聞持の法を修すること凡そ八度、明寂閑梨毎ねに之を助成す、是年八大願を立つ、其第七に云く、師に勤侍し奉る可しと、(寂閑梨を指す)其寂閑梨を敬崇すること見る可し、又第八に云く勵勤して堪へたるに隨て、眞言宗の章

跳を撰集し、密教の壽命を續ぎ、行者の心眼を開くべしと、個の中撰集章疏の願事爲に成就するを得たり、尊者の撰述する處の秘釋義章等、世に行はる、者凡そ八十餘種、千古籍つて龜鑑と爲す、願書の略に曰く、弟子等覺風末だ扇せず、煩惱の重雲何れの日か拂はん、慧日未だ照さず、生死の長夜何れの劫にか明けん、茲に因て六月廿四日より、八月十七日に至るまで、偏に無上菩提の爲めに、求聞持の法を修し奉り、祈請する所は甚深廣大の自然智慧を開發せん、佛智佛德本より我心に具せり、始めて造作するに非ざるなり、何の滯る所か

ん、悉地若し成らば、精身修行して速に大道を證し、報恩謝徳し、弘法利生せん、爾は則ち三密の佛法、彌く天下に繁興し、十住心の教倍々人間に流布せん、報恩の中に於ては殊に明寂上人に専らにせんと思ふ、其所以は祕印密語教授の師なり、又同心合力助成の人なるを以てなり、特に涙重の廣恩あり、總て八箇百萬編の功徳、並に三世一功の善根を以て、並て此悉地成就の爲めに回向する所なり、異日又九大願を立れ、其發願の偈に云く、若し我れ悉地を得ば明寂上人に於て、今身より佛に至るまで内外の忠孝を極め、種々の善巧を設け重重の方便を廻らして、現在生の中に必ず智慧を開かしめん、乃至所生の處に隨逐して離れず、生生必ず善友として世々定めて給事せん、設ひ彼れ地獄に墮つとも、我代つて炎中に入らん、況んや餘輕の苦に於て、豈拔濟せざる可んや、設ひ身命を失壞すとも、猶退屈を生ぜざらん、況んや餘の供給に於て、誰か敢て勞倦を辭せん、其師恩重んづること此に至れり（斯の願偈に據て當初の事を按ざるに其兄指して定尊と曰ふ者は、恐くは此人ならん、然らば則ち明寂と稱すべく而も定尊と稱するは、蓋し推するに仁和寺に定尊律師と云ふあり、此を以て彼に混殺するか然らざるか、律師の行業、詳ならず、或人曰く濟暹僧都の弟子、定尊と名く、内外博瞻なり、義範に隨て法を受くと、古記を按ざるに曰く仁和寺の定尊は若狹守貞任の息、延眞律師の族弟なり、又悉曇の脈脈を按ざるに云く、性信濟暹に傳ふ、暹定

尊に傳ふ、尊心蓮に傳ふ、又高野に教尋開梨と云ふ者あり、尊者の師たる處なり、或は若くは之を指すか、外に野山の名徳定尊と云ふ者有ることを聞かず教尋の傳は名徳傳に載す、是年千日の護摩を脩す、其中間言談を絶す、世に所謂千日無言と云ふ者は是れなり、筆を擡て壁に題して云く、大乘深祕の説は、萬法一心の作なり、心常に佛境に遊は、身何を迷界に住せん、若し爲めに十方三世の佛に歸敬せんと欲せば、必ず應に六道四生の類を尊重すべし、堅には過去の四恩、及び未來の五佛、横には十方の諸尊、并に兩部三寶なり、有有は空々が有なり、空は有空俱に空なり、有は空有同じく道なり、有に非らず、亦空にわらず、一中にして二邊を離れたり、是空復是有、二諦即ち一法なり、又云く夢裏の有無は有無同じく無なり、迷中の是非は是非俱に非なり、濁水と清激と、既に是殊なり、妄去り真來らば、豈皆用に非ずや、世此二偈を呼んで、障子の文と爲す。

二年己亥
保安元年庚子
二年辛丑

尊者二十七歳、護摩を脩すること訖ぬ、九月廿一日癸未（柳宿木曜）仁和寺成就院の道場に於て、本師法務大僧正寛助に従て、三摩耶戒を受け、兩部の灌頂に沐す、教授師は北の

院の兼覺、唱導は（之を誦經導師と稱す）最嚴、護摩師は保壽院の永嚴僧都（平等房と號す、廣澤六流の一保壽院の始祖なり）皆一時の名細なり、其夜尊者眉間より白光を放ち、赫奕として堂中を耀らす、一會驚歎して、希有の祥瑞と爲す、冬十月醍醐理性坊に往く、先容を須ひず、自ら名を刺に書て、賢覺僧都に謁す（小野六流の一理性院元祖なり）素より其名を聞て器宇を欽重す、之を延ひて甚だ歡ぶ、宛も舊識の如し、遂に五部の灌頂を稟け、而して一流の秘訣を究む（眞裕雜記に云ふ、理性院の宗徧僧都の曰く、四重盡く鍛上人に授與すること、此院の古記の中に見へたり、或人の謂ふ、一流の源底を盡すに非ずと、故に之を引て證す）

因に問ふ、吾求開持の法を修むる者凡そ八度、未だ悉地の相を觀ず、不審し時澆季に及び人も亦輒根なるの致す所なりや、はた是口訣を傳ふる事の未だ盡きざるか、僧都の曰く、師が修する所の軌則、請ふ試みに之を説け、尊者具に始終を述ぶ、僧都の曰く、宜なるかな悉地を獲ざるこや、乃ち先師僧正に從て、（勝覺）傳ふる所の秘訣、蘊を彈じて之を授く、明年野山に歸りて、重ねて修するに果して悉地の相を觀る、經軌に所謂攪く所の酥、煙氣漸生し、煙出で、光發する等なり。

三年壬寅

尊者二十八歲、七月二十日、求開持の法を起修す、啓白の詞を作る、其終りに云く、仰願は弟子等をして、速に悉地を成就し、早く諸願を果遂せしめ、一切種智を當座に成し、薩婆若の慧を即身に顯し、成佛得道、速疾に圓滿し、弘法利生自在無礙ならん、乃至法界平等利益、云云（按に眞俗雜記に理性院の僧都、開持悉地の事を聞て、感喜の至り悉地の酥を乞ふ鍛上人乃酥を器に盛つて、上足兼海を差して、之を僧都に遣くる、僧都弟子實心を遣して器を還へす、兼て褒詞を申ふ其器及び僧都の手札具に仁和寺の眞光院に在り、康元元年の冬、賴瑜親ら之を見る）

四年癸卯

天治皇帝元年甲辰

二年乙巳

尊者三十一歲、孝養集三卷を作つて以て母氏に送くる、往生極樂の要を教諭す。大治元年丙午

尊者三十二歲、永尋閑黎毎ねに尊者に謂て曰く、此山大師定後、祈親骨て榛棘を除き明算琳賀近をる脩營を加ふ、然れども尙院宇衰替し學業荒蕪せり、今師器宇宏偉なり、必ず此貴に任せん、盍ぞ肩負せざらんや、尊者茲に由て志願崛起して傳法院を建て、傳法會を啓いて、

密教を恢弘し、群生を利濟せんと欲す、復自から思惟すらく、神助に憑らすんば、恐くは願を遂げ難からん、吾聞く稻荷明神は、昔弘法大師と誓約して、我宗を陰護すと、又且つ此神は福柄を操れりと、乃ち東寺に密寓して、時々彼の祠に詣で之を祈る、一日事に因て西州に赴んとす、先づ稻荷に詣で加護を持念す、忽に一女坐に託して曰く、明神上人に傳語す、宜く遠行を止め、早く紀州に歸るべし、吉野河の邊に、必ず所求を得んと、尊者は狂女妄言すと思へり、坐が曰く、上人我言を信せざるか、然らば中心の所抱を謳て、上人の疑ひを解かん、高聲に謳て曰く、一箇の莊を獲て、一字の堂を創じめ、眞言の法藏を開いて、大日の光りを掲げん、北關の廳にや詣でん、西海の故郷にや歸らん、謳ひ已で呵呵大笑す、尊者驚き且つ喜び、詰旦紀州に赴く、果して吉野河の邊に於て、一つの契券を得たり、尊者惟付すらく、得る者の歡び失ふ者の悲しみ、輕重如何ん、聖明の世には、路に遺つるを拾はず、沙門寧ろ思はざる可けんや、廻ち東寺の門首にて、榜を張て云く、紀州石手の莊の契券、遺とす者は應に東寺の西院に来るべし、未だ幾何ならざるに卷主至る、尊者即ち之を還す、券主感歎して曰く、上人の大悲謂ふ可し眞の佛心なり、素と聞く上人廣大の願を發すと敢て隨喜助成せざらんや、廻ち永く右手の莊を寄附し奉る、但し妻子眷顧の者の爲に、某下司職を承らん、即ち一紙の狀を副ふ、是年靈攸を根來山に相して、伽藍を創んと欲し、先づ一祠を

石手の莊に營立して、日本國中大小の神明一千餘社を請じて、以て鎮護と爲す、傍に僧坊を構へて、神宮寺と名づく、(或人の曰く今の圓滿院是なりと)月十二日、蘋繁蒹藁を薦ひ、講論の法味を供す、(鎮守講と名づく)是れ根來寺の權輿なり、時に峩冠偉服の人有りて、忽然として現じて曰く、我恒に上人の善願を隨喜して、影に隨て衛護す、只恨らくは、招請の名に漏れたる事を、尊者驚て曰く、是れ何の神徳ぞや、曰く我は白山妙理權現なり、言訖て即ち隱る、尊者思惟らく、一千餘社は鎮座既に定りぬ、須く別に一祠を建つべし、乃ち根山の巽麗に於て、一廟を構て之を崇む、後に野山の傳法院に於て、九社明神の祠を營す、其一つは即ち白山權現なり。

二年丁未

三年戊申

四年己酉

尊者三十五歲、是の秋七月七日、承保上皇崩す、(白河法皇と號す、)

五年庚戌

尊者三十六歲、是年華藏院の聖慈親王登山(白河法皇第五皇子)青蓮上人陪坐せり、王問ふ山中に底事がある、蓮が曰く、某毎ねに恨む、生れて弘法大師の在世に値はず、又且つ親り

大権の間出を見ざることを、然るに頃年覺錢上人と云ふ人あり、晨昏參謁して、微妙の談を承く、是老後の大幸なり、愚を以て之を觀るに、必ず青龍和尚の再生ならんか、王笑て曰く、其上人は即ち我同門なり、心潜かに俟つ、何ぞそれ來るとの遲きや、蓮尊者に告ぐ、少く選んで而して至る、清談時を移し、語營興の事に及ぶ、王の曰く此の事難きに非ず、思慮を勞する勿れ、幾ばくならずして轅を還して天仁上皇(鳥羽上皇也)に奏す、是より先き上皇不豫なり、潛かに弘法大師に祈る、一夕夢らく、一沙門あり、南方より來る、手に柳枝を執て香水を麗ぐ、覺て後病即ち癒ゆ、故に夢の事を憶つて即ち徴し見る、龍願に謁するが如し、儀貌夢に見るに殊ならず、是れに由て容信尤も篤し、即ち勅して御願寺と爲す、因て石手の契券の因縁を奏す、乃ち尊者に賜つて、永く僧儲を資く、不日にして傳法院成る、丈六の尊勝佛頂の像を安んじ、學侶三十六員を置く、小傳法院と號するは是なり。

天承元年辛亥

尊者三十七歳、小傳法院陝隘にして、宏く傳法大會を張ること能はざると以て、更に奏し請う、大傳法院を造る、時に園城寺の行尊僧正、故有りて先より山中に在り、助喜すること已事の如し、手づから繩を曳き規りを護る、冬十月十七日、大傳法院落成す、漫茶羅供養を設く、道師は西部の大僧正信證(堀池僧正と號す、寺東の長者、廣澤六流の一西院流の鼻

祖なり)上皇此日臨幸、同日密嚴院を落す、夜に入て大傳法院に於て始めて傳法大會を行ふ、(傳法大會は春季五十日を修學會と號す、教義を講論す、春季五十日を鍊行會と號す、密義を精談す、故に鍊行會には門徒に非る者は禁ず、堂前に榜を掛けて曰く、高祖大師の古風に準じて門徒に非るの者聽聞するを許さず)是より先教尋開梨を以て學頭の職と爲し、大傳法院を落するに及んで、教尋職を辭す、此に於て勅を奉じて(院宜と號す)信慧開梨を以て之を補す(輝覺房と號す尊者の族弟なり)密嚴院は尊者の居室たり、堂前に一池水を湛へて、水想觀を作す方便に備ふ、尊者水定に住する事は、嘗て滿堂滔々たるを見ると云ふ、月光大士高僧法進の靈蹤併せ想ふ可し、下の院の神祠は即ち春日明神なり、尊者南都に在せし時に當て、擁護の語あり、故に今之を招請す了齋童子の形を現して、來臨鎮座す(春日の五社、第一殿は本地釋迦第二殿は藥師、第三殿は地蔵、第四殿は觀世音、第五殿は文殊なり尊者替日夢中に見る所の者第四殿なり)故に今來臨せらる、當に知るべし第四殿なり)別に三部及び九社の神廟、佛閣僧堂を立つ粉壁朱柱、宏麗精嚴にして齋齋相屬けり、三部權現とは中央は佛部、聖無動尊、本部の十天、護國利民の天龍八部、諸護法天等左は金剛部、丹生高野兩大明神を而も上首と爲す、地主山王兩所の權現、十二王子、百二十伴、右は蓮華部、天照皇太神、八幡大菩薩、加茂大明神、及與に日本國中、大小神祇一千餘社なり、九社明神と

を受くと雖も、尙は遺くる所あり、天威を假るに非んば焉ぞ能く斯の頼のみを遂げん、上皇の曰く、望む所は誰ぞや、曰く佗家には三井公伊（經藏法印と號す）同寺の覺愈（鳥羽の僧正と號す）自門には覺法親王（勝蓮華院の宮と號す）、亦高野の御室と稱す、又大宮と號す、廣澤六流の一、御流の始祖なり）聖惠親王（華藏院の宮と號す、廣澤六流の一華藏院の元祖なり）觀修寺の寛信（法務大僧都と號す、小野六流の一、勸修寺流の初祖なり、醍醐の定海）三寶院の大僧正（小野六流三一、三寶院流の本祖なり、土皇の曰く、請ふ所に任せん、但し公伊は老衰沈疴、傳法に堪へざるを知る、大宮は向きに聞く、傳法一會に隨喜せずと、想ふに今亦喜びざらん、其餘は當に宣命すべし、適ち左近太夫顯達を以て中使と爲して覺猷に宣して曰く、高野の上人は朕が偏に二世を託するの師なり、若は秘書若は秘訣望みに隨て授與すべし、恪惜すること有る勿れ、僧正報じて曰く、敬んで宣旨を奉ず敢て違乖せざらん十二日尊者を徵して曰く、既に覺猷に命ず、明日當に行くべし、翌日尊者と中使と相伴うて三井に至て相見る、猷の曰く遙に嘉名を承けて、中心調を企る事久し、今日の願臨生前の榮幸なり、殷て吝む所あらんや、たゞ恐くは某識疎にして智淺し、公に益無し、時に寺門の大衆喜ばず、議して曰く高野の上人は、德望高しと雖も東寺の門流にして、我門徒に非ず、底蘊を傾付せんこと甚だ不可なり、自門の碩才すら其位に當らざる者は尙授受に及ばず、況

や佗人をや、猷謂らく大衆之を拒むと雖も、敎命乖く可らず、乃ち潛に尊者と俱に鳥羽の離宮に赴き、九軀の阿彌陀堂を排ひて灌頂壇を建つ、傳來の道具は、行尊僧正之を輸す、其餘の支分雜事は院の廳より辨備す、猷公尊者に謂て曰く、大衆の妨有ることは憾む可きに似たりと雖も、如來有應の處、此宮に非るは無し、何ぞ言ふに足らんや、即ち道場に入て秘理を秘傳す、初夜の時に至て、尊者の齒牙大光明を放つて堂中を照曜し、異香郁馥たり、猷公駭歎して曰く、素聞く上人は、生身得忍の師なり、發光の居士に非ざるよりは、安ぞ能く是の如くならんや、幸に値遇し授受するを得たり、祇劫と雖も朽つ可からず、眞に稀有難測なるかなと、感泣禁せず、良久して更に授く、一流の秘旨盡く蘊奧を彈せり、尊者狀を具して上皇に報じ奉る、十六日尊者宮に入て奉謝す、十九日中使左近の太夫定海僧正に宣命す、宣旨奉答竝に前に同じ、廿二日、中使と共に醍醐寺に造たる、廿四日三寶院の灌頂道場に於て箱底を傾倒す、廿七日中使旛磨守家成と共に觀修寺に到る先日の中使を差して寛信僧都に宣命す、宣旨奉答前に同じ、此日に至て傳付し竟んぬ、廿八日觀修寺より歸る、即時に狀を具して上皇に報じ奉る（尊者手筆の狀今見に智積藏中に有り、民部の太夫爲兼を差して華藏院の親王に宣命す、宣旨答詞前に同じ、七月二日、華藏院の道場に於て、密旨を口授す、更に餘蘊無し、又最極秘書等を出して、尊者に與へ縱覽せしむ、十二日尊者を徵す、旨あり

は、中は御船三所の大明神、金折六所の大明神、金峯藏王權現、左は丹生高野兩大明神、伊太祈曾大明神、右は熊野三所の大權現、白山妙理大權現、牛頭天王、八王子也、大傳法院落慶の後、莊園若干を賜うて、永く傳法大會の供に充つ（御賜の莊園共に七所、謂く石手、弘田山崎、岡田、山東、相賀、志富田、なり）又勅して御興丁六口を賜うて曰く、今般漫茶羅供養の法儀、特に信感を増す、百歳の後、月ことの忌日に此法會を行ふ可し、上人の興を昇く者は、朕の興を昇くと想ふべし、時に龍顏潛然たり尊者も亦袂を反へず、尋るて旨有て遠州初倉の莊を捨て、別に漫茶供養の用度に充つ。

長承元年壬子

尊者三十八歳、能作性の珠を修作して（秘密藏中に方法あり）多聞天王の授くる所の寶珠を包んで密嚴院不動の像の鳥窓に安置す、去りし大治の初年、尊者嘗て和州信貴山に登る、即ち里沙門天垂應の靈區なり、信宿して興隆の志を精祈す、夜闌恍惚として其場變じて、廣博殿淨の土と作る、靈光炫耀し、奇香芬鬱たり、天王形を現して、摩頂慰諭し、尊者興法の利生の願を讚歎し給ふ、因て曰く、我が爲に講式を製せよと、尊者敬て諾す、則ち堂中を見るに故との如し、尋で五段の講式を書て、堂中に奉ず、明夜亦光香を現すること前の如し、天王の曰く製する所の講式、文詞甚だ佳し、因て師に謝するに寶珠を以てす、尊者感激して喜んで白さ

く、今之を安んずるに地無し、若し異時伽藍を艸創するを得ば、則ち拜賜すべし、爾る可しと爲んや否や、天王首肯して即ち隱る、方今靈珠を藏む可き地あり、上足兼海をして信峯に登て之を請はしむ、兼海命を銜んで彼こに詣す、丹祈を致すと雖も闍焉として應ずる無し、此に於て發露懺悔し流涙して誠を瀝つ、第六夜に至て、天王示現して尊者の時の如し、手から三顆を授けらる、兼海喜躍に勝へず、持て本山に歸る、尊者曰く、世澆季に逮敢と雖も、本誓唐捐ならず、感喜心に銘す、師資涕泣漣如たり、入寂の前、根山の中に瘞む、外人處所を知らずと云ふ。

二年癸丑

尊者三十九歳、自ら謂らく法源惟一なれども支流則ち別かる（東台野澤の諸流是れなり）苟も集めて大成せずんば、則ち安ぞ能く法源の深廣を見るを得んや、然れども密教は口授の貴ぶ故に多く名師に従て稟承す、尙いまだ受けざるの人あり、詔名を藉るに非ずんば、志を遂ぐることを得難し、六月六日、尊者錫を杖て白河の離宮に詣す、迺ち内殿に延く、天顏怡然として曰く、上人の來臨をば朕必ず豫じめ之を知る、前夕先づ夢ひ、八葉の白蓮華殿中に生ず上人至て必ず蓮の所に坐す、尊者謝して曰く、是れ微僧が戒徳の然らしむるに非ず、乃ち微信の篤き自ら之を感じ給ふのみ、因て奏して曰く、某年來諸方の名徳に詢て、灌頂の秘訣

を受くと雖も、尙は遣くる所あり、天威を假るに非んば焉ぞ能く斯の頼のみを遂げん、上皇の曰く、望む所は誰ぞや、曰く佗家には三井公伊（經藏法印と號す）同寺の覺愈（鳥羽の僧正と號す）自門には覺法親王（勝蓮華院の宮と號す、亦高野の御室と稱す、又大宮と號す、廣澤六流の一、御流の始祖なり）聖惠親王（華藏院の宮と號す、廣澤六流の一華藏院の元祖なり）觀修寺の寛信（法務大僧都と號す、小野六流の一、觀修寺流の初祖なり、醍醐の定海）三寶院の大僧正（小野六流三一、三寶院流の本祖なり、土皇の曰く、請ふ所に任せん、但し公伊は老衰沈疴、傳法に堪へざるを知る、大宮は向きに聞く、傳法一會に隨喜せずと、想ふに今亦喜びざらん、其餘は當に宣命すべし、迺ち左近太夫顯達を以て中使と爲して覺猷に宣して曰く、高野の上人は朕が偏に二世を託するの師なり、若は祕書若は祕訣累みに隨て授與すべし、惜惜すること有る勿れ、僧正報じて曰く、敬んで宣旨を奉ず敢て違乖せざらん十二日尊者を徵して曰く、既に覺猷に命ず、明日當に行くべし、翌日尊者と中使と相伴うて三井に至て相見る、猷の曰く遙に嘉名を承けて、中心講を企る事久し、今日の願臨生前の榮幸なり、殷て吝む所あらんや、たい恐くは某識疎にして智淺し、公に益無し、時に寺門の大衆喜ばず、議して曰く高野の上人は、徳望高しと雖も東寺の門流にして、我門徒に非ず、底蘊を傾付せんこと甚だ不可なり、自門の傾才すら其位に當らざる者は尙授受に及ばず、況

や佗人をや、猷謂らく大衆之を拒むと雖も、敎命乖く可らず、乃ち潛に尊者と俱に鳥羽の離宮に赴き、九軀の阿彌陀堂を排ひて灌頂壇を建つ、傳來の道具は、行尊僧正之を輸す、其餘の支分雜事は院の廳より辨備す、猷公尊者に謂て曰く、大衆の妨有ることは憾む可きに似たりと雖も、如來有應の處、此宮に非るは無し、何ぞ言ふに足らんや、即ち道場に入て秘璽を祕傳す、初夜の時に至て、尊者の齒牙大光明を放つて堂中を照曜し、異香郁馥たり、猷公駭歎して曰く、素聞く上人は、生身得忍の師なり、發光の居士に非ざるよりは、安ぞ能く是の如くならんや、幸に値遇し授受するを得たり、祇劫と雖も朽つ可からず、眞に稀有難測なるかなと、感泣禁せず、良久して更に授く、一流の祕旨盡く蘊奥を殫せり、尊者狀を具して上皇に報じ奉る、十六日尊者宮に入て奉謝す、十九日中使左近の太夫定海僧正に宣命す、宣旨奉答竝に前に同じ、廿二日、中使と共に醍醐寺に造たる、廿四日三寶院の灌頂道場に於て箱底を傾倒す、廿七日中使磨磨守家成と共に觀修寺に到る先日の中使を差して寛信僧都に宣命す、宣旨奉答前に同じ、此日に至て傳付し竟んぬ、廿八日觀修寺より歸る、即時に狀を具して上皇に報じ奉る（尊者手筆の狀今見に智積藏中に有り、民部の太夫爲兼を差して華藏院の親王に宣命す、宣旨答詞前に同じ、七月二日、華藏院の道場に於て、密旨を口授す、更に餘蘊無し、又最極祕書等を出して、尊者に與へ縦覽せしむ、十二日尊者を徵す、旨あり

曰く、小野の官庫に金匱の秘書十二合有り、皆稀世の書なり、多く密家秘傳の帙有り、故に野澤の碩師名を聞いて見んと樂ふ、今上人に聽るす、意に任じて披閱すべし、即ち金匱を鳥羽宮に轉運す、尊者大に喜ぶ旬日の間に閱し畢る、繼て恩命を蒙て、鳥羽の寶藏を開闔す、此藏は日域無雙の珍寶聚なり、本朝殊邦の奇物心目を眩耀す、又宜しく曰く藏中の所有望に隨て施與せんと、乃ち弘法大師手畫の等身影像と、并に善女龍王の畫像と二鋪を請ふて、拜賜し、將に還て以て鎮寺の寶と爲す、其聖寵此の如し、一日藤相國忠通公の第に往く（法性寺の攝政と號す、相國庭に下て迎拜し、延て殿上に坐せしむ、暄涼を叙するを訖て即ち問ふ、上人は本地誰の人ぞや、答て曰く本地垂跡者、大權の聖賢に在て之を論すべし、某は下凡なり、何ぞ本跡をしも謂はんや、相國の曰く、弟子昨夜夢む、大唐國の惠果和尚は此宅に到る、今上人の頂相を見るに、夢る所に異ならず、豈青龍の後身が、當時青龍弘法大師に告げて曰く、汝西土にて我足を接す、吾東生して汝が門に入らんと、豈是に非ずや、尊者の曰く、我少年より誓て密乘を弘む、凡聖異なりと雖も、志趣惟同し、相國の夢の如きは愚衷青龍に愜ふならん、十月十一日南都興福寺の僧珍なり、旅館を北京に控て、發露懺罪して曰く、某自ら養らさず、漫りに狹心を以て聖者を毀謗して曰く、堂舎を建立し、田園を奏し請ふて徒弟を養食するは眞の道心に非ず、實に貪欲に由る、遂に手帖を作て世間に流布せしむ、昨

夜夢らく夜叉羅刹衆、各刀刃を執て、某の胸に中て、責て曰く、汝正覺聖人を謗す、其罪輕からず、某惶怖流汗し頭を叩て憐を乞ふ、遙に上人を瞻れば、白蓮華の上に端坐して、神天蓋を擎け拂を執る、時に八旛大菩薩衣冠嚴整にして上人を禮拜し、而して偈を説て曰く、歸命金剛秘密佛、靈地合法久住者、世出世間利群生、引導結緣及法界（世多く此偈を以て尊者像上に題す本珍也が夢に出でたりと云ふ）覺て後、悔過し來て宥恕を請ふ、尊者笑て謝す。

三年甲寅

尊者四十歲、冬十二月、上皇の詔に曰く、傳法院座主、即ち兼て金剛峯寺の座主爲るべし（前より金剛峯寺の座主職の者、東寺の長者之を兼帶す、今年に至て院宣に依て、傳法院の座主之を兼ぬ、院宣に云く、永く大傳法院の座主職を以て、即ち金剛峯寺の座主となり、満山を知行とすべき事、院宣を被ふつて備はく、自今以後、永く件の院の座主を以て、即ち彼の寺の座主と爲し、一山を檢校し満寺を知行せしむべし、仍ち供僧所司等の中闕わらんの時、座主器を擇で定補せしむべし、満山の諸徳、宜しく承知すべく敢て違戻せざれば、院宣此の如く、之を悉すに狀を以てす、長承三年十二月廿二日、座主御房右兵衛督源）

保延元年乙卯

尊者四十一歲、春二月、營建願滿し、受法の望足りて、傳法大會、隆興佛法、基本已に立ちぬ、故に金剛峯寺を以て、大傳法院、兩本願寺座主の職を以て、持明院眞護阿闍梨に讓付す（眞譽は法臘尊者より高し、而して法を尊者に授く、又尊者に受く、故に斯の付與あり）自ら専ら三摩地を修して自證の悉地を得んと欲す、故に尊者密嚴院に退去す、而して發露懺悔の偈を製して自ら懺して他に教ゆ、其偈に云く、我等懺悔す無始より來、妄想に纏はれて衆罪を造る、身口意の業常に顛倒して、誤て無量の不善業を犯す、珍財を慳據して施を行はず、意に任せて放逸して戒を持せず、屢々忿悲を起して忍辱せず、多く懈怠を生じて精進ならず、心意散亂して坐禪せず、實相に違背して慧を修せず、かくの如く恒に六度の行を退ぞけ、還て流轉三塗の業を作る、名を比丘に假て伽藍を穢し、形を沙門に比して、信施を受く、受くる所の戒品は忘れて持せず、學ぶ可き律儀は廢して好むこと無し、諸佛の厭惡する所を慚ぢず、菩薩の苦惱する所を畏れず、遊戲笑語して徒に年を送り諂詐偽して空しく日を過ぐ、善友に隨はずして癡人と親み、善根を勤めずして惡行を營む、利養を得んと欲して自徳を讚し、勝徳の者を見ては嫉妬を懷き、卑賤の人を見ては憍慢を生ず、富饒の所を聞ては希望を起し、貧乏の類を聞ては常に厭離す、故らに殺し誤て殺す有情の命、顯はに取ら密かに取る佗人の財、觸れても觸れず犯す非凡行、口四意三五に相續く、佛を觀念する時

は攀縁を發し、經を讀誦する時は文句を錯る、若し善根を作しては有相に住し、還て輪廻生死の因と成す、行住座臥知る知らざると、犯す所是の如く無量の罪、今三寶に對して皆發露す、慈悲哀愍して消除せし皆悉く發露して盡く懺悔す、乃至法界の諸衆生、三業作る所是の如きの罪、我皆相代て盡く懺悔す、更に亦其報を受けしめざらん、靜かに斯の偈を惟はば、則ち尊者能く物情に順し、慈悲善巧の至ることを見る、譬へば良醫の病源を診し得て、其禁忌を指すが如し、たとひ厚顔鐵面皮の者も、報報たらざるを得んや、我黨の末學、能く斯の懺悔に依らば罪を消すに非ず、抑々善に進んか、三月廿一日以後恒に密嚴院の道場に坐して専ら三昧に住して堂外に出づる事希なり（一に曰く正月朔旦と一に曰く三昧を修むるは年々平常是の如し、但堂外に出でざると三月を初めとす）孔際よりこれを窺へば、尊者舉體不動明王と成て迦樓羅餓の中に住す、一日眞然僧正（弘法大師の弟子）院の東北楓樹の上に於て形を現し、尊者と晤語して曰く、師に託して專寺を興し、密教を隆盛にす歡喜に任へずと弟子聖願親り之を見る、厥の後時時影を現す、故に其樹を呼んで影嚮木と爲すといふ。一時尊者堂中より弟子を呼んで曰く、狂狗あり、傳法院殿中に入て燈油を汚穢す、汝急に之れを驅れ、弟子奔て院に至れば、果して然り、傳法密教を距ること一箭道、且門牆を隔て奚ぞ之を知らん、乃ち眼根清淨の力なり。

二年丙辰

尊者四十二歲、終年定坐して外人に接せず。

三年丁巳

尊者四十三歲、三摩の提に住て、竟年足闔を越へず。

四年戊午

尊者四十四歲、常に道場に坐して、觀法注心す。

五年己未

尊者四十五歲、乙卯の歲より、密嚴院に坐して佗人の出入を禁ず、唯弟子龍玄兼海等兩三人召に應ず、緊に縁て金剛峰寺の徒衆疑を懷き嫉を嚙んで、流言山を搖す、謂く傳法の新院を營んで本寺に跨越し、高祖に同せんと欲す、而して永く定扉を閉づ、これ瓦石を珠玉に様るに似たり、しかず衆を率ひて早く定扉を擊破し、枯骸を擧出せんには先づ僧使を以て院の廳に奏せ、曰く正覺上人滅し已に數年に彌たる、而して弟子等詭計包藏して、聖徳を矯誣す此の如く奏すると再三、而して狼戾兇殘の輩、日夜に逆を謀る、其上足兼海等、乃ち尊者を諫めて曰く、六郡の徒、漫りに僻執を懷く、若し意に出でずんば、之れに階はれて禍を爲さん、尊者素より無諍三昧を得たり、請ふに隨て出づ、

二月十六日、手書を上皇に奉る、乃ち宣旨有りて云く、屬曰浮説有りて聖徳を傷ましむ、忽に手狀至て、天顏大に怡ふ云云四月二日、傳法大會の散座に當て、尊者席に臨んで始めて法音を出す、秘教の妙義を演ぶ、數百の聽徒歡喜流涙す、爾後復出せず、六月十日、六條の廷尉源の爲義、尊者の風猷を欽で、師資の縁を結んで、永く檀護と爲らん請ふ、六年庚申

尊者四十六歲、十一月六條の廷尉誓狀を奉す(狀に曰く敬んで誓狀を奉す、傳法院佛法衛護の事、右御寺は聖人御房の御興隆建師資の義に憑り奉る、爲義傳法院の外護たらば子々孫々に至るまで必ず專寺の佛法を守護すべし、仍て誓狀件の如し、年庚申十一月廿六日正六位上源朝臣、時俗之に二字を進めんと稱す)冬十二月七日、黨魁等事を諍訟に矯けて、大に闔寺の衆及び莊園の壯丁數百人を集む、八月味爽密嚴院に競入て、定軀を擧らんと欲す、堂内を周眺するに尊者を見ず、唯不動王の二像のみを見る、而して兇徒圖を失ふ、奸黠の者有り議して曰く、像設は是木材、上人は是肉身なり、錐を以て之を鑽らば、其實發覺せん、即ち矢鏃を以て像の膝を鑽る、雕木の像、血流れて地に至る尊者甚だ之を悲しんで自ら定を起つて本身に復す、衆徳威に伏して、敢て抵觸する者無し、尊者徐歩して直ちに根山に赴く、

大象去れば則ち象の子も隨ふが如く、數千指の清衆黙して尊者に根來に従ふ、若し我大衆寺徒の暴惡の如くならんか必ず忿鬪死傷に覃はん、尊者生平の訓化見る可し、在昔流離王四兵衆を率ひて、迦毘羅城の五百釋種を伐つ、釋種若し戰鬪の心有らば釋奢摩童子一人を放して之を防がせすとも勢尙衆敵を退るに足れり、況や城中九千九百九十萬衆をや、然れども釋種は戒を持するか故に防戰するを許さず、故らに國城の門を開いて、徒に殺戮を受く、世尊深く之を憐み給ふ、此に因て大目犍連、或は神力以て流離王及び四兵衆を把つて他方世界に擲たんと擬し、或は迦毘羅城を移して虚空の中に著んと圖る、而して世尊諭して曰く、宿因縁を把て他界に擲置し、虚空に移著するに由るべし、噫尊者默して去る、良にゆへあるかな其攻鑽を受けし不動像は後に之を根山に遷す、今現に彼に在り、錐鑽不動と稱する者是なり（錐鑽不動の像は本弘法大師の刻雕する處東寺の西院に安置す、尊者初め東寺に寓して、手親ら之を摸刻す、上皇の寵妃美福門院、摸像の事を聞て、本摸二像を宮中に迎へ拜す而して後に摸像を東寺に還し、本像を密嚴院に送る、世に云ふ世に曰ふ門院深く尊者に歸依するに由て、故らに斯の計會ありと然る故に尊者の摸像、今現に東京にあり）寺徒の暴惡蛋やく天聰に達して、其巨猾宗元玄信覺玄等三十六人を捕へて、其衣を民にし遐島に配流す、其餘黨の魁、兼賢等二十許人、誓書を以て罪を謝す、自後誓謝する者二百九十五人、闍山の僧侶

艸靡蛾伏す、此に至て上皇尊者に勅して山に歸らしむ、尊者奏して曰く、愚昧の徒、一味の法海に於て後此の別執を抱く、輒爾に化す可からず、根來山は、役の優婆塞經行の靈蹟、形勝多く野山に滅せず、所以に大治の初めより、豫じめ基趾を闢く、伏して望くは、此の勝壞に在て永く禪波を徴し寶壽の天長、國家の地久を祈り奉らん、即ち勅して允許す、此に於て圓明寺を創めて、以て終焉の所と爲す、尋ひて旨有て御願寺と爲す（圓明寺は理舍寺の號と爲すべく、而して俗地の名に因て、呼で根來寺と爲す、圓明寺を以て、初建一字の稱と思へり改むべきこと難し）乃ち佛塔神廟僧坊等數十區を造くる、王事盛ふ事無して、其美奐を致す、山を一乗と號す、是根來圓明寺、勃興の由漸なり、而して淨侶皆高野傳法の舊院に還り住す、春秋二季に大會を啓行す故との如し、合山の諸規一に舊貫に仍る、尊者の在世より、以て滅後に至るまで、每歲舊きに依て、傳法大會を高野傳法院に勤る事、一百四十餘年、正應元年に至て、傳法密嚴二院及び諸堂坊舎の基を一乘山に、而して後永く根來傳法院に於て大會を開張す（尊者滅後一百年を過て仁治中に傳法院僧攸の變に罹る、未だ再興に及ばず其中間は、丈六堂に於て傳法會を張行す丈六堂は傳法院の管内なり、又四十年を過て正應元年、傳法密嚴及諸宇の基趾を一乘山に轉移す、諸の淨侶皆此に遷居す、四月始めて、傳法大會を根山の圓明寺に啓く、賴瑜和尚高野より來て根山の神宮寺の僧坊に寓す、精

義の位に居り、住心論の愚艸を筆録す、正應の後三百年を去て、天正の末に至て、博陸秀吉公、母君天瑞寺の青巖禪尼の爲に、興山上人に命じて、榛棘を披き新刹を營む、呼で青巖寺と爲す、即ち高野傳法院の遺撫なり

元治元年辛酉

尊者四十七歳、根山の閑持道場に於て、求聞持の法を修すること一百日、滿散の日に當て五百の佛面地より涌出す、其峯を名て求聞持の峯となす、又五百頭の峯と稱す、

康治皇帝元年壬戌

尊者四十八歳、常に圓明寺の西廂に座し、北向面壁して阿字觀に入る、金色の焚書の阿字、壁間に炳現す、光明室を照す、往々に此の如し、尊者遷寂の後、金色の阿字猶壁上に髣髴たりと云ふ、又堀内の坊に座して月輪觀に入る、堂前に小池あり、善徳龍王止住の靈坎なり、一夕月輪水面に現す、徑り二尺許り、諸徒水月を版上に模す、此より堀内の坊を月輪院と號す、其畫版尙は圓明寺に在りと云ふ、

二年癸亥

尊者四十九歳、七月廿八日忽に風疾に染む、大衆尊勝陀羅尼を諷誦する事一七日、一日聖應法師來候す、尊者謂て曰く、生死無常は誰か能く免る、所ならん、唯速疾成佛の悉地を禱ら

ば可ならん、應因に問ふ、凡そ眞言行者、臨終には常に何の法をか修し何の方に向ふべきや、曰く西方に向ふ可し、金剛界の大日西方なるが故に、又問ふ善人臨終、曰く小病小惱にして、而して臨終正念、威儀如法、平常よりも嚴整ならん、尊者病中の所談多く此に類す、應退て曰く、上人の病、病せざるもの、如し、外人在らざる時は、座禪常の如し、唯時々師子臥すると不食と常に異なるのみ、十二月十二日、圓明寺の西廂に於て、結跏趺座して、袖中に秘印を結び、恬然として寂す、時に主席兼海先より鎌倉に在り、故に葬らす句を決る膚體猶煖かなり、鬚髮稍長し、顔色生けるが如し、弟子禪明私かに謂らく、臨終に西に向ふは、世上の常習なり、今北に向ふは、恐くは方隅を錯れるか、卒爾に蒲輪を廻らして、西方に向はしむ、廿一日に至つて、兼海關左より歸る、空しく遺殖を拜して涙を揮て恠み問ふ、和尚臨終北に向ふべきに今西面す、豈佗人の轉換するに非ずや、傍人實を以て答ふ、海の曰く甚しいかな明の疎卒なることや、廻ち更に北に向ふ、厥の日昏に至つて菩提院に閑維す、是時五智房融源先より野山に在り、偶々熊野峯に赴く、道尊者の順世を聴て、即ち錫を返して喪に趨く、將に閑維せんとする頃、菩提院に到る、棺に對して理趣般若經を誦す、第二段に至て、忽に棺の中に聲有て經の首句を唱るを聞く、源公和して之を誦す段々是の如し、一衆感服す、是より遺傍に對して理趣般若經を誦するに、必ず時薄伽梵の一句を畧す、今に至る

まで根嶺の風を摺む者は、以て恆式と爲す、吁我尊者宿智自發し定慧均しく成る、傳法院を創めて傳法一流の鼻祖たり（廣澤六流の一）根嶺を關いて根嶺立義の太祖たり（世根嶺の流派を呼で、眞言新義と爲す、尊者は太祖たり、爾の後賴瑜聖憲の二公相繼いで出で、舊義の空塞する所を疏決して而して新たに義を立つ並に精微神に入る）盛徳洪業殫に述べべきこと難し且つ尊者自ら叙して言く、在眷大廣智三藏、金剛智三藏に依て、五字の義を傳ふ、修すること千日に及んで、秋夜の満月に對して除蓋障三昧を得たり、弟子も又此秘訣を受けて、深く信じて精修し已に初位の三昧を得たり、有信の禪徒一生をして空しく過せしむる勿れと、尊者豈虚言し給はんや、初位の三昧と者、即ち是除蓋障三昧なり、經を按じ見るに此菩薩淨菩提心門を初法明道と名く、菩薩此に住して修學すれば、久しく勤苦せずして、便ち一切蓋障三昧を得、若し此を得る者は則ち諸佛菩薩と同等に住す、正に五神通を發し、無量の語言音陀羅尼を獲べし、衆生の心行を知り諸佛に護持せらる、生死に處すと雖も而も染著なし、法界の衆生の爲に勞倦を辭せず、住無爲戒を成就し邪見を離れ、正見に通達すと、是を以て之を觀れば則ち我尊者不測の徳、以て推すに足れり、

今上皇 帝元祿三年庚午
尊者入寂以降五百四十八年六月、智積院僧正信盛玄音院僧正卓玄共小表を抗けで美論を請ふ

冬十月に至つて勅して興教大師と諡す、

四年辛未

五百四十九年、

五年壬申

十二月十二日興教大師五百五十回遠忌なり、

興教大師實傳終

蓮如上人御傳起序

夫淨土眞宗微无上菩提於念佛一托安樂往詣於願力一然聖賢之明無所用挈餅之知客有餘是以十方普益五乘齊入可謂功高而易進唯淨土之一門矣故在昔世尊繙本懷於茲經次後七祖興正意於二國一吾祖降誕乎末運深憂聖道之背機遠鑑淨教之得時乃刺大聖之心解列祖之賜遂開此一宗普濟彼五乘在世九十歲風靡六十州繼其踵者如信覺如存覺是等不啻我家之祖績亦他門之呂望也故奉揚德化無一失墜矣但七世而稍微解行不同專雜有異濫正感象者尙非一塗

蓮如上人崛起干作虔受乃祖之囊籥再闢淨土之眞宗慧日照世德風扇物其所遊履國邑聚士民草如靡異執冰如釋恩澤東踰關德化西度海於

是乎翕然稱之曰巍々乎

中興上人其慈航於苦海人天迄今賴之師有言曰終宗之爲盛也非徒衆威大之謂世唯正信念佛之人多耳乃可謂盛矣抑此言也去橋愀之華附道德之實之軌範也自非思濟之切者孰能至此夫以吾宗教被於風夫士民歸依門擬徒干四海狀同在家王公因援威權高干一夫或以之爲盛不亦悖乎何則徒衆無援於出離威大不資於菩提既无益於出離生死證大菩提則何以爲榮乎哉未曾措心淨土易往闋而無人徒誇歸依之徧空奇恭敬之異出人有辟人之聲起居乏稱名之音兒女囂乎練若道俗緩乎佛事是自信之利既昧何有度他之益而偶見事念佛者議其自他儻聞口法門者校其長短殆是將放逸謂之他力懈怠謂之信士焉豈列祖之意哉寧一宗之盛乎爰

有

先啓者閱悼宗風之陵遲相承之湮微從蚤事乎宗教尋索乎祖跡四十餘年于此矣日著隨問辨惑篇以治宗徒之迷昧今編蓮師之傳以護末弟之正信吾知其人焉與夫街名貪世之徒邈矣實懼生死之大事常戴佛祖之渥德庶幾乎使同緣之知識解惑如辨惑篇之信若蓮如上人夫婦同牀而念佛貴賤交臂而法話共離无始流轉之苦域同至无爲涅槃之樂邦蓋蓋其志也別有聖教目錄意得抄纂注大谷遺跡錄龜鑑輯釋御消息集義釋等之撰已行于世焉又舉廢滯之聖教于梓者多矣皆是斥僻執之準繩也立正信之規矩矣語曰知之實難知而弗從繫誰之罪也伏請緇素展轉見之聞之克已從義余不勝隨喜墳其需云

聖曆明和歲次癸辰秋九月

九州釋知基拜撰

蓮如上人御傳起第一卷

第一段

夫以れば我大覺世尊は、三界の迷徒を救はんがために、西化を隠して火宅に入り、在世八十箇年慈雲齊しく群生に覆ひ、滅後二千餘廻法水猶三國に流る、八萬四千の教門、利物まぢくに分れ、顯密事理の解行、結縁これしげし、但し利智精進の人は迂僻の嶮岨も越やすく、大志翰の類は陸路の歩行も難からずと雖も、怯弱頑魯の機根に至ては、過去遠々の諸佛も已に濟度の方便を失ひ、未來永々の流轉何ぞ沈輪のきはまりなきことをうれへざらん、是の故に一代の佛敎頻に彌陀の弘願をほめ、諸宗の大師こぞりて安養の得生をすゝむ、しかわれは在世の普賢文殊も願を發して西方に生じ、滅後の龍樹天親も偈を説て淨刹に歸すとみへたり、しかのみならず晨旦には慈遠法師蓮社を廬山の幽溪に結びて漸く凡夫出離の要路を教へ、本朝に上宮太子精舎を極樂の東門に移して、忽に無生淨土の眞道をしめし給ふ、慧心の僧都は三卷の要集を撰びて遠く素懷を述べて、ひそかに禪林の月に殘す、乃至慶氏保胤は本朝往生傳を製せしかば、

聖德太子行基菩薩その中に列らんことを請じ、良忍上人融通念佛を勧めしかば多聞天皇冥官冥道その數に入りぬることを告げたまひけり、然れども時機まだ調はざりしかば先代は諸敎常途の義門に附して曰く、西河終南の宗旨を委くするに及はざる故に、煩惱賊害の機も未だ顯れず、他力難思の願意なはかくれたるに似たり、然るに承安建仁の間黒谷大谷淨土の眞門をひらき専修念佛をす、め給ふに、世普くこれにこぞりて人悉く之に歸す、兩師滅を示して後世亂れて鬪諍盛りなり、是の故に法燈將に消えなんとす、爰に龍谷の第八祖兼壽法印は兩祖の法脈を傳へて列祖の本懷を述べ、大谷の已證をあらはししかば、日域の一州この法雨に潤ひ、世舉りて眞宗の中興上人と稱す、まことに濁世の道首苦海の船師なるものなり、若し能傳の師の徳をしらすんば争でか所傳の法の妙なることをわきまへるや、是によりて廣く前聞をとぶらひ偏に舊記を考へ、まことをえらび、あやまりをたゞして、聊の行狀を録してその利益の深きことを顯さんとなり。

抑法印權大僧都中納言兼壽上人は、稱光院の御宇應永廿二乙未二月二十五日、城州愛宕郡東山大谷に在て降誕す、所生の小兒字を布袋麻呂と號す、俗姓は藤氏大職冠鎌足の苗裔勘解由の相公有國五代の孫、皇太后宮の大進有範卿の嫡男、眞宗の高祖親鸞聖人九世の孫、權大僧都圓兼法印の息男、相承をいへば第八代なり、御母儀は何方よりわたらせたまふともしらず、また

いつの頃よりすませたまひし御方ともさらに入わきまへず、人これをたづぬといへどもつへに云ひあらはしたまふことなかりき。

第二段

應永二十七年十二月二十八日、御母若公（時に六歳）の壽像をかゝせて表補繪までさせられとりたまひ、小童に對してかたり給ひけるは、ねがはくは兒の御一代に聖人の御一流を再興したまへとて、ねむるるに心府を宣べたまひ、我はこゝにあるべき身にあらざ、我は西國備後の國のものなりとて、つれさせたまふ人もなくたいひとり座敷のうしろの妻戸をひらき出たまふと見侍りしが御行方しらすとなん、その日奇雲四方にたなびき壯華虚空にありと、再びかへりたまふことなし、これを見聞する人殆んどあやしますといふことなし、これによりて上人二十八日をもて、その命日として御志を述べたまひけり、その後ある人近江の國石山觀世音堂へまいりたりしに、内陣をのぞきければ、布袋若公の壽像かかりたまひしを見奉り、驚き奇異の思をなし、寺家の僧に近づき、ひそかに尋申せしに、かの御母儀の東山にましませしほどは、石山には觀世音菩薩もおはしますと見たとてまつるよし、支證をいろ／＼かたり侍るとぞ申ける、備後尾道淨土寺の觀音は石山の觀音と一木を以て兩軀を彫刻せる靈像なり、故に備後のもものな

りとのたまふとなん、又母堂たちいでたまふとき六角堂へ詣でたまふと見る人ありと、誠にかの御母儀の御方は疑もなく觀音薩埵にてまします、さて布袋麻呂御成長ましくければ御名を改られて幸亭と號しける、然るに暮齡に至て六歳のとき壽像をかきたりし繪師が所を尋ねたまひけるに、その壽善あまたかきたるとみへて、六歳の影多くのこりたり、其中一ツ似たりとてその壽像をか、せらる、かの母にわかれ侍りしときかのこの小袖を着したりと仰られて、かのこの小袖にか、せられ、その讃を畫のせられたり、

本名名ニ布袋ニ名乗號ニ幸亭ニ爲ニ六歳ニ離レ母ニ當ニ明應八年、終ニ八十五歳ニ山科に御居住のころはつねにかけさせたまひ、いよいよ無常を觀じ思召し佛法をのみ御心にかけたまひけり、

第三段

永享元年十五歳のころより無常のことはりをさとり、教學にのみ御心をかきたまひ、眞宗興行の志存にして一宗の中絶せるを前代仰立られざることを遺憾に思召けり、まことに黒谷上人も三五にして有爲無常のことはりを覺知し、速かに菩提の道に入りたまふ、かの師は則勢至の應化なり、嗚呼不思議なるかな聖人（源空）いづれの歳ぞや、かれも十五歳連如いづれの歳ぞや、これも十五歳彼此一體といふことを、又親戀聖人の化身ともいへり。

第四段

永享第三辛亥曆、法印十七歳にして青蓮院の門室に到て鬚髮を剃除す、則ち廣橋の中納言兼郷の卿を養父として其名を中納言兼壽と號す、それより已來學問に心をつくし研精ならびなく切磋世にことなりき、然るに前住（圓兼）の御時はよろづ御不辨にて本堂三間四面御影堂五間四面にてぞ侍りける、遠國より上洛の人も稀なりければ出入の人も多からず、寺内寺家とてもひろからざりき、是の故に教興の縁も企てがたし、爰に近江國金ヶ森と云ふ處に道西（善從と改號す）といふ人あり、つねに大谷に参り御勸化を聽聞申しけり、御若年のころより開山聖人の御一流を仰られ立べしと、書夜不斷他事なく思召るゝところを、かの道西ありがたく忝なしとて細々参入し御化導に預り、又金ヶ森へも申し入れ奉り仰を蒙り常隨 眠近し同行の人数をひき催してまいりつゝ、それより御門弟出入あり、大谷御本廟御繁昌ましくけり。

第五段

土人御若年の時は御繼母の儀によりて殊の外、御迷惑候ひつるに存如上人は内衆五人召つかは

れ候、存如上人の御小者に竹若と云ひし者を、一年に五十疋とらすべしつかはれよと御約束候て時々召つかはれ候ひつるが、三十疋とも下され候ことなりかね、十疋二十疋づゝ下されけるとなり、めし物もしかく。侍らで布子紙子ばりとぞふくめをめされ候て、白き物の分にて候ひし白御小袖にこれをめされけり、又其後は白御小袖一ツ御座候ひつれともしけ緝にて候紙にて裏をさせて御袖口ばかり緝にて少しさせられてめされ候と、又御貧く候て京にて古き綿を御とり候て御一人ひろけ候ことわり、又御衣はかたの破れたるをめされ候、又人をも甲斐敷めしつかはれ候はで、或は幼童の襤褸をもひとり御洗候など仰られ候ひき、きこしめし物もさんぐの御したてにて候ひしとなり、供御の御汁は御一人の分あなたより参せられ候を水を入れてのべさせられ御三人みなくきこしめしたると申候、御子達はみなく里へつかはされ順如上人ばかり御そばにをき参せ侍る、連乘（後若松本泉寺と稱す）八南禪寺にて喝喰、蓮綱（後法切大僧都兼祐と號す、松園寺北隣坊）は華開院にて御出家、蓮誓（後御切權大僧都兼兼と號す光教寺）も同等に喝喰に御成候、本泉寺蓮悟（法印權大僧都兼兼と號す）中山殿、西向とは丹波へ人の養參せ候、その外は吉田の攝受菴に女房衆は比丘尼になし侍りしとなり。

候中に一人を上人おれば誰ぞと御たづね候ひつるに、善從申されけるは、私が甥にて候と申上られ候へば、利根さうのものぞわれにくれよと御意候ひし間やがて進上申されけり、召つれられ大谷へ御歸寺まし候て、召つかはれ候ひつるが常隨院近の慶聞房龍玄なり、龍玄後るとき物語候ひつるは其ころは御膳などは一日に一度まぬり候ときもわり又一向きこしめすやうもなくてまいらぬことも候ひつる、龍玄京へ出て油などは料簡候又なきとは、くる木を御焼候て聖教などを御覺せられ候、又月夜のころは月の光にて御覺せられけると候ひつる、御足をも大概水にて御洗候と、かゝる御迷惑の中にもた、晝夜佛法を仰立られんと思召、御念願のみにておはしましけるとなん、上人御老年のころは御若年の御迷惑のことを常に仰出され候て、當時はかやうのことをもしり候はでなるべきやうに、みなく存候ほどに冥加につき申べし一大事なりと、あたらしき御衣裳をめし候ては必ず聖人の御前へ御参ありて尊容へ向ひまいらせられて、御用にてこれを着用すありがたく候と御えりを引出し御前にて見せ参せられけり、又御膳まぬり候ときには御合掌ありて如來聖人の御用にて衣食ふよと仰られ供御まぬり候間御用のほとを御忘れあることなし、さればしほのからきをも、しほのなきをも御覺なかりき、又如何なる極寒にも御手水を御つかひ候湯をまぬらせ候も實加なき由仰られ候ひき、あまり極寒の打ふし湯を少し御手水のなかへながし入れ候、又夜めしたるものはきたなきとい

かなる極寒にも、佛前へ御參候ときは御はたより別の物をめして御參候、各さむき時
はかなしかり候て夜中より火たつの上めにし物を、をきわため候てまいらせ候も召候と
きは打はらいてめし候と、た、不斷御用のほどを思召されける跡あり、もとより毎日毎度冥加
の段をかたく仰られける。

第六段

寶徳元年(上人三十五歳)春の頃開山聖人の御舊跡ゆかしく思召し、かの尊跡を巡詣せばやと
て北地に下向し、それより東國御修行なり、越前加賀越中の間所々に滞留ましくて貴賤道俗
を化導し、それより越後の國に下り聖人の晨暮を重ねたまひし國府に居住し信々往者の尊跡を
歴覽し、聖人この所にして幾何の群萌をか化したまふらんと思召につけてもまた當時に置つて
門徒も繁昌し、道俗歸伏すること、往古の化導に符號せることを思召て、御覺悦まししくけ
り、それより北山輪光寺にうつりたまひなを聖跡を見たまひて、感涙をましへたまへり、それよ
り信州にうつり長沼に滞留し東國を巡拜して再び京洛にかへりたまひけり、しかるにそのころ
は常流の門人路次中に少ければ御乗物など参する人もなかりき、歩行にて草鞋めされて御辛勞
限りなし、御足に草鞋くひ入たる跡ありけるを御臨終までも取出させられ御兄弟衆に見せまい
仰られける。

第七段

長祿元年丁丑六月十八日、嚴父法印圓兼(時に六十二歳)獲麟に及びたまひぬ、然れども兼
壽法印の興法の意を感じて後代たのもしく思召けり終に歸寐したまひぬ、則ち御相續の儀法印
(兼壽)へ慥にこれありと雖ども御繼母如圓しらせたまはこるに依て、御舍弟應玄とて春蓮院に
おはしますを御相續の体にて暫といこはる儀ありて御中陰の間は應玄の御はからいたりき、然
る所青に伯父光院宣祐北國より上洛ありて前住上人より御相續の儀相違あるべからざる旨堅固
に馳走あり、中納言兼壽は御相續の一筆の旨申立て御住持の義たりといふ條々の文不思議とも
出来せり、されば御相續の義もあらはれたり、それより已來月に増し日にまし、大谷御繁榮口
南浮に臨んで明るころの日の出るが如し、しかるに御舍弟蓮照應玄は法印へ御代を渡し圓光院
學本房と申す、其後忍びて北國加州へ下り能美郡の中、粟津の湯へ御入あり津波倉本蓮寺に御
對顔あり則ちかの寺に逗留したまふ所に法印(兼壽)聞かせられさりとてはなされやう近ごろ

と仰せられ、加州の中何方になりとも居住し候へど仰下されければ通世の身にまかりなり候うへは、山居仕るべしと仰わりて本蓮寺案内にて大相谷へ入御あり、こゝは面白き所として國中の人足をもて大山を引き平らげ御堂臺所よろづ成就して住したまへり、明應八年上人御病中に山科へのぼらせられ、文龜三年三月廿六日（時に七十一歳）頓死したまひけり。

蓮如上人御傳起第一卷終

蓮如上人御傳起第二卷

第一段

上人の勸化一朝にみち四海にをよぶ、これによりて大谷に日華門を立られたり、山間の衆徒これこそねみ憤りて上人の化導を碍りし大谷を破却せんとて寛正六年正月八日叡山西塔院の執行慶純一山を觸廻はしければ事を好む大衆貪慾の惡僧馳せ集まり、同九日の夜勢揃して不意を討べきとて十日の曉大勢大谷へ押寄せける、大谷には思ひかけなきことなれば防ぐべきこともかなはずして、上人は葛布の十徳をめされ御すがたをやつし、危き場を遁れて定法寺まで逃させたまひける、其夜あり合ふ僧衆門徒は御寶物を思々に取持ち逃げ去りける、惡徒は思のまゝにせめ入り財寶を奪ひ取り堂舎に火をかけ焼き拂ひてぞ還りける、其後上人は江州大津に忍び居たまひける、三州上宮寺（如光）江州金森の善從同國堅田の明誓等ひそかに寄合ひ申上けるは、かくの如く叡山御敵となりては末々御難義のこと出来べし、和談をなし申べしとありしかば上人この義尤も然るべしと宣ひければ、こゝかしこと縁を求めて山にのぼり、參錢となづけ

て鳥目多くつかはし向後本願寺へ障なきやうにと寺々に入りてたのみ、其上先頃大谷破却の時
取かへりける御筆物など乞うけられしかば、強欲の衆徒參錢をうけてよるこび和ぎて祖師聖人
御筆の名號等を返進し、以後本願寺と別儀なしといふ和儀の證文せりと。

第二一段

大谷焼破の後は上人所々に御忍びありてその年は江州堅田に御越年まし〜けり、翌年二月近
江の國日野の住人蒲生不閑といへる人御招請申ければやがて湖東へ御移住ある、金森善從等心
を合はせて御馳走申されける、然る所に淺井又六郎と云ふ者を初として偏執の族出來して上人
の化導を妨げゝる、これによりて金森に移りたまふに、ある曉かの人々其勢三百餘人取まは
してけり、その時上人木像の御影を御衣につゝみ四五人も召つれ隣の郷へ引退きたまふに白晝
に人知らずこれ又不思議のことなり、かゝりしかばあくる應仁の春のころ湖西堅田に御移住あ
りて三年の星霜を送たまふ。
應仁二年（上人五十二才）隱遁の志まし〜て順如上人（時に二十七才）へ御代を御相續の
儀侍りき、しかるに先年東國御修行ましませしかども當流の門人路次中に嘗て以てこれなき間
御辛勞限なく微細の御巡稽もなかりしかば又應仁のころ江州堅田を忍ひ出てたまひき、そのこ

ろは御門葉も多く出來あり遠近路次中の人々も御馳走申されしほどに所々に御逗留の義も侍り
き、その頃加州加賀の郡横根村と云ふ處に三日滯留まします乗先と云ふ坊に光臨あり御法談ま
しますに皆人歡喜きはまりなし、然るに二日と云ふ晩景日没の勤を申し終りに佛法僧の鳥夕日
もいまにかいやく空に來て三聲までこそ鳴きたりけれ寄代未曾有のことなりと人々感し申ける
權者明師の徳明かにあらはれます、この鳥は常の所にはなかず、日本國中にて富士白山立
山の深山又高野醍醐などにては鳴くと雖も聞く人稀れなることいへり、然るに今この在所に
鳴くべき所にあらざれども上人名匠の感徳をあらはせりとなん、それより北國東國御巡廻まし
〜て華難の路に趣きたまふに、相州鎌倉ちかき所に善總上人の御教化の地ありかの御坊跡の
柳の梢をも見まじきと二三里の間御笠をかたふけられつひに御覺せられしとぞ仰られける、
これひとへに聖人へ不幸を、ふかく悲みたまふ故なりと、それよりのぼりたまふに三州の道俗
若りにといめ奉りしかば佐々木上宮寺に逗留して教勸をたれたまふ、如光の請に應じて土居
といふ所に一字の坊舎を起し本宗寺と號せらる、上人この堂舎に於て専念の宗義をすゝめ給
ふに國中の道路群集せりと、同九月江州堅田に歸り給ふ、同年十月の頃紀州高野山に詣でたま
ふことあり、自筆の記に云く應仁二年孟冬仲旬の頃より江州志賀郡大津邊より忍び出で紀伊國
高野山一見のついでに和州吉野の奥十津河のなかせ鬼が城といひし處へゆき侍りしとき、あま

りに道すがら難所なりし間烈しかりしほどにかきつゞけ侍りしなり。

奥吉野さびしき山そのはつかひ十津河おつるなかせの水
十津河の鬼すむ山ときしかどすぎにし人のあと、おもへば

これほどにはげしき山の道すかにのりのゆかりにあらでやはゆく

十津川より小田井の道にて

谷々のさかりの紅葉三吉野のよしの、山の秋ぞものうき

山々のさかしき道をすぎゆけば河にぞつれてかへる下淵

下淵より河づらの道にて

三吉野の河づらつづくい、がいのいもせの山はちかくこそみれ

河づらより吉野藏王堂一見の時一年のうかりしことを今思出

いにしへの心うかりし三吉野のけふは紅葉もさかりとぞみる
その頃和州の住人觀音薩壇の瑞夢を感ずることありて上人を屈請したてまつるに、上人ふかく
辭したまふといへども懇志もたし難くてひそかによらせたまふに、丁寧の飯食を盛り種々の珍
味を調ひけり、爰にかの俗人夢の旨趣を述べ、上人かたく出語を制したまふと、しかれば傳聞
くもの信教せずといふことなし。

第三段

こなかぬ月日すぎゆけば、上人堅田の幽栖もすでに三年になりぬ、然るに天下騷亂の折ふしな
れば堅田の邊も物さはがしき隙出来ければ文明元年の春大津の濱名太郎左衛門（後に道覺とい
ふ）といへる人堅田の御迎に參上し、二月十二日の夜半に船にのせ參らせ、密に大津に歸着し
上人を座敷にをき奉る別殿をしつらひ、祖師聖人の眞影を安置し奉る、この人思慮才覺わ
る人にて侍りしかば三井寺へも心やすく出入せられけるが、中にも三井寺満徳院は得心ありて
則圓満院の大僧正に達せられければ三谷に相觸れ、三井寺別所の近松寺を寺領ともに上人へ
進せらせける、上人この所に居住しますこと三年なりき、文明二年の冬の頃河内國に越て教
勸をたれたまふ、道俗阡陌にあふれ老若市を爲す荐にとめたてまつりしかばかしこにて越年
したまふ、上人久寶寺にて、

くる春もおなしこすへを詠れば色もかはらぬやぶかきの梅
年つもり五十有餘ををくるまできくにかはらぬ鐘や久寶寺

第四段

文明第三辛卯（上人五十五歲）五月中旬大津三井寺の南別處近松を忍び出で、北國に趣きたまふ。越前國足羽郡北の庄といふ處に暫らく滯留まし、けるに藤島超勝寺、荒川興行寺、和田本覺寺、但馬興宗寺を始めとして日々夜に參禪の緇素、百川衆流の巨海に入るか如し。こゝに當國川尻といふ處に性光房（西光寺祖）とて佛心宗の我慢の僧あり、上人の化導に如何なる无道心の者も忽ち發心修行の門に入るといふことを聞て、いかなる義を勸化してかくは群集しけるぞ。若し勝法ならば我も入るべし邪法ならば追ひ失はんとて一日北の庄へ參りけり、然るに上人凡夫直入の要法愚鈍即生のことはりをのべたまふに、性光一文千悟して立地に發露懺悔して上人の弟子となれり、その後同國三國へ召請しけるほどにかの津に趣きたまへり、暫くといまりて教勸をたれたまふに國中の道俗風に入す草の如し、よりて上人思召けるは加越兩國は衆生の機縁熟せり、一字を造立して勸化せばやと思めし、こゝかしこ歴覽したまふに越前國坂北郡細呂宜郷の内眞久名の内吉崎といふ處弘法弘通の勝地なれば、國主朝倉彈正左衛門尉敏景に此の地を乞請けたまひて、七月二十七日より一字建立ありて五年の居緒を送りたまへり、文明五年八月二日の御消息に云く、抑此兩三年の間に於て或は官方、或は神律の聖道等に至るまで申し佐々する次第はなにぞとぞといへば所詮越前國加賀境ながえせこえの近所に細呂宜の郷の内眞崎とやらんいふ一つのそびえたる山あり、その頂上を引さくづして屋敷となして、一閣

を建立すときこにしが、いくほどなくしてうちつづき、加賀越中越前の三ヶ國のうちのかの門徒の面々よりあひて他屋と號していらかをならべ家をつくりしほどに今ははや、一二百軒のひねかすもありぬらんとおぼゑたり、或は馬場大路をとをして南大門北大門とて南北のその名あり、さればこの兩三ヶ國の中に於て恐くはかゝる要害もよく面白き在所もあらじとぞおぼゑ侍り、さるほどにこの山中に經回の道俗男女其數幾千萬といふことなし、然ればこれひとへに末代今の時の罪ふかき老少男女に於て、すゝめさかしむる趣はなにのわづらひもなく、たゞ一心一向に彌陀如來をひしとたのみ奉て念佛申べしとすゝめしむるばかりなり、これさらに諸人の我慢偏執をなすべきやうなし、あらゝ殊勝の本願や、まことに今の時機にあひかなひたる彌陀の願力なれば、いよくたふとむべし信ずべし穴賢く、まことに文明第三の御下向はひとへに眞宗繁昌の先蹤なり。

第五段

上人北地に下りて今年はじめて開山上人の御正忌報恩請を経営まします、晝夜御教化をたれたまふに道俗男女群詣し、各々信心歡喜の者いやましなり、然るに十二月十八日前住上人の御命日に講中の面々集會して相互に諸議を談話申しける中にも濱坂浦の人々の申しけるにはまこと

第六段

に世わたるわざのおほき中に、我等の身上を思ふにおさなきより漁りを業とし、あした夕べに生命をたちて、世をわたるばかりことし、かゝる罪業ふかき身に生逢ぬること宿業のほどこそ恥かしけれ、いかに如來の誓願悪人をすくひたまふとはいへども、この身の如きにては後生いかにたすかり侍らんなど、なげきければ上人宣く常流の安心は機の善惡をいはず心の妄念を制せず生れつきたる家業ならば商など獵漁をもせよ、我身はわるき徒ら者そと深く思ひつめて一心に彌陀に歸命して、たすけましますと思ふ一念の信だにまことならば、必ず如來の御たすけに預る、ゆめく疑ふことなかれと仰せられて即座に一通の御文を遊ばしける。

文明四年正月雪もふかゝりけれど年たちかゝる朝より道俗男女群詣す、諸寺諸山より偏執す、このゆゑに諸人群集しかるべからざるよし仰出されしかどもさらには承引する人もなかりき、こゝに三月半のころかとよ、まことにゆゑしげなる女性男など相具したる人々吉崎に參詣して沙汰し申けるは諸國よりかの門下中この當山參詣群集することこれ末代の不思議なり、われらもこの罪業ふかき女人の身なればかの教をうけて往生をねがひたく候と山中の人に尋ね申されしかば、示したまふ趣は一心に彌陀に歸命して助けたまへと思ふ心の一念をこるとき如來の光

明の中に攝取したまふ、このうへにはねてもさめても、たちても居ても南無阿彌陀佛と、なへて佛恩を報すべきなりと懇にかたられしかばこの女人達の外の人申されけるにはまことに不思議の宿縁にあひ參らせて殊勝の法をさゝまゐらせ候ことのありがたきたふとさ、中々申すばかりもなく覺え侍るなり、今ははや違申すなりとて涙をうかめて速に去りぬ、人々不思議の思を爲しあつと見送るにまづ一人吉崎の向賀島明神の林の中に入りぬ、なを跡を認め行くに神社ごと一人づゝ見失ひぬ、中にもけだかき女姓は白山の麓にして失せ去りぬと、まことに上人の化導神慮に通ずるものかくの如し不思議なりしことなり文明四年の御消息に云く、靜に以れば夫れ人の姓は名によると申し侍るも誠にさぞと思知られたり、然れば今日往生せし亡者の名を見玉といへるは玉を見るとよむなり、さればいかなる玉ぞといへば眞如法性の妙理如意寶珠をみるといへるこゝろなり、これによりてかの丘尼見玉房はもと禪宗の喝食なりしが中頃は淨華院の門徒となるといへども、不思議の宿縁に引かれて、近頃は常流の信心のこゝろを得たり、そのいはれば去ぬる文明第二、十二月五日に伯母にてありし者死去せしをふかく嘆き思ふ所にうちついき、又翌る同文明第三、二月六日に姉にありし者臨終す、一方ならぬなげきによりてその身も病付きてやすからぬ體なり、つひに其歎きのつもりにや病となりけるが、それよりして違例の氣なをり得ずして、當年五月十日より病の床に伏して首尾九十四日に當りて往生す

されば病中の間に於いて申ことは年來淨華院の安心の方をふりすて、當流の安心を決定せしむるよしを申し出でよろこぶこと限りなし、ことに臨終より一日ばかりさき、なをく安心決定せしむねを申し、又看病人の數日の骨折などを懇に申し、其外平生に思ひしことをも悉く申し出してついに八月十四日の辰の終りに、頭は北、面は西にふして往生をとげにけり、されば看病人もまた誰れやの人までもさりとともと思しいろのみえつるに限りある命なれば、はからなく無常の風にさそはれて、かやうになりぬれば今さらのやうに思ひて、いかなる人までも感涙を催ふさぬはなかりけり、誠に此亡者は宿善開發の機とも云ひつべし、かゝる不思議の彌陀如來の願力の強縁にあひ奉りしゆゑにや、この北國の地に下りて往生を遂げしはれによりて數万人のとふらひを得たるは、たいごとくも覺へ侍らざりしことなり、それにいつてこゝに或人の不思議の夢想を八月十五日の茶毗の夜わかつきがたに感せしことあり、その夢に云く、所詮葬送の庭に於いてひなしき煙となりし白骨の中より三本の青蓮華出生す其華の中より一寸ばかりの金佛光を放ちて出たまふとみる、さて幾ほどなくて夢さめをはりぬ、是れ則ち見玉といへる名の眞如法性の玉をあらはせるすがたなり、蝶となりてうせぬるとみゆるそのたましひ、蝶となりて法性のそら極樂世界涅槃のみやこへまゐりぬるといへるこゝろなりと不審もなくしられたり、之に依りて此の當山に喪所をかゝる亡者往生せしによりて開けしことも

不思議なり、ことに茶毘のまへに雨ふりつれどもそのときは空はれて月もさやけくして紫雲たなびき、月輪にうつりて五色なりと人あまねくこれを見る、誠に此の亡者に於いては往生極樂をとげし一定の瑞想を人にしらしむるかと思へ侍る者なり、然ればこの比丘尼見玉このたびの往生をもみなく善知識に思へて、一切の男女に至るまで一念歸命の信心を決定して、佛恩報盡のためには、念佛申たまは必すしも一佛淨土の來縁となるべきものなりあなかしこく、同年十月四日は母儀十三回忌に當たまへば、三月引上げて佛事を執行したまふて仰けるは、この佛事によりて定めて亡者も佛果菩提にも至りたまひなん、さりながら思ひつけ候とて、十三年ををくる月日はいつのまに今日めぐりあふ身ぞおはれなる又忠老なにとなく當年まで、この國に居住せしめ十三回の佛事にあひ候も、眞實の宿縁と覺ゆ、去りながら亡者の安心いかいと心元なく侍るとて、おぼつかなまことの心よもわらしいかなる所の住家なるらんさりながら他經によらば一子出家、七世の父母みな往生とやらん、又當流のこゝろならば還來穢國度人天と、これはいままたしきことでや候ひき、然りと雖もまことに變成男子轉女成男の道理は更に疑ひあるべからざる者なり、

いまははや五の雲もはれぬらん極樂淨土はちかき彼岸

第七段

かやうにふでにまかせてなにとなきことを申すなりとしるしをきたまへり。

文明五年の御筆記に云く、或人申されけるはこの一兩年の間加賀越前の諸山寺の内に在る碩學達の沙汰し申さざる、次第は、近頃越前の國細呂宜の郷の内に吉崎と申て國境に一字を構へられて、京都より念佛者の坊主下向ありて、一切の道俗男女を擇ばず集められて、末代今時は念佛ならでは成佛すべからずとて諸宗をも禪からず勸らるゝこと盛りなりときこえたり、これ言語同斷の企てなりたし、諸宗も我宗も今は天下一同の儀にて相すたりたりといへども、佛説なれば空しからざるがゆゑにこの子細をもて、兩國の守護へ訴訟すべき由内々人の申するな聞おはれこの趣きをか吉崎へ告げ知らせたまひ候て、斟酌も候へかしと思ふなり我等も貴方に等閑もなき間、ひそかに申すなりと、この子細を當山中の多屋の内にもものに心得たる人に語りしかば、申されけるは誠に以て兩國の諸山寺の碩學達申すむね道理至極なり、我等も吉崎も最初よりその心中にてありしかども、此在所あまりにすぐれて面白き間、たい一年半年と思ふほどに今に在國せり、誠にかの吉崎はなまじむに京人の身なるが故に、ならぬすまゐをせられて不相應なる子細、これ多しと雖もかの多屋の面々抑留あるによりて今日までの勘忍なり、さ

らに庶幾せしむる分はなし是に依りて、道俗男女幾千万といふ數を知らず群集せしむる間、かの吉崎もたれたれも、今の時分然る可らざる由申して、ことに兩國の守護方のきこえといひ、又平泉寺豊原寺其の外諸山寺の内の碩學達も、さふらへなしに思ひたまふらんと、朝夕其のはいかりあるによりて、當文明四年正月時分より、諸人群集然る可らざる由の成敗をくはへられしはそのかくれなし、是れ併しながら兩宇護諸寺諸山を重んぜし心中なり、然りと雖もかくて申すやうは、夫れ彌陀如來の本願は正しく今の時のかゝる機をすくひたまふ要法なれば、諸人出入を停止あるとは、誠に彌陀如來の御慈悲にも深く相背きたまふべき由を申す間、力なくそのまゝうちをかれつるなり、是れ更に吉崎の心中に發起せらるゝ所にあらず、たい彌陀如來の大慈大悲の誓ひのあまねく末代今の機にかうふらしむる佛智の不思議なりと覺え侍る者なり、さらにもて我々がはからひとも思ひわかぬ體たらくなり、之れに依りてあまりに道俗男女群集せしむる間、萬退屈の由申してかの吉崎も近日花落にかへるべき心中に思ひたのみたまふ間、まづ當年づ去る秋のころ暫時に藤島邊へ上洛せらるゝ處に、多屋の面々、抑留あるによりて、まづ當年中はこの方に居住すべき由申さるゝ所なり。

同年十月三日の御文に云く、去る文明第三の曆林鐘上旬のころより當年までは已に三ヶ年の間、此當山に居住せしむる者はひとへに往生極樂の爲にして、さらに名聞利養のぞまず、

又榮華榮耀をことせず、たゞ越前加賀の多屋坊主達常流の安心をもてさきとせられず、未決定にして不信心なる間、坊主一人心得の通りよく信心決定したまは、その未々の門徒までも悉く今度の一大事の往生をとぐべきなり。これ誠に自信教人信の釋義にもあひかなひ、又聖人報恩謝徳にもなりなんと思によりて今日まで堪忍せしむるものなり、ことにこの方と云ふことは冬來ればそらに山吹嵐もはげしくて、又海邊のなみのうつをととも高くして、耳にそびえてかまびすし、またそらには時々いかづちなりて大雪ななどにふりこめられて、冥々たる跡たらくまことに辛勞なり、これらの次第さらにもてならぬさまをするによりて、年來の本病のおひ物の寒きにかされて、いたくおてりてひとしれず迷惑至極なり、然りと雖も本願のごとく而々各々の信心も堅固ならば、それをなぐさみとも思ふべきにその信心のかなたはしかじかともなきわひだ、此の方に今までの堪忍所詮なきに依りて當年正月の頃より、強ちにこれを思案せしむる故に穿入出張の儀について、そのひまなく或は要害或は造作などに日を送つて、已に春も去り夏をすぎ秋もはやさりなんとする間、かくの如くいたづらに月日を送りなるとする條、まことに本意にあらざる間、暫時と思ひて、藤島邊へまづ上落せしむる所に多屋の面々歸住すべきよし、荐りに申さるゝ間歸坊せしめをはりぬ、然るに今の如くんば、冬の路次難義なる上、命を限り心ならず越年すべき歟の所にはどもなく、はや聖人の御正忌も近づく間

又當年もこの方に於いて報恩謝徳の御いとなみを致すべき歟のわひだ、誠に此の國に兩三箇年の間の機縁深くして、諸人と同心に無二の者をぬきいで、かの御勤をいたすべき條眞實眞實不可思議なし、誠に以てたふとふべし喜ぶべし矣、おなかしこ〜。

蓮如上人御傳起第二卷 終

蓮如上人御傳起第三卷

第一段

開山聖人坂東所々御經廻の例として本願寺の御住持は、代々東國御修行ある、これに依りて上人(蓮如)恆例に任せて御巡回ごとに三ヶ所まで思召立ちける、其第三ヶ度めの御修行は文明第五の夏の初め吉崎の御坊を出て給ひて、越中の國利波の郡蟬の庄井波村瑞泉寺の坊まで御下向なりけるに、此國もはや當流門人ひろまり、この時はや當宗繁昌のことにて御下向とて人々數多群集せること限りなくして、毎日人多押しして五人十人死せること侍りしかば井波の村はづれに野尻野といふ所ありけるにかり屋を構へて人々に御見参ありしが、なを人こぞりて國中の武士の輩まで参り、あまりに人多くて御修行の道中もなりがたくて、瑞泉寺より夜中に御忍びにて吉崎にかへりまし、然れば第三ヶ度目にはあまりに、一宗繁榮の故に御修行もならざりし故、是非なく思召しとまりき、そのころ井波瑞泉寺には住持なくて、御留守の御堂衆ばかり三四人侍りしとなり、然るにそのころまでは朝暮の勤行には六時禮讃を申侍りに、上人御逗留の中に念佛に六首和讃のつとめをしへたまひける。

第二段

文明五年の秋の末、道俗男女の群集日にまし月に増すこれによりて諸寺諸山の徧執と云ひ、萬づ退屈の由仰せられて九月中旬吉崎の御坊を忍び出で御上洛の思召にて藤島邊へのぼりたまふ、そのころ御養生のためとて加州山中に湯治したまふに、かしこの道俗つどひ集りて御化導に預れりと九月廿三日藤島へかへりたまふ、道俗荐りにと、め奉りしかば、なほ暫らく滞留ある日夜教勸をたれたまふ、然るに超勝寺の門下講中の面々、座論のことありしかば、かれらをなだめんがために、一通の御文をしたゝめて教誡なしたまひぬ、又かの寺の門人の中に十劫沙汰の祕事ありといふことをきこしめされて、それはすてをかれぬことなりとありて御文をあそばされて、かの門葉へ下されたりと、同年十一月十一ヶ條の禁制をたて、祖師の御正忌會に披露ありて自己以後、この旨をかたく相守るべき條仰せ渡されけり。

於眞宗行者中可停止子細事

- 一 諸神並に佛菩薩等輕しむべからざる事
- 一 諸法諸宗まつたくこれを誹謗すべからざる事

- 一我宗の振舞をもて他宗に對し難すべからざる事
 - 一物忌の事就佛法之方これなしといへども他宗並に公方に對し堅く可忌之事
 - 一於本宗以无相承名言三念佛法讚歎旁不可然候事
 - 一於念佛者不可專守護地頭不可輕事
 - 一以無智之身對他宗一任雅意我宗之法儀无其憚一令讚歎不可然事
 - 一念佛會合之時不可食魚鳥一事
 - 一念佛集會之日於酒失本性不可吞事
 - 一於念佛者中三念佛奕可停止一事
- 右此十一箇條於背此制法之儀者堅衆中可退出者也仍制法狀如件
- 同十一月御正忌の御文の奥に

五十地にあまるとしまでながらへてこの霜月にあふぞうれしき
 三年まで命ながきぞ霜月ののりにあひぬる身こそたふとき
 のちのとし又霜月にあはんこと命も知らぬ我身なりけり

第三段

同年十二月十二日の消息に云く夫人間の躰爲らくを靜に按ずるに、老少不定と云ひながら、つれなきものは我等ごとき凡人なり、これによりて身体は芭蕉の葉に同じ、唯今も無常の風にあひなば、則ちやぶれなんことはたれの人かのがるべき、たゞふかく厭ふべきは安養世界なり、又ねがふべきは安養世界なり、このたび信心決定して佛法修行せずば、いつの世にかはうかむことを得んや、こゝに遇ぬる秋のころ、多屋人數のなかに松長の道林寺郷の公慶順は年をいへば廿二歳なりしが、老少不定のいはれや遁れがたきによりて遂に死去す、あはれなることなかしく云ふばかりもなし、ことに佛法に心をいれし間、惜まぬ人もこれなしと思ふ處に今月四日に、又福田の乗念も往生す、かの道林寺も同日におひ當て往生せしこと誠に信心の通りも一味せるいはれと思侍るなり、そも乗念は満六十なり、松長の慶順は廿二歳なり、是れ則ち若は老たるに先ついはれなれば、あら道林寺やな、かれもこれも後れ前き立つ人間界の習はたれも遁れがたきなり、去りながら同一念佛无別道故の本文にまかせて誠に一佛浄土の往生を遂げんこと、本願ののやまりあるべからず、わらく殊勝やく、穴賢く

當年の報思講は雪もふらざりしかば、遠近の道俗男女群集限りなし、殊に松長の慶順の死去によりて各驚き入りける上、七晝夜の御教勸におひ奉りて、いよく信心歡喜の體に見えければ、上人大に喜びの眉をひらきて、各大衆信心決定したまへるよし聞えたり、めでたく本

望これにすぐべからずとて十二月八日多屋内方へ御文を遊し下されたり。

第四段

上人あるとき吉崎山より北の方を見たまへば、漁人の船多く集り居りけり、ときに上人仰られけるは生命を亡して命を助くる漁人罪業ともにおもけれども、本願に歸すればたすかることのたふとさよとて、

はとくくとたたく船ばた吉崎の浪の上にも彌陀たのむかな

濱坂山のあなたに波のうつ音きゝて、

はま坂の山のあなたにうつ波は夢をどろかすのりのこゑかな

鹿島のもりに夕ことに鴈のむらがりければ、

鹿島山とまりからすのこゑきけば今日も暮ぬと告げわたるかな

濱坂山風波あらくして艸木一莖も生せざれば、

くさきまではらひはてたるはま坂の嵐のさは南无阿彌陀佛

第五段

文明五年の冬のころ奥州の淨祐吉崎の御坊へ參詣せり、上人御ましくて以の外御腹立候てさてさて開山上人の御一流を申みたすことのあさましきよと仰られて、御齒をくひしめられてさて一切きぎみてもわくかよくと仰候とかの人下向の後ち一通の御文をしたゝめて奥州の同行へ下さる、もしかの淨祐時節到來せば改悔せまきじものにもわらずと仰せられきとなり、かの信心を獲得せば極樂には往生せずして無間地獄に墮在すべきものなりと云へる御文これなり。

第六段

文明六年の春もますく諸國より群詣す、諸寺諸山の憤りいよくさかりなり、上人宣はく諸宗より常山を妬むこと、全く他人わろきにあらず、自流の人のわろきによるがゆえなりとて三ヶ條の制狀を下したまふ。

- 一 諸法諸宗を不可誹謗之事
- 一 諸神諸佛菩薩不可輕之事

一 令執信心可遂報出往生之事

右此三箇條の旨を守りてふかく心底にたくはへてこれをもて本とせざらん人々にをいてはこ

の當山へ出入を停止すべき者なり如件

文明六年正月十一日

上人のたまひけるはわれ去ぬる文明第三の曆、仲夏のころより華難をいで、同年七月下旬の候までこの當山の風波わらき在所に草庵をしめて、この四箇年の間、居住せしむる根元は別の仔細に非ず、この三箇條のすがたをもて、かの北國中に於いて當流の他力信心未決定の人を、同じく一味の安心になさんか爲めのゆゑに、今日今時まで堪忍せしむる所なり、よりてこの趣きをもてこれを信用せば、まことにこの年月の在國の本意たるべき者なりと仰られければ、參詣の道俗男女いよく物しづかにて多屋の面々も法儀の道にぞ入られける。

第七段

文明六年正月廿日の消息に云ふ、去年霜月のころよりこのかた當國加州能登越中の間より、男女老少幾千万となく、當山へ群集せしむる條、しかるべからざる由の成敗をなすといへどもさらにもて多屋坊主已下その承引なし、定めて他宗他家の方にも偏執の義もかつはこれあるべしと思ふなり、そのいはれいかんと云ふに、在家止住の罪ふかき身か彌陀の本願を信じ後生一大事と思ひ信心決定してまことに極樂往生治定とこゝろえたらん身はそのありがたさのあまり

報謝のために足手をはこび又當山に安置する所の本尊并に開山の御影へも參り、又我等なんとも對面をとげんはまことに道理なるべし、然るに何んの分別もなくたい人まねばかりにきたらん輩は、當山の經廻しかるべからざるよしをまふすなり、抑予が前へきたりて見參對面をとげたりといふともさらには我等かちからにて後生たすく旨なし、信心をとりて彌陀如來をたのみたてまつらん人ならでは後生はたすかるべからず、わが前へきたらんするよりは山野の墓原へゆきて五輪率都婆を拜みたらんするはまことにその利益もあるべし、すでに經文に云く、一見率都婆永離三惡道といへり、この率都婆をひとたび拜みたらん人は永く三惡道の苦患をば一定のがるべしとわきらかに經文にみえたり、かへすかへすも當山へなこのこゝろえもなき人きたりて予に對面して手を合はせ拜めること以ての外なげきおもふ所なり、さらにもてたふとさすがたなし、たい朝夕いたづらにねふりふせるばかりにて不法懈怠にして不淨きはまりなくしばらくさき身にてありけるを拜すること眞實く、片腹いたき風情なりあさましく、これらの次第を分別して向後は信心もなきものは、わひかまへて率都婆を拜むべし、是則ち佛道をならんたねになるべし、よくこゝろをうべきものなり。

秋さりて夏もすぎぬる冬ざれの今は春へとこゝろのとけし
この歌のこゝろは當山にこの四ヶ年すめるわひだのことをよめるうたなり、五文字に秋去りて

といふは文明第三の秋ごろより、この當山吉崎に居をむすびて四季の春夏秋冬をおくりしことは、すでに秋をば三、夏をば二、冬をば三、春をば三なり、かやうに四ヶ年の間、春夏秋冬をおくりしかどもこゝろうつくしく他力眞實の信心を決定したる人もなかりしに去年の霜月七日のうちにかたのごとくひとりの信心をとりて、佛法にこゝろのしみて、みえんほどにことしの春はうれしくおもひけるがさて今は春へといへり、こゝろのどけしといふ信心決定の人おふければ、こゝろとぞけしといへるこゝろなり、あなかしこく。

第八段

上人あるとき仰られけるは諸宗の人々は諸堂神前にて禮拜し參錢などまいらせ信仰せるに、當宗の門人は雜行といひて禮拜もせず、そら目にて侍ることさなから眞宗のすがたを、他宗にあらはずことおきてにそむくなりあさましきことなり、またこれの本尊御影前へまいりておがみやこのいかにも鹿相にして信仰の躰もなし、すでに經には五躰を地に投げて拜せよとも、又頭面に禮したてまつれともありいづれもくちがひたりとぞ宣ひける、二月十六日の御文に云く、抑この三四年の間において當山の念佛者の風情をみよふにまことにもて他力の安心決定せしめたる分なし、そのゆゑは珠數の一連をも持つひとなし、さるほどにはとけをば手づかみに

こそせられたり、聖人また、珠數をすて、佛をおがめと仰せられたることなし、さりながら珠數をもたずとも、往生淨土のためにはたゞ他力の信心ひとつばかりなり、それにはさはりあるべからず、まづ大坊主分たる人は袈裟をもかけ珠數をもちても仔細なし、これによりて眞實信心を獲得したる人はかならず口にもいだし、又色にも其姿はみゆるなり、しかれば當時はさらに眞實信心をうつくしくえたる人いたりてまれなりとおぼゆるなり、(乃至)たゞふかく心をしづめて思案あるべし、まことにもて人間はいづるいきはいるをまたぬならひなり、わひかまへて油断なく佛法をこゝろにいれて信心決定すべきものなり、あなかしこ(所詮)
或人云く參河の國をかざさの修理の助入道淨光、青野八郎左衛門入道眞慶兩人あり、此人去ぬる四月下旬のころより吉崎の山上にありと、善導和尚の日中の禮讚の偈に云く、眞形光明遍法界、蒙光觸者心不退と云ふ文あり、所詮この釋文の中に眞慶淨光の二人の片字あり、是誠に奇特不思議なりしことぞかし、そのゆゑは彌陀如來の眞實のかたちは則ち光明ともなりて一切衆生を平等に攝取したまふ誓ひなるが故なり、これによりて兩人の片字、此の釋文の中にあることまことにもて、宿習のいたりか又本願かの不思議によりて、報土往生をとげんかため今度この當山へこえられけるかともおぼえはんべり、さればやがて次の文に蒙光觸者心不退とあれは、則信心決定して不退なるべしといはれなりとあらはに知られたり、あら殊勝や。

時に文明第六炎天の日參河國をかざきの岩津淨光依所望二染筆し訖る、滿六十。

蓮如上人御傳起第三卷終

蓮如上人御傳起第四卷

第一段

凡そ滿つればかくる習なれば咸陽宮の雲をつらぬくも、楚人の一炬に煙となり、祇園精舎の大伽藍も竟に一時の炎とたちのぼる、されば吉崎は年來虎狼のすみなれし山中を引き平らげて建立し給ふ靈場なれば北國の門弟は云ふに及ばず諸國より群詣し諸寺諸山よりうらやみける所に、文明六年の春竟に一時の煙となりぬ、上人の消息に云く、夫文明第三の天五月中旬のころ、江洲志賀郡大津三井寺の麓、南別處近松を不圖思たちて、此方に於て居住すべき覺悟に及ばず、越前加賀の兩國を經回して、それよりのばり、常國細呂井の郷吉崎といへる在取至て面白き間、まことに虎狼野子のすみかの大山を引き平けて、一字を結びて居住せしむる程に、常國加州の門下の輩も山をくづし、また柴築地をつなぎなどして家をわれもくつくるわひだ、程なく一年二年とすぐるまゝ、文明第三の曆夏のころより、當年まではすでに四年なり、しかれども田舎のことなれば、一年に一度づゝは小屋など焼け失せぬ、いまだ此方に限りては、火難

の義なかりしかども、今度はまことに時尅到來なりけるが、當年文明第六三月廿八日酉の尅とおぼえしに、南大門の多屋より、火事いで、北の大門にうつりてやけしほどに、已上南北の多屋は九つなり、本坊を加ては其かず十なり、南風に任せてやけしほどに時のまに灰燼となれり、まことにあさしといふもなかく、ことのはもなかりけり、之れ人間はなにごとくもはやこれなり、まことに三界無安猶如火宅といへるも、今こそ身にはしられたり、これに依てこの界は有無不定の境なれば、いかなる家いかなる寶なりとも久しくもちたもつばきにわらず、たいいそぎても願ふべきは彌陀の淨土なり、今一時もとく心得べきは念佛の安心なり、されば身體は芭蕉の如し風に隨てやぶれ安し、かゝるうき世にのみ執心ふかくして、無常に心をふかく止めざるはあさましきことにわらずや、急ぎ信心を決定して極樂に參るべき身になりなば、これこそ眞實く永き世の寶をまうけ、永き生をえてやけもうせもせぬ、安養の淨土へ參て、命は無量に又無邊にして、老せず死せざる樂を受て、あまさへまた穢國に立還て、神通自在をもて、志すところの六親眷族を心にまかせ、てだすくべきものなり、これすなはち還來穢國度人天といへる釋文のころこれなり、穴賢く、

すでに本坊に火のうつりしかば、大江彦四郎上人を負ひ奉り、瀬越と云所へ退く、焼をさまりて上人吉崎へかへりて仰せられけるは、まことに三界無安猶如火宅とは、今こそ身にはし

られたり、とのたまひける、しかるに四月上旬より、加越兩國の門葉あつまりて、假屋をつくり建にけり、それより後ますます御繁榮にて、加賀、越中、能登、越後、信濃、出羽、奥羽より群詣し、御化導に預ること百川衆流の巨海に入るが如しとぞ。

第二一段

同年五月七日の御文に云く、抑々去んぬる文明第三仲夏上旬のころより、すでに江洲志賀郡大津近松の南別取を立出しより已來なにとなく、この當山に居住せしむる根元は、もはら佛法興行のためにして、報恩謝徳の志を本とせり、ことには又不信懈怠の道俗男女をすゝめて、あまねく本願他力の安心を教へて、眞實報土の往生をとげさしめんと欲する所に、この四五年の間は當國亂世、ことに加州一國の武士等、ややもすれば雜説を當山に申かくる間、この當山開白の由來は、たい後世善堤の爲にして、念佛修行せしむる處に、なにのがによりてか加州一國の武士等、無理に當山に發向すべき由の沙汰に及ばんや、それさらにははれなき間、多屋衆一同にあひさへ申すべき由の談合のみにて、此三四ヶ年の月日を送りしばかりなり、これすらに佛法の本意にあらず、之に依て當山退出の思ひ日夜にすゝむ、所詮自今已後に於ては必づしづかに、念佛修行せんと欲する心中ばかりなり、この故に門徒中の面々に於て、十の篇目を

定む、堅く末代に及んで、この旨を守て、専ら念佛勤修すべきものなり。

一、諸神諸佛菩薩等をかろしむべからざるよしの事。

一、ほかには王法を専らにし内には佛法を本とすべきわひだの事。

一、國にありては守護地頭方に於てさらに如在あるべからざるよしの事。

一、當流安心の趣を委しく存知せしめて速に今度の報土往生を決定すべき事。

一、信心決定の上にはつねに佛恩報盡のため稱名念佛すべき事。

一、他方の信心獲得せしめたらん輩はかならず人を觀化すべき事。

一、坊主分たらん人は必ず自身も安心決定して又門徒をも編ねくねんごろに勸化すべき事。

一、佛法についてたとひ正義たりと云ふともしげからんことに於ては堅く停止すべき事。

一、當宗のすがたをもてわが一義をたて、法義をみだす事。

右此十條の篇目をもて自今以後に於ては、かたく此旨をまもるべきなり、まづ當流の肝要は、たい他力安心の一端をもて、自身も決定せしめ、門徒をもよく勸化すべし、次には王法を先とし、内心には佛法を本とすべし、又世間の仁義をむねとし、諸宗をかろしむることなかれ、つぎに神明を疎略にすべからず、又いみ不淨と云ふことは、佛法についての内心の義なり、さらにもて公方に對し他人に對して、外相にその義をふるまうべからず、是れ則ち當宗に定る

所の掟これなり、しかれば他力の信をば一念に、本願のことはりを聽聞する所にて速に往生決定と思ひ定めて、その時命終せば、そのまゝ報土に往生すべし、もし命延れば、自然と佛恩報盡の多念稱名となる所なりとこころうべき者なり、仍て定むる所件の如し。

第三段

去ぬる文明第三の冬のころかとよ、富樫介次郎政親、弟の幸千代と取合ひて、次郎は越前に穿入し侍りき、然るに上人かなしみ思召ていろく御扶持候ひき、然れば國系かへり候は、御門徒中の義疎略すべからずの由申されける、然るに越前より御門下へ仰せ付けられ、次郎を加州山田へ入れられ候より、合戦の間をえ候ひて、終に幸千代を追ひ拂ひ、國を手に入れ、安堵の處に御恩を忘れ、當流の宗を嫌ひ候ふこと槻橋といへる者知行に候間、國中の門人槻橋を嫌ふによりて、國の亂は又出來せり、文明六年の春加州の守護、富樫介次郎と百性との取合ありける、百性と云ふは御門徒衆、坊主衆なり、富樫介槻橋と同心して、高田流義を最負して、大谷の一流を貶す、茲に因て大谷の門下憤を合て國主と取合けるに、仕損じて越中へ退ぞけるかの御門葉の中に、貞實の者これを歎きて、吉崎御坊へ忍で使をあぐ、この度の軍何とぞ和興を調へ無事に還住仕べきやうにと、洲崎藤右衛門入道湯澤次郎右衛門入道をもて申入る、

傳達は下門安藝の法眼なり、この人生國は越前國淺水の人にて心さかしき人にて侍りし間、安藝と人々申ける、上人かの國に入たまふ初より、近づき奉り御教化を蒙り、吉崎御坊の茶所ちやしょにありて、一文不通の人なるが、晝夜ひまなく手習學問して、四十の年よりいろはを習ひ、後には眞物を書き習ひ、聖教等をも書寫し、淨土の法門心じやうどにかけ才覺の人となりて奉公を一段心こころに入られ候まじらひだ、上人しやうにん(蓮如)の御心おこころにかなへる玄求丹後げんきうたんごは、傍かたはらに成りて、安藝あきくとぞめされける、吉崎殿寺内に安藝居住の前には土藏十三立一門どざう繁昌はんじやうし被官數百人ひやくにんことしくなり候まじらて、朝倉彈正左衛門あさくらだんじやうざゑもん(法名英林)に知音候しなは、則ち名字の鹿子かのこに成したまふ、安藝とぞ申ける、上洛し將軍慈照院殿の御被官分ごひやくぶんになり、奉公衆一分ほうこうしゆういちぶんなり、數度御内書等成され候あまた、法眼には將軍家より御成候ごなりさふら、法橋ほふきやうには吉野殿御成候よしのどのごなりさふら、塗輿ぬいも武家より御免ごめん、毛氈鞍もうせんくら覆唐笠袋おほひからかさぶくろまで、同前に御免にて、限なき威勢いせい、玄求丹後は影もなく、蓮如上人は安藝の中すまゝに御成り候ごなりしと之ふ、しかるにかの加州御門下より申入れ候まを、段は、一向申入れず、各別に言上しける、今般富權政親國中の御門葉ごもんはを追放し、御宗旨を斷絶せんとたくみ申候間、加州の御門徒殘らず一味し、切入きりいべく候間、力を付けられ候さふらやうに、御意を以て仰付らるべく候ごい、涯分合戦致すべき由申入れられ候さふらと、偽り申上げける、上人聞し召し、無用と思召候むようへども、さやうに談合調法に於ては、是非なしと、悲みたまふ、加州の人々へは、片時も早く歸國し加州は申

すに及ばず、越中をも催し申べしとの御意なりと、偽り申さかせけるに、兩使申入候段の御返事聊心元なく思はれけるにや、富樫を成敗せしむべきの由御意を直に承り度候間、御目にかへり度き由申し候へば、無用とさへられ候間、なほ心元なく何とぞ御目にかへるべき由申候所に、上人も直に仰せらるべきとの御心にて、御見參あるべしと仰せられ候へば、安藝申上げけるは、直に御意までもなく安藝委細申す可きとばかり仰せられ、然るべき由申上られ候、上人は安藝申候ことは何事も仰せつる間、御目にかへり候へばこの度骨折なり、委細安藝申す可きとばかり仰出されて、兩使是非なく御意と心得て歸宅し侍り、上人は無事に調へ、兩使も下り侍りなんとと思召けり、越中にかへりをのぐ内談申けるに、面々同心めんめんどうしんに成り難き事とはこゝろえつれども、その中にもこれぞ面白きこと、存じ候人も侍りきと、その後安藝の法眼は藤嶋起勝寺等をかたらひ、富樫を亡さんと密々にはからひける、惡事千里を走るとかや、この事政親傳聞言語道斷のことなり、いそぎ吉崎に押し寄るとはからひき、これによりて加州越中の御門下一撥をなし、合戦度々に及べり、この時天下大に亂れける折からなれば、諸方の穿人兩陳に馳くは、り、十四年が間富樫と御門下と合戦止む事なかりしが、ついに長亨二年七月、政親がいとこの安高を取り立て、百性中多勢金澤へ押寄せ手ひどく責ければ、富樫さんくくに討負け、城中にたまりかね、越中へ逃げ落ける、御門下あとを慕ひ追かけ、越中の御門

徒も牒し合せて攻ければ、終にこゝにてもたまられず、同年九月九日、政親自害し、一族悉く亡びける、それより百性中のはからひとして、安高を守護としてより、百性取立候富樫ゆゑ百性のうち強くなり、天正年中までは、御門下の持たる國のやうに候ひしと、さて上人は安藝が密謀ゆめく御存ましまさざれば何故加州一國の武士等當山に發向すべきよし沙汰、これさらにはいれなしとのたまひける、

第四段

ある時上人仰せられけるは、坊主分の人袈裟をもかけ數珠をもちて、うちみにはたふとけれど、坊式に背けることかすくあり、當流門人の中に、多は基將葉雙六小歌三味線、月にめで華にめで、重盃に及で醉狂などさる人あり、これ何と云ふとぞや、徒に心をつゐやす故に勤行出仕は役目で仕るやうに心得て、そこくにして、一卷の聖教を眼にあてて見ることもなく、又一句の法文をいひて門徒を勸むることもなく、手さきわしらいなる體たらく、言語道斷あさましき次第にあらすや、あたゝかにき、あくまでくひ、いえにすむことは、誰人の恩徳ぞや、又なにのひまありて心を餘事についやすぞや、すべて御恩徳を思はぬは、佛にひまをやる道理なるぞとのたまひける、六月十二日あまりの炎天に、八熱地獄のことを思召し出されて、

教誡したまふ、御書に云ふ、夫人問の五十年を考へ見るに、四王天と云へる天の一日一夜にわひ當れり、又此四王天の五十年を以て、等活地獄の一日一夜とするなり、之に依て皆人の地獄に墮て苦を受けん事は何とも思はず、又淨土へ參り無上樂を受けん事は分別せずして徒に明し、空しく月日を送りて、更に我身の一心をも決定する分もしかやともなく、又一卷の聖教を眼にあて、みることなく、一向の法門を云て門徒を勸化する儀もなし、たい朝夕はひまをねらひて、枕を友として眠りふせらんこと誠に以てあさましき次第に非ずや、靜かに思案をめぐらすべき者なり、是故に今日今時より不法懈怠にあらん人々は、彌々信心を決定して、眞實報士の往生を遂ぐんと思ふ人こそ、誠に其身の徳ともなるべし、是れ又自行化他の道理に稱へりと、思ふべき者なり、穴賢、

第五段

上人越前の國に五年の寒暑を送りたまふに、かの國にひろまる所の秘事法門を執する族、多く改悔懺悔せり、その秘事の品まぢくにして、或は越前の國のをがます宗と云て、彌陀は木なり紙なり、我心こそ佛よと教ゆ、たま〜手を合せても手を返して、我ひねに向て心をがましむ、或は大聲に念佛せざればその詮なし、大聲となへてこそ妄念も亡びて往生こそすれと

教へ、或は十劫の昔にわが往生は成就せり、それを知るこそ信心なれと云ひ、或は佛と云は善知識ばかりのことよなど、さかりにこれを弘む、上人これをかなしみたまひて、種々方便をめぐらして教誡を垂れたまふに、多くかの邪義を改めて正法に歸す、その頃安心の要須を文言につらりて、をしへたまふ、かの邪義を改め悔て正義にもとづくこと云ふ心にて、かの文言を改悔となづけつたへたり。

第六段

文明第七乙未曆(上人六十一歳)所々歴覽の折ふし、舊寺のことなれば、再勸大切なりとて、加州賀北の片ほとり二侯の松原に立寄り、しばらく御足を憩ひ安慰のために石を立て、樹を植たまふ、その庭今にのこれり、かの石に御うたを詠吟ある、
立置し庭の石木も替るなよまた二侯の春にあふべし
豊吉な、がれもきよき二侯の光はなをもすめる水かな
上人ある時枋河にて御化導のみざりに、御齒の落ければ、
をつる齒も出入る息のたびごとく南無阿彌陀佛の聲ぞそゝぎつ
同年七月六ヶ條の掟をたて、門弟を教誡したまふ、

- 一、神社をかるしむべからず、
 - 一、諸佛菩薩并に諸室をかるしむべからず、
 - 一、諸宗諸法を誹謗すべからず、
 - 一、守護地頭を疎略にすべからず、
 - 一、國の佛法の次第非義たるあひだ正義に赴くべきこと、
 - 一、當流にたつる所他力信心を内心にふかく決定すべき事、
- 所詮向後この題目のむねを守て、佛法をば修行すべし、もしこの旨を背かん輩は、ながく門徒中の一列たるべからずと、

第七段

文明六年安藝が密謀にて、國の騷亂蜂起しやむことなし、文明七年八月のころ、すでに密謀一決して、急々金澤に押よせんとす、當檜これをき、總じて法師の身は、他の難義をも救べき習なるに、本願寺のたくみ言語道斷なり、此方へ寄せ付ては悪しかりなん、不意に吉崎へ押し寄せ、上人を初として寺中残らず討ち取るべしと、多勢を催し越前へ攻來りける、道中の御門下思ひく、に馳せ參じ、この趣を吉崎へ注進申ければ、上人大に驚かせたまひ、悪しき安

藝が所爲かな、我ゆめくしらざる事、なんとも此言ひわけすべきいわれなければとて、是非なく文明七年八月廿一日の夜密かに吉崎山を忍び出で、御船にめされ若狭の國へこえたまひける。その時上人、安藝萬づ曲言の由仰せられて、廿二日の曉船に召され候に、安藝も御船に乗候を願如上人御覽じて、ことなるは何者ぞと仰せられ、引立させたまひ、船にかゝり居り候を取て陸へなげ出され候へば、磯ぎはにふしつ、御船影の見ゆる迄ひれふし泣居けるが、御船も見えずなり候へば、をきわがり御坊に歸り、そのまゝ越前加州の御門徒中に勸化せしに尊重限なし。總じて安藝門徒多く出来せり、夜るは朽木を衣下に付られ、光にみせなと種々の事候ひつると、上人にみやづかひの折ふしは、人々安藝をたのみ申し入るれば、早速御免候とて、名號各申入れたれば、安藝私に書て出され候となん、其後加州へ仰付られ、安藝曲言のよし仰下され候間、湯湧村と云處に山中城をこしらへ籠りつれば、國中の衆中押よせせめければ、夜中に落ち行き越前の國に隠れ居侍りけると云ふ、富樫政親多勢を引率して、吉崎に押し寄せ来ければ、上人は早落失せたまひける、政親本意なく思ひながら、寺中へ亂れ入て堂舎に火をかけ、焼拂ひける、それより、直に藤島超勝寺へ責入り、寺内に火をかけ勝ときをわけて凱陣せり、それより加州國中の本願寺末寺を破却し、張本たる道俗をきつ、次第に死罪し改宗せざる百姓を追放しけるほどに、加州并に越前の御門下、憤りを含で一揆をなし、合戦度々に及べりと、

第八段

上人は若狭の小濱に著きたまい、丹波づたひに河内の國にうつりたまひけるとなり、上人は安藝の法眼が國をくつがへせしより已來、騒動やまざることを殊外迷惑に思召れる故か、かの國の御門葉と不和にならせられけるに、國をさまりて後、細川右京大夫政元（號大心院龍安寺の息なり）聖徳太子の化身にて威勢限りなき人なり、かやうの人故眞宗の守護となりて、かの加州の門下と上人との中を申なほされ、永代の門徒の由まで沙汰せられきと、

上人吉崎退去の時、残しをきたまう消息に云く、夫人間の生を受ることは、別のゆゑにあらす佛法を聞きて生死をはなるべきためなり、この故に胎内にあるうちには、我生れなば、佛道を行ふべしと思といへども、生るゝ時の苦しきはげしきにその心を忘るゝとかや、この故に一生空しく送りすつること、あさましきことなるべし、この生に於て貧なるは、慳貪の報なり、富貴なるは布施の行とて、佛菩薩及び諸の衆生にものをわたへ、供養せしゆゑに之れを今要に神に祈り、佛にまうしたらば、富貴にもならんことを思ふは、はづかしきことぞかし、つみのもととは慈心なり、災の根はあきたらぬより起るなり、經の中にも慈に近づきぬれば、罪とし

てつくらずと云ふことなきが故に、死して苦として受けずと云ふことなしといへり、ものに足りぬることなきより、身も苦しく心もなやめり、されば遊禽とて、もろくの鳥どもは、食に足りぬれば、とびかけりて遊ぶ、又たくはゆることなし、人もこれに習ひとなり、銅を鏡として、は我がをもてのよしあしを見る、人を鏡としてわがあやまれるをしる、古を鏡としては、そのすたるゝとすたれざるとの事を知るとかや、念佛の行者は同行を鏡とすべきことなり、さればとて形にたしなみて、心のなほらざらんは本意なし、それは名聞につかはるゝと云ふものなり、人ごと心の内にも身のわざにも、常にこのみて、すてがたく忘れがたきことある、これを人のくせとはいふなり、無始より已來仕なれたることは、人のをしへをもちて心にをまはれせらるゝをば、習氣とは云ふ、たとへば鼠の猫の聲におそれ、雉の鷹の鈴にをそるゝみなこれその業なり思はれせらるゝことなり、人ごとに我このむことにはとがを忘れ、あやまちを忘れて、空しくこのむ、我が嫌ふ方をばよきことをも、とかく云ひなしてうち捨つるぞかし、物なきとして善根をもいとなまずば、物のなきにはあらず志のなきなり、わがなさんと思ふことには、一衣をもちりてつとむるぞかし、佛は金銀の多き善根をよるこびたまふにあらず、たゞ行者の志のふかきをうけたまふ故に、たとへば一紙半銭もしくは華一枝も眞實なれば、大善根功德となるべし、そなたの内心はいかにととへば、たゞなにはのよしあしは知らず、一向一

心に彌陀をたのんで、報謝の念佛唱るばかりなり、うちきく所は安心もをちつきたるやうなれど、とかく人に云妨げられては言ばには似ず、とり亂してのつかぬ船の波に漂ふ風情なる人あり、飛鳥川はきのふの淵の、けふは瀬となる人を心にたとへたれども、今の信心は凡心にあらず、佛心はみだるゝことなれば、この人のむねのうちもとより信心のをちつかぬからにかくはみだるゝなるべし、千人光を放てとくとも心たがはぬは、他力信心のすがたなり、さてこそ金剛堅固の信心とは名づけられたり、このゆゑに開山聖人のたまはく、往生の心に疑なくなりて候へば、攝取せられたる故とをばえて候、攝取の上はともかくも、行者のはからひあるべからずと、心につかはれて心亂るゝなり、群る雀の鳴子を、羽風に打ちならして、をのれと恐るゝがごとくなり、

蓮 如 上 人 御 傳 起 第 四 卷 終

蓮如上人御傳起第五卷

第一 段

文明七年八月廿二日、若狹の小濱に著きたまひ、道俗荐りにといめ奉りしかば、しばらく滯留したまふ、或日若州を一見せばやとて、鳥羽谷といへる所に立ち越へ、こゝかして懸覽ありけるに山内と云ふ里に、飛長權の守と云ふ者あり、上人を屈請し奉る、上人かれが宅に入て御止宿ある、終夜御教化ましければ、近隣の人々馳せ集り、をのゝ歸依したてまつる、權の守申さく、上人御上洛の後は誰をか師とせん、御弟子一人たまはりなば道場をたて、安心の次第をも承りたしとねがひしかば、上人宣くこれ殊勝の志なり、慶圓房を下すべしと、御約諾ありき、ほどなく御上洛あるべしとて、かの國の住人二郎三郎を召具し、丹波の嶮岨を通り、攝州萩谷と云ふ山中を越て、富田に移て暫く居をしめたまふに、時機純熟のゆゑにや、道俗群をなし、遠近雲の如く集る（今の教行寺これなり）上人の御文に云く、仰々當所富田の庄内の男女老少ともに、安心の趣をこゝろすべきやうはまづ一切の諸佛も一切の諸神もみなとも

に衆生の地獄にをつることをなげき悲しみたまひて、諸の佛たち御身を變じて三熱の苦をうけて神とあらはれましめて、衆生に縁を結んでなにとしても佛道に引き入れんと思召て、一切の神とは現れたまうなり、この謂れをまさに和光同塵、結縁の始とす、八相成道は利物の終といへるは此意なり、かやうに神に身を變へてながく輪廻せんよりは今彌陀如来を一心に憑み參せて、後生助け給へと申さん衆生を皆悉く助給ふ可し、これほどに易く助まします彌陀の本願を知らずして空しく死せんことは愚癡の至りあさましきことには非ずや、此旨をよく心に心得、深く彌陀を憑んで淨土に往生すべき者なり（已上）然るに河内國茨田郡中振郷山本の内出口村中之番と云ふ所に石見入道空念房法住といへる人あり、富田に来て申上けるは、河州出口の里は佛法弘通の勝地にてましますれば、かしこにうつらせたまへと屈請す、上人やがてかの國にこえて、三年の星霜を送りたまふ、しかるにかの出口に二町四方の深淵のありけるを埋めて、一字を創建す。ある夜深更に覃んで、一人の女性來て、上人に謁して申さく、我はこの淵に五百年來棲侍りける蛇身にて候、しかるに今般この所を埋めて平地となしたまはば、我が居所を失ふ、伏て乞ふ、我住む所をしめしたまへと、上人聞たまひ、さては汝は此池にすむ蛇身にて侍るよな、然らばこの地に佛閣を造立することをよるこふはし、今より後ち護神となるべし、汝が爲に池をのこしをくべしと、かの女人申けるは、われこの地に佛法のひらけんことを

待つこと久し。今幸に勝縁にわへり、なんぞ守りたてまつらざらんやと云て去りぬ。

第二段

文明八年春のころ仰せられけるは、開山聖人は内典外典にわたりたまひ、殊に彌陀如來の化身にてましませども、名を碩才道人の聞にてらはんことを痛み、外にたゞ至愚の相を現じて、身を田夫野叟のたぐひにひとしからんとこそ仰おかけけるに、當時の人聖教の一巻をもよみては、我れ物しりがはの躰にて、たましくも當流の正義をのぶる人を見ては、強ちに之を徧執す、かゝるあさましき心中にて諸方の門徒中を經廻して、聖教をよみ、剩へ私の義をもて本寺よりの使と號して人をたぶろかし、虚言をかまへ、ものを取りて當流の一義をけがす條、眞實くあさましきことなりとぞのたまひける。同春のころ出口の法住やすかべの法西、御まへに参りけるに、硯をひきよせたまひて、

法西

つみふかく如來をたのむ身になれば、法の力は西へこそゆく

法住

法をさくみちに心の住れば南無阿彌陀佛となへこそすれ

とあそばしたまはりき、兩人ありがたく渴仰申されき。

第三段

上人六十二歳出口に在ながら、富田堺所々に住反化導盛んなり、その頃泉州堺の津に、一字の坊舎を起立まします、上人堺にとまりて、教勸を布きたまふに、ある日契丹國の人、堺浦に著船して、上人の教化を蒙ることあり、これはそのかみかの人愛子を失ひなげき悲しみのあまり、觀世音菩薩に後生菩提を祈り侍りしに、あらたに示現を蒙る、その告に云く、汝日域にわたるべし、念佛の一門繁昌の宗躰あり、かの勸化を受けて後世の一大事を定むべしと、これによりて縁をたづねて堺の坊に参詣し、上人に謁し奉り、件の旨を申すに、上人のたまはく、これひとへに宿善開發の時到来り、薩埵の告命ましますことのためとさよとて他力難思の本誓凡愚直入のことばり、懇ろにすゝめたまひしかば、歡喜の涙袖にあまる、すなはち六字の寶號を書き與へたまへば、これを頂戴して、やがて契丹國にかへり去りぬ、上人の法雨、本朝に溢れて、異域を潤す、不思議なりしことなり。

第四段

文明九年丁酉のころは、上人出口の御住居もすでに三年になりぬ、しかるに此兩三年の間は、東國西國の道俗男女群詣すること盛なる市の如し、これによりて美濃尾張三河この三ヶ國の祕事を執する人々も、多く悔心懺悔して常流の正義にもとすくよし、出口の坊へ告げ上りしかば上人御悦限りなかりけり、今年夏のころ紀州に移て、教導在すことあり、御歸行の時紀州手堤塚に於て、西海の入相を見て諡ひたまへり、となふれば聲のうちなる極樂を、遠しと人や思ふらん、念々相續する人は念々ことに往生す三心の品とて稱名のうちをはなれず、たいよしあしをはからはで行住座臥なれや、南無阿彌陀佛彌陀如來。

七月一日出口にて日ころ痛みぬる虫歯のおちければ、夏はきのふけふ秋さりの一葉おちて身にしてみてこそ南無阿彌陀佛、御名號燒申候が六昧の佛けになり候ふ、不思議なること、申されしかば上人宣く、それは不思議にてもなきなり、佛の佛に御なり候ことなり、愚凡夫の彌陀をたのむ一念にてはとけになるこそ、まことに不思議なりと仰られける。

第五段

文明九年晩冬の御書に云く、文明七歳乙未八月下旬のころ、予生年六十一にして、越前國坂北の郡細呂宜の郷の内吉久名の内吉崎の弊坊を俄かに便船のついでをよるこびて、海踏はるかに順風をまねき、一日かけにとこゝろざして若狭の小濱に船をよせ丹波づたひに攝津の國をとり、この當國當所出口の草坊にこえ、一月二年半年とすぎゆくほどに、いつとなく三世の春秋を送りしことは、きのふけふのごとし、この方にをいて居住せしむること不思議なりし、宿縁あざからざる仔細なり、しかるにこの三ヶ年のうちをばなにとしてすぎぬるやらんと、をばへはんべりしなり、さる程に京都には大内在國によりて土岐太夫なんとも在國せるわひだ、都は一同に公方がたになりければ、いまのごとくば天下泰平とまをすなり、命だにあればかゝる不思議の時分にもわひはんべり、めでたしといふもなほかぎりあり、しかるわひだ、愚老年齡つもりて六十三歳となれり、いまにをいて余いくばくならざる身なり、あはれ人間は思ふ様にもあるならば、いそぎ安養の往生をとげ、すみやかに法性の常樂をもさどらばやと、をもへどもそれもかなはざる世界なり、しかれども一念歡喜の信心を、佛智よりもよはざる、身にあれば、平生業成の大利をうるうへには、佛恩報盡のつとめをたしなむときは、また人間の榮耀

ものぞまされず、山林の閑窓もねかはれず、あらわりの他力本願や、あらわりの彌陀の御恩やと、おもふばかりなり、この故に願力によせて、かようにつゞけ、

六十あまりをくりし年のつもりにや彌陀のみにあふぞうれしき

あけくれば信心ひとへになぐさみて、ほとけの恩をふかくおもへば
と口ずさみしなかにも善導の釋に自信教人信難中轉更難大悲傳普化真成報佛恩の文の心をしづかに案ずれば、いよくありがたくこそをばへはんべれ、またある時は念佛往生は宿善の機に
よるといへるは當流の一義にかざるいはれなれば、われ等すでに無上の本願にあひぬる身かともをもへば、遇獲信心遠慶宿縁と聖人の仰にのたまへば、まことに心肝に銘し、いとたふともまた覺束なくをもひはんべり、ともかくにも自力の執情によらず、たゞ佛力の所成なり
としらるゝなり、もしこのたび宿善開發の機にあらざれば、いたづらに本願にあらはさんことのかなしさをおもへばまことに寶の山に入て空しく歸らん、たるべし、されば心あらん人々は、よくくこれをもふべし、さるほどに今年もはや十二月廿八日になりぬれば、またあくる春にもあひなまし、あだなる人間なればあると思ふも、なしと思ふもさだめなし、されどもまた、あらたまる春にもあはんことは、まことにめでたくをもひはんべるものなり。
いつまでとをくる月日のたち行けばいく春やへし冬の夕暮

とかくの如く文體のをかしきをかへりみず、寒天のあひだ爐邊にありて、徒然のあまり老眼を
のでひ、翰墨にまかせ之を書く者なり、穴賢 穴賢。

第六段

攝津國島下郡溝杭と云ふ所に佛照寺といへる寺ありき、とさの住侶を敬光となん申しけり、つねに榮華にはこり、遊藝にのみ心をつくし、ことに歌道をこのみて、法義相續の志疎かなりき、上人これをきこしめされ、なにとぞ法義にいればやと思召、三首の歌を詠じて、文明九年の冬のころ、溝杭針の木原と云ふ所にすてをきたまひき、しかるに佛照寺九間在家へ所用ありて、出行の時、かの書をひろひとりわけみれば

ひとたびもほとけをたのむ心こそまことのゝりにかなふみちなれ
つみふかく如來をたのむ身になればのりのちからに西へこそゆけ
のりをきくみちに心のさだまれば南無阿彌陀佛となへこそすれ
といへる三首の歌なり、しかれども安心うとくしければ、うたのこゝろをえず、やがて出口の御坊へ持参せられしかば、上人かのうたの心をもて、法義をすゝめたまひけるに、はたして信心堅固の人となられける。

上人塚にうつりて御教化のみぎり、兼譽に對して仰せられけるは、われこの間面白きことを思出でたり、一人二人五人十人まゐり候、人々へ文をよませてきかすべし、有縁の人は信をとるべきなりとをほせられき、これよりつねに御文をよませられけるとなり。

第七段

文明九年秋八月、江州金森の川那邊道西善從、出口の間窓に參て申さく、城州宇治の郡の東に貴坊建立あるべき勝地あり、願はくば基を創めたまへと、上人のたまはく我れは一所不住にして、生涯を果たすべしと思なりと、善從なほ啓述ありつるは昔は京都東山にさへましましたき、宇治の郡の邊は道俗參入の便宜ありと、荐りに請し申しければ上人その心をえたまひ、しかるば兎も角もかの地を懸覽あるべしと御約諾ありき、上人後るとき仰られて云く、いまだ野村の坊その沙汰もなきとき神無森をとをり、國へ下向の時興よりをりられて、野村の方をさしてこのとをりにて、佛法がひらけ申べしと申ける、つゝに佛閣を建立ありて繁昌す、不思議のこと仰せける、又善は法然上人の化身なりと、世上に人申つると、をなしく仰せられ候ひき、かの往生は八月二十五日にて侍りける。同年十月、蓮淳公へつかはされたる御書に云く、夫れ曠劫多生をふるとも生れがたきは人界の

生、無量億劫をくるともあひがたき佛教にあへり、こゝに我等いかなる善因によりてか佛法流布の世に生れて、生死解脱の道をきくことをえたり、誠に以てあひがたくしてあふことをえたり、徒らに暮し明してやみなんことこそ、悲しけれ、之に依て靜かに人間の風體を見及ぶに、或は山谷の華を翫んで、遅々たる春の日を空しく暮し、或は南樓にて月を睨りて、漫々たる秋の夜を徒らに明し、或は嚴寒に氷を凌ぎて世路をわたり、或は炎天に汗を拭いて利養をもとめ、或は妻子眷屬に纏て恩愛のきづなかりがたく、或は讎敵怨類にあひて嗔恚のはむらやむことなし、總じて是の如くして晝夜朝暮修行住座臥時としてやむことなし、悲しむべし、然るに諸宗の教門各々に別れて、宗々に於て大小權實を論じ、或は甚深至極の義を談ず、何れもこれ經論の實語にして、抑々又如來の金言なり、されば或は機を調へてこれをとき、或は時をかみ、てこれを教へたり、何れか淺く、何れか深きとも是非を辨へがたし、かれも教これも教、たがひに偏執をいだくこと勿れ、修行せば皆悉く生死を過度すべし、法の如くせば共に菩提を證得すべし、修せず行せずして徒に是非を論せば、目しむたる人の色の淺深を論じ、耳しむたる人の主の好惡をたいさんが如し、唯すべからず修業すべき者なり、末代の凡夫は彌陀大悲の本願によらずば何れの行を修してか生死を出離すべき、是の故に一向に不思議の願力に乗じて一心に阿彌陀佛に歸命すべきものなり、あなかしこく。

わが身たいつみのふかきぞたよりなる南無阿彌阿佛の誓ひたのひに(取詮)

蓮如上人御傳起第五卷終

蓮如上人御傳起第六卷

第一段

文明十年戊戌(上人六十四才)正月廿九日河州出口の里をいで、城州にうつり、宇治の郡小野の庄山科の内野村西中路と云ふ所にをもむき、蓋輿を立られ少時巡見したまひて、しからはこに居住し時宜をも試むべしと、しかるにかの地は野村の住人海老名五郎左衛門所持の地なり、五郎左衛門かねて上人の教化をたふとみければ、この所に貴坊建立したまふことはからざるの幸なりとて、この地を上人へ奇附し奉る、上人ますく宿縁深厚の地なりと御満足ありて、まづ少屋をたてたまひ、その年は江州近松にて越年まれくき、上人の消息に云く、文明九年の冬も十二月廿八日になりぬれば、愚老も六十三才なり、さるほどに改年して文明十年正月廿九日河内國茨田郡中振郷山本之内出口村中之番と云ふ所より上洛して、山城國宇治郡小野の庄山科の内野村西中路に住すべき分にて、暫く當所に逗留して其の後和泉の堺に小坊のありけるをとりのぼせて作りをき、とかくしてまづ新造小馬屋をとりたて、そのまゝ春夏秋冬なにとな

くうちくれぬ、しかれば愚老は年齢つもありて今は六十四才ぞかし、前任圓兼には年はにまされり、然る間日月の立行ほどなさをつらく案ずるにつけても、佛法世法のなにごといたるまでも祖師開山の御恩徳のふかきこと雨山のごとくしてまことにたとへをとるにもものなし、之に依てあまりのことにせめて詠歌にもよそへてかやうにおもひつゝけたり。

ふる年もくる、日月の今日までもいつしか祖師の恩ならぬ身に
と思ひなぞらへても我身の今ま久く命の存へたることのふしきとを又思よせたり。

六十あまりをくりむかふるよはひにて春にやわはん老の夕暮
と打すさみければ、はやほどなく天はれわくる朝の初春にもなりぬ、正月一日のことなれば上
下方民祝言以下事すきて俄に天くもり、雨ふりてなる神おびたしくなりわたりければ、年始
とはいひながらひとくもみな不思議の神かなといひける、折ふし風度心にうかむばかりと
あへず發句を一つはじめけり、其句に云く、

あられたまる春になる神はじめか奈
とひとり連歌をしてぞありける、中にも又案じ出すやう愚老は考ふれば當年は六十五才になりければ、祖父玄康は六十五才ぞかし、しかれば予も同年なり、不思議に今までいきのびたるものをやと思へば、親父にも年はまされり祖父には同年なれば、一はうれしく思ひ又は冥加と云ひ

旁々以まことに命果報いみとじも謂ふ可き歟、これにつけてもかくの如く口のついでに片腹いたくも又つゝけたり、

祖父の年しと同じ命のよはひまでながらうふる身こそうれしかりけれ
と心一に思つゝけて行ほどに、なにとなく正月も二日すぎ五日にもなりぬれば、竺一檢校當坊へはじめて年始の禮に来けるついでに祝言以後申し出し、とても正月一日のかみのなりけるふしぎさをかたり侍しに、その時件の發句を云ひいだしければ、やがて檢校當座にわきを付けけり。

うるをふ年の四方の梅がへ
とぞ付侍りき其の後とかくするほどに正月十六日にもなりしかば、春遊にもやとて林の中にあるよき木立の松をほりて庭にうえぬ、地形の高下をひきなをしなとしてすぎゆくほどに、三月初ごろかとよ、和泉の堺に小坊のありけるをとりのぼせて、これを新造と號して作りをき其後うちつゝき造作するほどに、又攝州和泉の堺に立置し古坊をこぼしと寝殿に作りなしかるほどにとかくして、同四月二十八日にはや柱立を初て昨日今日とするほどになにとなく八月ころはかたの如く周備の體にて庭までも數奇の路なればことくはなけれども作りたてければ、なにとなく東の山をみてかやうに思案もなくうかむばかりにつらねけり。

小野山やおはわけつゆく山科のひかりくまなき庭の月影
 と我ひとり打詠せしばかりなり、さるほどに、春夏も去り秋もすぎ冬にもなりぬれば、すぎに
 し炎天のころのこといもを思出しにつけても、よろづ春のころより冬のこのころに至まで、普
 請作事等に退轉なくみな心をつくせしこと、今に思出すにみな夢ぞかし、これにつけても
 いよく予が年齢つもりて今はかみひげ白くなりて身心逼惱して手足合期ならずしてすでに六
 十有餘のよはひに及べり、さればおやにも年齢はまさりたるばかりにて、さらになにの所詮も
 なし、これにつけてもあはれ人間は定相なきとかひとは覺悟しながら、我機に任する物ならば
 かゝるあさましき世界にひさしくあらんよりは、早速に法性真如の城とて目出度く殊勝の世界
 に生れて、無比の樂をうけんこそ誠に本意としてねがはしけれども、それもかなはぬさかひ
 とて昨日もすぎ今日もくらすことのかなしさ口惜さよ、されば老體の身のならひとしてひるは
 ひねもすに万事にうちまざれ夜るは又曉方の鳥なくころより目もさめて、そのまゝいねいる夜
 はまれなり、これによりて朗詠の詩にこのことをかゝしめたり、その詞に云く、

老眼早覺常殘夜。病力先衰不待年。

といへりまことに今こそこの詩の心に身をも思ひ合せられてあはれなり、就之いよく三國の
 祖師先徳の傳來して佛法の次第をしらしめたまふことも思はれて、別しては聖人の勸化にあふ

宿縁のほどもことにありがたく、又六十有餘のよはひまでいきのびしことも偏に佛恩報盡の儀
 もますくこれあるべき歟ともなをく心肝に銘じ、いとたふとも又悦しくもおもひ同十
 年七月孟蘭盆會の消息に云く、文明十年初春下旬のころより、河内國茨田の郡中振の郷山本の
 庄出口村の里より常國宇治の郡山科の郷之内野村柴の菴に昨日今日と打すぎ行ほどに、はや孟
 蘭盆になりけり、依之無常を見するに誠に以夢幼の如く然而今日までもいかなる病苦にもと
 りあはず、されども又いかなる死の縁にかあひなんすらん、今日無爲なればとてあすにもしら
 ざる人間なれば、たい水上の泡風の前の燈にいたり、このゆゑに仁倫の身としては急ても
 ねがふべきものは後生善處の一大事にすぎたるはなし、たとひこの世は榮華にふけり財寶
 は身にあまるとも無常のあらし風吹き来らば身命財の三とも一つも我にそふことあるべからず
 この道理をよく分別して後生をふかくねがふべし、しかるに諸教の修行はもとより殊勝に
 してめでたけれども、末代の根機にはかなひがたければ、こゝに幸に未來惡世の爲めにをこ
 したまへる彌陀如來の他力本願を一向にたのみ奉て、信心決心して長時不退に佛恩報盡のた
 めに行住坐臥をえらはす稱名念佛申すべきものなり、穴賢く、そのころかの御居住の地に井
 を掘らしめたまふ人々申さく、この所は往古行基菩薩に水をおしみ候ゆえ、水涌候はずと申
 傳へたりと、上人宣くまづ掘るへしと、ときに人々多く集りて掘りけるに水出せず、上人へ

申上けるは往古云ひ傳へたる如し水涌申さずと、上人かの所にゆきて往古の人は行基に水をおしめども、我行基と中あしからずと仰られて杖を以て地をたゝきたまへば、はたして麗水涌出でけり、ひとく奇異の思をなせりと。

第二段

文明十一年の春の御文に云く、夫れ人間のならひ今生の身命をおもくして、富貴榮華のみ心にねがはしきまゝに正月にはよしなきうらこといをもとりわつめて今生のいはひことをのみしわへり、去年去々年もいはひしかどもまさりかはなきにこりずして年ごとに祝ひあへり、さるはどに死と云ふことをおそろしくいまはしきゆえに、文字のゆえのかよへるばかりにて、四あるものをいみて酒をのむにも三度五度のみ、もろくの物のかすも四をいまはしく思ひなしたり、それほどに四の文字の昔たにもいまはしき心に正月はことにおそろべき死せる魚鳥を家のうつにとりいれてきりもりいりやくはた、人畜ことなれども死のかたち同ければ葬送のかたちなるべし、されば經に云く肉を食する口は屍をすつる塚なりといへり、なかこれにいまするへき、精進潔齋し戒をたもつ佛につかへんこと壽命福德も目出度かるべけれ、正月には尤これを行ふべし、世間の人の物祝かへすく道理なく思侍りぬ、又はしからぬ物をば死人の具足

なりとていとひ大切なる所領財寶は死人のあとなれどもこれをとらんと論じ、貧人をいひも氣色わるきものは久しくいみざる物なるとはさしもいまぬことなり、かくのみ顛倒の心にて世間のあさき道理をだにもしらすふかき佛法の義理誠にさとりがたし、をろかなる凡夫のならひかな、本覺佛法内にあり、世間出世の道理知識の縁にあふてこれを覺知し、常住の妙果道に歸して顛倒の邪執をすつべき者なり、穴賢穴賢、同年十一月の消息に云く、抑常流親鸞聖人勸化の一義に於てはなにのわづらひもなく、在家出家もさらず、男女老少をいはす、ひとすちにねがふべき趣はわさましきわれらごときの愚癡闇鈍の身なれども、彌陀如來の他力本願をたのみて、ひとへに阿彌陀佛に歸命すれば即時必定に入らしむるなり、こゝをもて不思議の願力とは申侍れ、このゆゑに彌陀に歸入するをこそ他力の一心に決定せしめたる眞實信心の行者とはいへるなり、是れ即南無阿彌陀佛のこゝろなり、されば南無阿彌陀佛の體をよく心えわけたるを信心決定の念佛行者とはなづけたり、このうへには彌陀如來の攝取不捨の益にあづかりたる御うれしさの御恩を報せんがために行住座臥に稱名念佛すべきばかりなり、しかればすなはちこの上には知識歸命なんといふこともさらにもてあるべからず、ちかごろ三河の國より手作云出したる事なり、あひかまへてこれらの儀を信用すべからざるものなりと。